

神職試験問題講義

6

139

014205-000-4

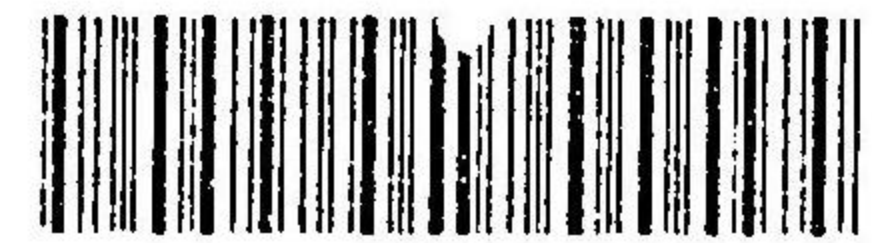
186-139

神職試験問題講義

磯部 武者五郎 / 著

M40

ABB-0525



186-139

敬神



敬神

敬神



明治
40 8 4
肉交

凡例

一本書ハ、明治三十五年二月、内務省令第四號府社縣社以下神社神職任用規則所定ノ科目ヲ、府縣社以下神社神職受験者ノ便ヲ圖リ、問答體ニ編纂シタルモノナリ、

一本書ニ掲クル所ノ問題ハ、從前各所ニ於テ試験ノ際ニ提出セラレシ問題ヲ參酌シ、神職ニ必要ナル點ニ就キテ設ケタルモノニシテ、之レニ對スル答案モ、亦其ノ要領ヲ記述シタルモノナリ、

一國史、職原抄、祝詞ニ於ケル答案ハ、普通一般ニ認メラレタル解釋ニ依ルモノニシテ、諸家ノ學說、異論等ハ之ヲ省略セリ、是レ國典ノ初步ヲ領知スルニ於テハ、普通神職トシ

凡 例

テ其ノ要ヲケレバナリ、
 一 神社法令ハ、神職タル者ノ職務上必ス精曉セザルベカラザルモノナルヲ以テ、本書ハ勉メテ詳細ニ之ヲ記述シ、且ツ著者ガ職務履踐ノ上ニ於テ、處理シタル實例等ヲ參酌シタレバ、之ヲ熟讀スルトキハ、神職服務上頗ル裨益スル所アルベシ、
 一 本書ノ編纂法及答案ノ要項ハ、受験者ノ爲ニ其一斑ヲ述ベタルニ過ギス、且ツ先般皇典講究所ニ於テ、學階試験ノ科目ヲ改正セラレタルヲ以テ、著者ハ、他日其科目ヲ參酌シ、傍ラ本書ノ闕漏ヲ補足シテ、更ニ編述スル所アルベシ、

明治四十年七月

著者識

端書

府縣社以下神社ノ神職ヲ希望スルモ、僻陬ノ地ニシテ學
 プニ便ナラス、或ハ常務ヲ帶ビ、神職講習ノ餘暇ヲ得ザル
 諸氏ノ爲メニ今回畏友磯部東海君、神職受験ニ必要ナル
 科目ニツキ、最モ了解シ易カラシメンガタメ、質疑回答々
 案集ヲ編纂セラレ、予ニ神社法令ノ部ヲ囑託セララル、予其
 ノ舉ヲ賛シ、不肖ヲ願ヒズ、茲ニ公務上差支ザル範圍ニ於
 テ、法令中樞要ナル部分ニツキ、個人ノ資格ヲ以テ、其ノ解
 釋ヲ試ムルコト、ハナシヌ、
 然レバ本欄ニ記載スル所ヲ以テ、直チニ當局ノ意見トナ
 スコトヲ得ザルモ、法令ノ旨趣ニ於テハ、蓋シ誤リナキヲ

信ズ、然レドモ起草ノ期日極メテ短カリシト、適々家ニ憂慮ノ禍衆カリシト、爲メニ、滲漏紕繆モ亦尠ナカラザルベク、且又本稿ハ素ト、速記ニ成リシモノナルガ故ニ、文章トシテハ極メテ體裁ヲ成サズ、其ハ更ニ他日ヲ期シテ精訂スル所アルベシ、讀者乞フ之ヲ諒セヨ、

明治丁未之年七月

小石川白山喬居ニ於而

相 杜 吉 次 誌

神職試験問題講義目次

- ◎倫 理 (大要) 問題二十一 答案同上
- ◎國 史 問題二十五 答案同上
- ◎古 事 記 問題二十七 答案同上
- ◎古 語 拾 遺 問題二十六 答案同上
- ◎法制史 問題二十六 答案同上
- ◎職 原 抄 問題二十六 答案同上
- ◎神 社 法 令 問題十四 答案同上

第一章

問題十四 答案同上

▲府縣社以下神社神職任用規則

▲府縣社以下神社ノ神職ニ關スル件

▲府縣鄉村社神官奉務規則

▲神官神職政治ニ關與スルコトヲ得ス

▲神官神職ハ衆議院議員選舉競争ニ關與スヘカラス

▲衆議院議員選舉法

▲神職懲戒令

▲文官懲戒令

▲官吏服務紀律

▲刑法

▲官國幣社處務規則

▲內務省訓令第二十二號

▲同 第二十三號

第二章

問題 八 答案同上

▲氏子并信徒ニ關スル件

第三章

問題 十七 答案同上

▲神社創立、再興、復舊、移轉、廢合ノ件

▲社寺佛堂等取扱ニ關スル件

▲社寺取扱概則

第四章

問題 十 答案同上

▲明細帳ニ關スル件

▲招魂社ニ關スル件

第五章

問題 二十二 答案同上

▲祭神、社格、社號、禮祭ニ關スル件

▲官國幣社祭神分靈ニ關スル件

▲神佛號混淆ヲ廢ス

第六章

問題二十四 答案同上

▲境內地井建物ニ關スル件

▲國有林野法

▲古社寺保存法

▲特別保護建造物制札建設

第七章

問題十八 答案同上

▲雜則ノ件

▲守札ニ關スル件

▲神社ニ於テ布教ヲナスコトヲ禁ス

▲民法中法人ノ章

第八章

問題二十一 答案同上

▲新法令ノ件

▲神社寺院佛堂境内使用取締規則

▲勅令第二百二十號

▲内務省令第二十二號

▲府縣鄉村社ノ神饌幣帛料ノ件

▲國幣社幣帛神饌料増額ノ件

▲官國幣社以下神社并寺院佛堂境内官有地木竹管理規則

▲預金取扱規程中改正

▲登録税法中改正

▲官國幣社會計規則改正

◎祝詞史

◎祝

詞

問題

二 答案同上

◎祝

詞 作文

問題

十一 答案同上

- ▲年始祝詞▲紀元節▲地鎮祭▲新殿祭▲遷宮祝詞▲遷座祝詞▲祈雨祭
- ▲除蝗祭▲竈神祭▲井神祭▲出船祭▲祭祖靈祝詞

◎國文

◎土佐日記 問題二十三 答案同上

◎祭式(大要) 問題二十二 答案同上

◎附錄

- ▲神官神職服制
- ▲裝束圖及略解
- ▲服忌令
- ▲府縣社以下神社并神職員數表
- ▲縣社以下神社神職任用規則
- ▲神宮幣帛色目神饌料

- ▲官國幣社以下神社幣饌料一覽表

◎神社法令追加之部

- ▲神社境內地使用取締規則ノ改正
- ▲神職懲戒ノ改廢
- ▲神社ノ不動産登記ニ關スル件
- ▲森林法ノ改正
- ▲神社祭式行事作法

神職試驗問題講義目次終

倫

理

倫理

大要

倫理といひ、道徳といひ、修身といふ其意味の大體は、人として各自に盡すべき道といふ義なり。

此道徳は、如何なる要件の下に成立するかといふに、第一意識、第二意志、第三良心、此三者の存在を待たずして、福と道徳的關係、即ち道徳的行為の成立するものなり。もし此三つの要件を缺くならば、其動作に道徳的意味あらずして、即ち無道徳の境界といふべきなり。第一 人の行為にして、意識の伴はざるものあるかといふに、例へば單純なる物理的、或は生理的の情態として、起る事柄の如きもの、即ち道を行く間に、石を蹴て、其石他人にあたりたる如き行為は、それ自身は、無意識的に起りたるものといはざるを得ず。其他反射運動とか、自發的運動とかいふものは、何れも意識的にあらざるより、道徳上

の責任の伴はざるを知るべし。其他本能的運動は、矢張その本能たる點に於ては、無意識的なれば、無道德といふを得べし。併し斯様な場合は、非常に少きものにて、唯、箇々の動作舉動について、考へ見れば、幾分か無意識といふことが出来るも、多少永續したる生活、或は生活中の一現象と稱せらるゝもの、大抵意識の伴つて居るものなれば無道德なる場合の範圍は、餘程狭いものと知るべし。

第二 意志の存在して居らぬ場合の行爲は、矢張、道德の範圍外に屬するものなれば、無道德といふを得べし。されど此場合は、極めて少なし。例へば、非常なる強力に壓迫せられて、已を得ず、或行爲をするといふ如きは、確に非自由的なれば、是等の行爲に對しては、道德上の責任を論ずること能はざるなり。併しかかる場合は、人の行爲中稀にあるものなり。

第三 良心につらても、同じことにて、良心の充分に働いて居らぬ機會には、人の行爲には、道德性あらずと知るべし。併し普通の人の行爲ならば、全く良心が麻痺して居つて起るといふ事は少なし。殆どなしと言ふも可なり。矢張、そこに善惡の判別が這入り

來るものあれば、其意味に於て、全然無道德といふことは難し。故に倫理といひ、道德といひ、修身といふも、此三要件の存在する行爲を律するに過ぎずして、もし此の三要件の存在せざる行爲ならば、道德上の責任なしと知るべし。

問 教育勅語の由来を述べよ。

答 明治維新以來、西洋の文明が我邦に入り來り、舊來の事物と入り變り、新日本となり、世は只物質的智識のみを重し、諸事皆西洋に模せざるものなく、日本固有の道德をも輕じ失はんとするに至れり、中には倫理道德のことを考へざるものなきにはあらざれども其の方針區々にして一定の律あるにあらず、各自の思ひくりに所見を述ぶるに過ぎざりき。時に 今上陛下、深く大御心をいためさせられ、明治二十三年十月三十日を以て、我々臣民に、教育勅語を下し賜へり。此勅語を拜讀すれば、我國民の守るべき道德は、忠孝の二道を本とし、其二道は、皇祖皇宗の御遺訓なりとの仰せなり。されば、其道は、天照大神を始め奉り、歴代の御祖先の御定めあらせられたる大道にして、國民の守るべきものなり。かく國民の守るべき道德を、皇室より定め給へるが如きは、世界

萬國に比類なきことにて、他國の人の異様に感ずることなれど、此點が日本の日本たる特色といふべきなり。凡そ修身の道は、之を外にしては、天地に固有せる大道と申すべく、之を内にしては、人心に固有せる本分と申すべく、世の古今、國の東西を問はず、一定不變のものにて、之を日本にて行へば日本の道といひ、西洋にて行へば西洋の道といふが如し。然るに、我邦は、他國と異にして、皇室を中心とし、根本とし、基礎として建てたる國なるにより、人民ありて、後に皇室の出來たるにあらず。皇室ありて後に人民の出來たるものなれば、其人民は、皇室の分家末孫より分れたるなり。故に皇室は君主の家にして又先祖の家なり。かゝる關係よりして皇室の御先祖の定め給ひし訓を國民の守るべきは、また當然のことにして、勅語の由來の深くして、且つ遠きことを知るべきなり。

問 常識とは、如何之を説明せよ。

答 常識とは、學識と技能との中間に位せるものにして、所謂、批評的能力なり、其學識と異なる所は、嚴正なる秩序的論理等によらずして、或は事物の利害得失を判断し、

或は人の日用常行に就きて、容易に其是非善惡を辨明するにあり。又この能力は、全く批評的にして、判断するに止り、技能の如く、豫め目的と方法とを定めて、實際に決行するにもあらずるなり。故に常識は、往々實際の作業的技術なき人にも存在することあり。或は學者にして却つて此能力に乏しきものあり。學者は、深遠なる學識に富むと雖ども通常俗界の事物を蔑視して、これに注意せず。實業家は、専心一意に、自己の業務に勉勵すと雖も、毫も他を顧みず、この二者は、通常世事に遠くして、人情に疎きものなり。これに反して、俗人才子は、縦令學識に乏しく、且つ技能の用ふべきものなしと雖ども機智に富み、俗事に長じて、世の風習流行等を知悉し、自己と他人とを問はず、日常の言語動作に就きて、其適當なるか、不適當なるかを、敏捷に看破する明あるのみならず、便宜に之を處理する能力あるものなり。故に學者、實業家は、世事人情に疎くして、多く小事を誤らんことを恐れ、俗人才子は、伶俐機敏に過ぎて、遂に大事を誤らんことを恐れざるべからず。之を救ふ法は、他にあらず、一は世俗の卑事に注目して、正當に評價する所の常識を養成し、一は嚴正なる學識と著實なる作業的技術とを尊重す

るにあり。若し然らざる時は、遂に無用の學者たると、迂遠の實業家たると、狡智の小人たるを免れざるに至らん、故に常識は、何人といへども、養成すべき必要あり。

問 正義の情とは、如何。之を説明せよ。

答 正義とは、良智の明断を尊びて、良心の指揮に従ひ、自己の權利を傷はず、他人に對しては、義務を怠らず。一言以て之を言はんには、内に省みて疚しからず。外に形れて正しき行爲をいふ。かくの如き行爲あれば、吾人は、高尚なる心狀の愉快を覺えて、之を愛好し、其自己に出でたる時は、清和、安靜等の感を發し、其他人に出でたる時は、尊敬感謝等の念を起す。之に反して自己の邪念悪行に對しては、羞辱、後悔等の苦惱を感じ、他人の非行不徳に對しては、輕侮、怨恨、悲憤等の痛感を生じ、以て之を憎惡するに至る。所謂正義の情是なり。抑 正義の情は、意志既に正しく、行爲も亦十分に於て、權利を伸べ、義務を盡さなければ、満足せざるものなり。故に獨り、良智は、明断ならんことを要するのみならず。一時の害を忍びて、永遠の利を感り、小益を捨て、

大益に就き、偽善を斥けて、眞善を愛せざるべからず。然れども、善の眞偽と、益の大少と、利の遠近とを量度するは、容易の業にあらざして、小智薄志の能く堪ふる所にあらず、特に國家の休戚に關するが如き大義を洞見するは、一世の俊傑と雖も、尙難しとする所なり。さて正義の情は、通常正理の存する所に違由するものにして、自己に在りては、他人の事情如何を顧みずして、我が權利を危傷せざらんことを主とし、他人に對しては、自己の境遇如何を問はずして、其義務を盡さんことを要す。且つ此情は、一方に於ては、權利を伸べ、他方に於ては、義務を缺かざるを以て満足し、敢て己を屈げて他人を進め、又は他人に對して、義務以外に事を負擔するを要せざるものなれば、往々人情に戻り、習俗に背きて、冷淡、菲薄の觀なきにあらざるなり。是に於てか、温厚寛慈なる仁恕の情を要するなり。

問 皇祖、皇宗の國を肇め給ひしことを説明せよ。

答 太古、天孫瓊瓊杵命、天祖天照大神の詔を奉じ、(勅曰、豐葦原の瑞穗の國は、是吾が子孫の王たるべき地なり。爾、宜しく就きて治むべし。寶祚の隆なること、天壤と

興に窮りなかるべし。降臨せしめてより、列聖相承け、神武天皇に至り、遂に、奸徒を討じ、逆賊を誅し、以て四海を統一し、始めて政を行ひ、民を治め、以て我が大日本帝國を立て給ふ。因りて、我國は、神武天皇の即位を以て、國の紀元と定む。神武天皇の即位より今日に至るまで、皇統連綿、實に二千五百六十餘年の久しきを経て、皇威、益々振ふ。是海外諸國に比類なきことにて、卓然萬國の間に秀づる所以も亦茲に存す。實に、皇祖、皇宗の國を肇め、徳を樹て給ひしことの極めて深厚なるにあらざれば、安んぞ能く、此の如く、盛なることを得ん。

問 國家の鞏固なる所以は如何。

答 「億兆心を一にして世々、厥の美を濟す」と今上陛下の教育勅語に仰せられたる如く國民の天皇陛下の命令に従ふこと、恰も四支の精神の向ふ所に従ひて動き、毫も、滯滞する所なきが如くなるにあり。かくの如きは、即國の鞏固なる所以なり。抑々國家は、一個體にして、唯一の主義を以て之を貫くべく、決して民心を二三にすべからず。結合一致は、實に國力を強くする法にして、譬へば、一本の筋は折れ易きも、

數本を束ねれば、容易に折れざるが如し。若し夫れ臣民盡く結合して、一個體となり、以て主君に服従し、主君亦一主義を以て、臣民を統合結束するときは、國家の基礎、是に於てか、始めて鞏固となり、如何なる外寇ありて、來襲するも、毫も懼るゝに足らず。何となれば、民心の固く和合一致せるは、金城鐵壁も及ばざるものにて、巨砲利兵も、復、之を如何ともすること能はざるものなり。故に、億兆心を一にして、世々その美をなせりと仰せられたるなり。

問 國體の精華とは如何。

答 父母は、子弟を撫育し、子弟は、父母兄弟に敬事し、一家共に和し、長老は、慈愛にして、少壯は從順なるが如き、君に不慈の君なく、臣に不忠の臣なきが如き、豈本邦人の特質にあらずや。是固來日本の國土に生死せしもの、子子孫孫、此性情を培養し、此慣習を馴致して次第々後世に遺傳したるもの、即ち克忠に克孝なる所以のもの之を國體の精華といふ。

然り而して、一國の君にして、臣民の爲に、懇切の情を盡し、臣民にして、君父に忠孝

なるは、徳義の極めて大なるものにして、假令、世に、これに反する教ありて頗る有益なるものとするも、我邦には、毫も、之を採るべき必要なきなり。故に國君の臣民を愛撫するは慈善の心に出で、臣民の君父に忠孝なるは、恩義を忘れざるに出づ。臣民にして、恩義を忘れんか、禽獸に若かず。國君にして、慈善の心なからんか、未だ其天職を盡したりといふべからず。

此れに由りて、之を觀れば我邦の屹然として、東洋諸國の間に卓越するは、主として、君臣父子の關係、其宜しきを得るに因ることを知るなり。

問 孝を説明せよ。

答 親子間の情は一種特別の親愛を感じるものにて、もと其骨肉の關係を有するに由りて起るもの、是全く自然の情に出づ、即ち子たる者の身は、父母の生ずる所にて、父母は己の由りて出づる所なり。是を以て、子たる者の父母に孝なるべきは、其必然の情なりと謂はざるを得ず。又人類は、總べて先祖の業を継ぎ、之を子孫に傳ふる精神を有せり。即ち歴史的の思想ありて、他の動物の如く、親は子を忘れ、子は親を忘れて、各々

其生活を營み、一代ごとに、全く相變はる者とは、大に異なる所あり。謂ゆる孝は、一家の繼續を全くする所以にして、人類の大に他の動物に勝るもの、實に此にありて存す。

且つ夫れ、久しく恩義を忘れずして、之に報ゆる所あるが如きは、實に人類の美德なり。人類ほど、其生長するに、永き歳月を要するものはならず。他の動物にありては、多く一年を出でずして、獨立の生活を爲し得べきも、人類は、一年若しくは二年の間は、歩行も自由ならず。假令、歩行するも、自力によりて、生活すること能はず。獨立の生活を得んには、少なくとも二十年を経ざるべからず。殊に今日の如く、高等の教育を要する世にありては、二十年も猶ほ未だ以て獨立の期となすに足らず。然れば、子の父母に頼りて、養育を受くること、實に二十餘年の久しきに及ぶにあらざるや。實に是のみならず人の體質は、他の動物に比すれば、はるかに纖弱なれば、若し、幼少の時、放棄せば、必ず飢渴して死するに至るは當然のみ。故に子の生長するは、全く父母の養育宜しきを得るに由るといふべし。

試に父母の子を養育するに當りて、痛く其思を勞することを思へ、子の幼弱なるとき一刻も父母を離るゝこと能はず。父母の懐中にあれば喜び、他人抱去れば啼泣す。父母の胸臆を以て寢處となし、左右の膝上に嬉戯す、夏は、父母之が爲に酷暑を恐れ、冬は、父母之が爲に沍寒を愁ふ。啼くときは、百方之を宥め、笑ふときは、共に相喜び、疾むときは、醫を喚び、藥を求め、看病の爲に自己の健康を害するも顧る所なく、暫くも子の安全を思はざるなし、其漸く生長するに及んでは、餓えては父母に向ひて食を求め、寒ければ、父母に向ひて衣を求め、萬事唯父母を之頼む。六七歳より學校に入り學藝を習ふとき、父母は唯其進歩の速かならんことを希圖す。二十歳以上に及べば、これをして獨立の活路を得せしめ、其將來の繁榮を希望すること極めて切なりとす。夫れ父母養育の勞は、人の最も忘るべからざる大恩なれば、深く之を心肝に銘じ、居常能く父母を孝養し、以て大恩萬分の一に報いんとする念慮を要するなり。已に子たるもの、父母に孝養を盡すべきを知る以上は、其實行方法に注意せざるべからず。徒に豊富なる衣食を以て、父母を養はんとするも、父母は必ずしも、之を喜ばず。

父母は、却りて我子の己れに對する敬愛の情を喜ぶものなるが故に、子たる者は、其敬愛の情を盡して、父母に事ふべきなり。即ち體養よりは、寧ろ心養を重んずるを優れりとす。然れども、是皆、父母生前の孝なり。父母既に死するに及んでは、禮を以て之を葬り、永く追遠申孝の道を忘れざるやう心掛くべきことなり。

問 一家は、何によりて和合すべきか。

答 夫婦は、一家の起る所以にして、一國の大本なれば、一國の治を欲するものは、又一家の治を欲せざるべからず、一家は、夫婦の和合によりて、安全なるものなり。故に夫たるものは、妻を愛撫して、以て其歡心を得べく、又妻たるものは、柔順にして、夫を慰藉し家事を整理して夫をして内顧の患なからしむるやう務むべし。夫婦は、一生の同伴にして、百般の苦樂を共にすることなれば、其間或は、意思相戻り、感情相傷ふことあらんも、事體を軽く見做し、深く怨恨するが如きことあるべからず。畢竟、忍の一字を忘れざれば可ならん。忍は平和の樞紐にして、安寧の基本なりといふべし。之を要するに、一家の和合は、夫婦の和合にあり。夫婦の和合を得るものは、互に愛敬の情を

忘れざると、忍の一字を知ることにはありといふべし。

問 親族とは、如何なるものをいふか。

答 親族とは、自己の最も親しき血族の關係あるもの、及縁組より生ずる姻族をいふものにて、現在の民法に規定せらるるものは、

一、六親等内の血族、

二、配偶者、

三、三親等内の姻族、

四、養子及養父母、

一、六親等内の血族、

自己より、子、孫、曾孫、其子、其子、其子、又は父母、祖父母、曾祖父母、其父母、其父母、其父母、其外は、自己より六位までをいふ。

二、配偶者、

民法上、相當の手續をふみて、結婚したるものをいふ。

三、三親等内の姻族、

結婚上より生ずる姻族にして、夫の父母、祖父母、曾祖父母、又は、妻の父母、祖父母、曾祖父母、等をいふものなり。

四、養子、及養父母、

他より養子として、入籍したるもの、及養父母として、入籍したるものをいふなり。

以上、あげたるものは、民法上規定されたる親族のことにて、其他、血族及姻族の親族として見るべきものあるなり。さて親族とは、一家に同居するもあり、同居せざるもあり。完く別居なるもあり、各親疎の別ありといへども、他人と同一視するが如きことなく、必ず、親密なる交際を要すべきものとす。

問 朋友の交際は如何にすべきか。

答 朋友と交際するには信を以て肝要とす、而其の初めに當る先づ友を擇ぶを以て要とす、友を擇ぶ道は、須く、直信にして智慮あるものを取るべし。人の社會に立つて、活動するに當り、朋友の助を得るもの多きに居る。若し交友其人にあらざれば、曾に、己

に益なきのみならず、久しくして、これと化し、其守る所を失ふに至る。故に朋友は擇ばざるべからず、朋友として、最も善きは、多聞なるもの、温厚篤實なるもの、直言を憚らざるもの、質素なるもの、等にして、要するに直信なる人にあり。朋友とすべからざるものは、姦邪便佞なるもの、惡遊を好むもの、輕躁浮薄なるもの等にして、要するに、不直信の人にあり。

問 恭儉の徳を説明せよ。

答 恭儉は、人の美德にして、社會の秩序をなすものなり。恭とは、進退應對の間、總べて事物を鄭重にすることにて、儉は、自己の行爲を檢束し、放縱僭濫に流れざるやうにすることにして、材用の節儉亦其一なり。恭と共に、必要なるは、敬なり。古來貌にあるを恭とし。心にあるを敬とす。即ち恭は唯外見に過ぎずして、敬は内部の事に屬す。若し心中敬なければ、恭も虚偽となる。是故に敬は恭の根柢たらざるべからず。且つ夫れ、如何なる人も、他人の己に對して、恭儉なるを欲せざるものはあらざるべし。然れども、若し他人の己に對して、恭儉ならんことを欲せば、必ず先づ、己自ら他人に

對して、恭儉ならんことを務めざるべからず。動あれば、反動あるは、又自然の道理なればなり。然れども、恭儉を誤解し、一概に卑屈に失し、毫も自主獨立の精神なきは、却りて人の恥づべき所なれば、貴賤に論なく、老少に拘はらず、凡そ人たるものは、他人に對する毎に必ず一個の紳士、一個の淑女たる資格を失はず。故なく己の權利自由を妨げらるゝことなく、言ふべきことは、充分に之を述べ盡し、答ふべきことは、憚る所なく分明にこれを語り了るべし。要するに、是非曲直の存する所に至りては、如何なる人に對しても、肝膽を見はして餘蘊あるべからず。又自己の名譽は、一個の良民たる資格の存する所なれば、決して他人の爲に損傷せられざらんことを務むべし、但、故なく己を以て、他人の上におき、驕傲不遜なるは恭儉の美德たるを知らざるものといふべし。

問 自己の分限を守るとは如何。

答 傲は凶徳なり。纔に傲れば、意氣便ち驕り、聲色も亦勵しく、自ら處ること便ち高く、人を觀ること便ち下し。過つて能く改め、諫に従ひて、虚受すること能はず。謙は天下

の美德なり、人須く、此美德を存し、此凶徳を除きて、然る後善に進み、義に徒るべし、然らざれば、則ち學進み、見聞博しと雖も、徒に私智邪慧を増益するのみ。古の聖人、其徳天地に等しく、其功四海を蓋へども、纖芥の矜高なし。況や今凡庸の人、小材を以て自ら矜高せんや。蓋し古の聖人君子、盛徳にして矜らず。功大にして伐らざるは、皆自己の分限を守るを以てなり。凡そ傲慢なるものは、徳を害ひ禍を招く。其失三あり。一に曰く、己が才能あるに矜り、人の才能なきを侮る。二に曰く、人の過失を暴露せんことを好む、三に曰く、未だ信せられずして妄に人を諫む。蓋し人の才能なきを侮れば、人も亦吾才能を掩ふ。人の過失を暴露すれば、人も亦吾の性行を誹謗す。未だ信せられずして諫むれば、人以て己を誘るとなす。皆是徳を害ひ禍を招く事なり。須く之を禁ずるを要す。

問 人に接する時の心得を述べよ。

答 人に接するには、心を平和にし、容貌も亦溫柔にすべし。決して忿怒の色、及悲哀の情を呈すべからず。假令、心には憂患することあるも、深く包みて色に見さず。言

に發せず、己の心に適はざることもあるも、忿怒することあるも、深く心に忍びて、勉めて發すべからず。若し又他人の我に對して、非道の行あるも、決して之に抵抗すべからず。假令、他人、我に對して非道なるも、我他人に對して、直實なるときは、非道は彼にありて、我は公明正大にして、一點の瑕瑾なし、何を憂ふる所あらんや。己は、是非曲直を規定する判官にあらず。何ぞ之を問ひ、又之を責むべけんや。故に是非を論じ、又は忿怒するは、愚の至りなり。宜しく慎むべきことにして、人に接するときの心得も亦此心掛を要するなり。

問 奢侈の慎むべきことを説明せよ。

答 凡そ人は、独立自主して、務めて他人の救助を仰がざらんことを期せざるべからず。独立自主の工夫となるべき要項は、種々あるべしと雖も、自ら生計を營むを以て、最とせずんばあるべからず。自ら生計を營むには、或は父祖より譲られたる財産を有すに由るも、獨力にて業を營むも共に勵まざれば得る所なし。是に於てか人の勤勉を要することを知るべし。かくせば、其日月を送るには、差支なしと雖も、人には老あり、病

あり、人身は久しく健全を保ち難きものなれば、永遠に強壯なるものにあらず。又時ありて不慮の天災あり、此等の不幸は、唯貨財のみを以て免るべきものにあらざれども、其の多くは貨財にて免るゝことなり。且つ貨財に乏しき時は、人の飢渴を見て、之を救はんとするも得ざることあり。社會の公益となる大事業ありと雖も、遂ぐることも能はざることあり。故に貨財は實に貴重なるものにて、忽にすべからざるは、又言を待たざるなり、然れども、之れ一時に得べきものにあらずして、漸次蓄積して得るものなれば、平素入るを計りて、出るを節せざるべからず。是節儉の必要ある所以にして、奢移の愼まざるべからざる理由なり。

問 博愛の順序とは如何。

答 汎く衆を愛して仁慈なるは、盛徳の至なりと雖も、親疎遠近の別なく、謂ゆる一視同仁なるべきにあらず。此の如きは、固より己の力のよくすべしにあらず。又道徳の法に適ふものにもあらず。何となれば、骨肉の關係ある親子兄弟あり、祖先代々皇恩を受くる所の君主あり、教化を受くる所の師あり、與に謀る所の朋友あり、此等を厚くし、且

つ親しくすべきものと、一面識に過ぎざる路人と同一視するときは、即ち君なく、父なきに至るべければなり。是を以て、君臣、父子、夫婦、兄弟、朋友より九族に及ぼし、特に恩あるものに厚く報い、漸次親しきものより疎きものに及び、近きものより遠きものに及ぼすべきなり。

若し夫れ親疎の別なきときは、忠孝の念生ずるも、愛國の心生ずるも、一視同愛にして人の親を見ること、猶己の親を見る如く、他國の君に對するも、自國の君の如く、己の子と他人の子と同じくせざるを得ず。若し親子兄弟と路人と更に異なる所なくば、執に向つて孝弟を盡すべけんや。自國の君と他國の君と撰ぶ所なくば己が生存する國家と、他の國家との間に差等なく、忠君愛國の念、焉を發揮すべけんや。故に曰く、親疎の別なく、彼我を論せずんば、即ち是汎愛にして博愛にあらず。故に博愛に順序を要する所以なり。

問 徳とは如何。

答 凡そ如何なる人にも、必ず良心ありて、是非善惡を分つことを得るものなり。誰

か人の危難を見て、之を傍觀するに忍びんや。又誰か他人に損害を興へて、後心に快きものあらんや。是心中に良心の存するが故なり。孟子の性は善なりといひ、良知良能といふも、此良心に外ならず。何人にも、心に深く反省するときは、必ず精神の活動によりて、是非を混じ、善惡を誤ることなし。但稀には殘忍酷薄の行をなすものありて良心なきが如く見ゆるもあれども、決して良心なきにあらずして、物欲の爲に蔽はれて良心の働かざるが故なり。故に人の心中には、良心を障害し、良心を隠蔽するものなからんには、人皆非道の行なく、道義を説くは、無用の贅物のみ。されど人には慾念の存するあり、耳、目、鼻、口の聲色香味を欲する等、常に心中に活動するものにて、人の行爲の正邪善惡の岐るは、唯之を抑制することの如何によるのみ。人心に、良心と慾念とありて、互に抗争をなし、軋轉をなして、各々勝を制せんとするは、何人と雖も、亦免れざるなり。而して其行爲の或は善となり、或は惡となり、種々變化あるは、抗争の如何によりて生ずるなり。故に慾念の跋扈を防ぎ、良心のかくれざるやう心掛くべきは、謂ゆる徳を修むる人といふべきなり。

良心を養成して徳を修めんと欲せば、常に善をなすに若くはなし。小善は日々あるものにして、大善は常にあらず。小善も積めば大善となる。故に小善といへども棄つべきにあらず。小惡といへども積めば大惡となる。故に小惡といへどもなすべからず。又善を積まんとせば内面の行爲を慎むにあり。徒に外面に向ひて、成さんとせば、虚偽に近し。古人は自ら省察して獨りを慎むといふ、此の事なり。

問 日本國體は如何。

答 日本國體の萬世一系なるは、天祖天照大神の神勅に基くものにして、歴世相繼ぎ、天地と共に、窮りなきものなり。故に天孫降臨して以來、神武天皇の大和の橿原に都を定め、位に即き結ひてより、二千六百有餘年、皇統連綿として、更に變ることなし。其間、時に汚隆なきにあらずといへども、歴代の天皇皆敬聖にまじ天下に君臨し、常に萬民感化の標準を垂れさせ給へり。中にも應仁、仁徳、天智、桓武、醍醐及今上陛下は特に明識英武にまじまして、或は仁を施し、或は徳を積み、或は文を守り、或は武を張り、皇威を恢弘し、給ひしかば、其御稜威、天下におまねくして、臣民の是を仰ぎ奉る

こと、益々深きを加ふるに至る。嗚呼、我建國の廣大悠遠にして、皇統の尊嚴なる、皇室の慈仁にましますこと、一朝一夕のことにあらずして、諸外國の如く、興亡成敗の速かなるものと同日の論にあらざるなり。これ我國體の萬系一統なる所以なり。

問 日本の政體は如何。

答 政體とは、謂ゆる國家統治機關の組織をいふものにて、第一、主權、第二、立法權、第三、行政權の三大元素を有せざるべからず。主權は國家の精神、立法權は其意志にして、行政權は其行爲なりとす。而して此三大元素を一身に湊合せざるを君主專制政體といひ、其人民に存するを共和政體といひ、主權は、君主に存在するも、一定の國憲によりて、一般人民をして、立法、行政に參與せしむるを立憲君主政體といふ。而て日本の政體は、建國以來、中古の末に至るまで、天皇親ら萬機を統べ給ひ、君主專制政體なりしが、中古の末、頼朝、政權を握りし以來、武家政治の門を開き、北條、足利、織田、豊臣を経て、徳川氏に至り、遂に封建政體を大成して、二百七十年の星霜を経たり。明治維新、政權皇室に歸し、再び君主專制政體となりしを、明治二十二年二月十一日、

大日本憲法を宣布し、日本國家の組織は、立憲君主政體となり、人民一般に、立法、行政の大權に參與することを得しめらるゝに至れり。

問 國法とは如何。

答 國法は、國家を、維持する法則にして、國家と臣民との關係、及臣民相互の關係等を規定するものにて、各々此に由りて、法律上の公權私權を享有することを得るなり。謂ゆる人民の權利を保護し、國民の秩序を確立し、社會の邪惡を禁制し、一國の獨立を維持するは國法の力なり。

此國法は行政法、刑法、民法、商法、裁判構成法、民事訴訟法、刑事訴訟法、等あり。此等法律の元素ともいふべき日本憲法は、明治二十二年二月十一日發布されたるもの是なり。

問 義勇とは如何。

答 單に勇といはゞ、腕力の強きもの、如し。されば、腕力の強大なるを以て、勇の徳とはすべからず。如何といふに、力の強きは獸類尙有り、人類如何に強きも、牛の半

に及ばず。然るに人には智あり、智識を以て彼獸類にまさる。かくいはし、腕力と智識とあるもの眞の勇なるべし。然り而して義勇とは、國の安危休戚に關することあらば奮然一命をも擲ちて、國家に奉公するもの之を義勇といふなり。要するに、一己の自利心を棄て、國家の爲に務むるは、即ち愛國の心にして、人々の當に養成すべき所なり。此愛國心は、則ち義勇に依りて生ずるものなり

藤田東胡の正義の歌、能く之を發揮せり。いはく、

「天地正大の氣、粹然神州に鍾る。秀でては富士の嶽となり、巍々として千秋に聳え、注ぎては大瀛の水となり、洋々八洲を環る。發しては萬葉の櫻となり、衆芳與に儔ひし難く、凝りては百鍊の鐵となり、銳利鏖を斷るべし。云々」これ即ち日本人民の元氣の存する所をいふものにて義勇の根柢なり。

問 服従は臣民の美德なりとは如何。

答 君主は、譬へば心意の如く、臣民は四肢百體の如し。若し四肢百體の中、心意の欲する所に隨ひて、動かざるものあるときは、半身不隨の病人の如く、全身之が爲に活動をざるなり。

臣民にして、君主の命に隨はざれば、管に國の結合力を滅殺すべきのみならず、又臣民の福祉を増進することを得ず、されば臣民が敢て君命に背くは、却りて自己の身に、不幸を來たすべき本となるなり。この故に、如何なる人も、國家の臣民として、君主の意を體し、之に背戻することなかるべし。是社會の秩序を維持し、國家の福祉を圖る所以にして、謂ゆる臣民の美德といふべきなり。

古事記

理

倫

(八二)



古事記

解説

元明天皇の和銅四年九月十八日、太安麿に勅して、稗田阿禮が誦じたる先代より傳はれる舊辭を選録せしめられたるに、翌年正月二十八日、成りて上りたるもの、即ち古事記三卷なり。上卷は、神代のこと、中卷は、神武天皇より應神天皇までのこと、下卷は、仁徳天皇より推古天皇までのことを記したり。

此書は、我國の歴史といふもの、出來たる始にて、この以前、天武天皇の十年三月、川島皇子、忍壁皇子等十二人に詔して、帝紀及上古の事を選定せしめたまへること、日本書紀に見ゆるも、今は、傳はらざれば、現今に存するもの、歴史中、最初に成りたるものといふべし。

太安麿、神八井耳命の後裔にして、慶雲の初年、從五位下に叙せられ、和銅年中、正五位上に遷み、勳五等を授けらる。此人、壬申の役に、いたく功績ありたりといふ。詳し

きことば、知るにまじなし。

神田阿禮、古事記序文に、時有二舍人、姓神田、名阿禮、年は二十八、爲人聰明、度目誦口、拂耳勅心、即勅二語阿禮、令誦習帝皇日繼、及先代舊辭、然運移世異、未行其事、矣。とあり。其人となりは知ることを得るも、傳記は詳ならず。平田翁は、天

宇受賣命の裔にして、女舍人なりといへり。古事記の書方、此書漢文の傳はりてより、書きたるものにはあれど、漢文、漢語にかはらず、全く國語を以て書き綴られたるも、漢字の音訓を交へ用ひたるなり。されど、辭理解しかたきものは、注を以て明にせり。此注釋書は、本居翁の古事記傳にまざるものなし。又平田翁の古史傳も見るべきものなり。故に此書を研究せんとせば、宜しく此二書によるべし。

問

天地初發之時、於高天原成神名、天之御中主神、次、高御產巢日神、次、神產巢日神、此三柱神者、並、獨神成坐而、隱身也。

右訓を附して、意義を解釋せよ。

答訓

アマツチノハジメノトキ、タカマノハラニ、ナリマセルカミノミナハ、アメノミナカヌシノカミ、ツキニ、タカミムスヒノカミ、ツキニ、カミムスヒノカミ、コノミハシラノカミハ、ミナ、ヒトリカミナリマシテ、ミミチカクシタマヒキ。

句解、天地初發之時、この世のはじめの時にといふ意なり。○高天原、單にあめといふ意にて、原は、海原野原、河原などの原に同じく、添字。又高といふ字も添字にて、美稱なり。故に高天原とは、此國土なりとして、神の坐す所をいふなり。○成、なりませると訓む。此れには三の意あり。一に、無りしもの、生り出るをいふ。二に、此物の變りて、彼物に化るをいふ。三に、作業の成終るをいふ。このなりませるは、第一の意にて、此迄なかりし物の生れ出でたるをいふ。○神、古典に見えたる、天地のもろくの神等を始めて、其を祀れる社の御靈をも申し、また、人はさらなり、鳥獸草木のたぐひ、海山など、其餘、何にまれ、尋常ならず、すぐれたる徳のありて、畏しき物を神とはいふなり。抑もかみは、かく種々のものにて、貴きも、賤きも、強きも、弱きも、善きも、悪きもありて、心も行も、とりとへしてあれば、大かた、一樣に定めがたし。

○天之御中主神、御中は、真中に同じ。ぬしは、大人と同言にて、宇斯波久といふも、其處の主として、領居ることなり。されば、此神は、天の真中に坐まして、世の中の宇斯たる神と申す意の御名なるべし。○次、つぎと訓みて、つゝいとふに同じ。さて、其に、縦横の別あり。縦は、父の後を子の嗣たぐひなり。横は、兄の次に弟の生るゝたぐひなり。この次は、是なり。○高御産巢日、神御産巢日、高御も、神御も、添字にて、稱辭なり。産巢日は、産靈にて、凡て物を生成することの靈異なる神靈を申すなり。さて、世間に有とある萬のもの、皆此二柱の産靈によりて、成出るものなれば、世に、神はしも多に坐ども、此神は、殊に尊く坐まして、産靈の御徳明かなるなり。○三柱、凡て、古は、神をも、人をも數へては幾柱といへり。神は本よりのこと、皇子等なども然云へり。されど、皆高貴の人のこと知るべし。○並、みなと訓み皆の意なり。○獨神、次々の女男耦て、成坐る神等と別ちて、唯一柱づゝ成坐て、配坐神なきを申すなり。○隱身也、御身の隠れて、見えたまはぬをいふなり。全體の意、此世の開けはじめの時にあたり、神の坐す高天原に、生れ給ひし神の名は、

天御中主神、高御産靈神、神御産靈神なり。然るに、此三柱の神等は、皆、男女の耦によりて生れるにあらざして、奇しくたへなる神々なれば、獨神なりまして、見え給はぬとなり。此神等は、天地に先だちて、成坐すれば、唯、虚空中に成坐けんを、高天原になりましとしもいふは、後に天地なりて、其成坐す處、即ち高天原にて、後まで其處に坐します神々なれば、かくはいふなり。

問 於是、天神諸命、以、詔、伊邪那岐命、伊邪那美命、二柱神、修、理、固、成、是多陀用弊流之國、賜、天沼矛、而、言、依、賜、也。故、二柱神、立、天、浮、橋、而、指、下、其、沼、矛、以、畫、者、鹽、許、袁、呂、許、袁、呂、邁、畫、鳴、而、引、上、時、自、其、矛、末、垂、落、之、鹽、累、積、成、島、是、淤、能、基、呂、島。

右 訓を附して、意義を解釋せよ。

答 訓、コ、ニ、アマツカミ、モ、ロ、ノミコトモチテ、イザナギノミコト、イザナミノミコト、フタハシラノカミニ、コノタマヨヘルクニチ、ツクリカタメナセトノリゴチテ、アメノヌホコチタマヒテ、コトヨザシタマヒキ。カレフタハシラノカミ、アメノウキハシニタマシテ、ソノヌホコチサシオロシテ、カキタマヘバ、シホ、コチロ、ニカ

キナシテ、ヒキアゲタマフトキニ、ソノホコノサキヨリ、シタタルシホ、ツモリテシマ
トナル。コレオノコロシマナリ。

句解、天神諸、天御中主の神以下五柱神をいふ。もろくとは、大凡の數にて、二
以上の數をいふに用ふるなり。○命以、仰に依てとの意なり。○伊邪那岐命、伊邪那美
命、いざは、いざなふ語、岐と美は、相對へたる語、此二柱の神、みとのまぐはひ(避合)
して、神人萬物を、生成さんとして、互に誘ひ催し賜へる意なり。○多陀用弊流、漂蕩
の意にて、天地と成るべき物にして、其天になるべきものと、地になるべきものと、未
だ分れず、一つに交りてむらがりをるさまなり。○修理固成、ただよへる國を修理成竟
よとの意なり。○詔、のりごちてと訓むべし。人に物をいひ聞することにて、このりことす
の約言なり。○天沼矛、沼は借字にて、玉なり。天は添字なり。故に、玉梓といふ如く、
玉にて飭れる矛なるべし。○言依、言は事なり。依は、寄なり。故によざしは、事を其
人によせ任せて、とり行はしむる意なり。○天浮橋、神の渡るべき橋にして、人の知る
こと能はざるものならん。故にうきはしといふなり。○畫、かくことにて、俗にかき

まはすといふが如し。○許袁呂々々と、彼の矛もて、かさまはすに依て、潮の漸々に凝
り行く狀なり。○淤能基呂島、自然に凝り成せる島の義なり。即ち、自凝之島の意なり。
全體の意、こゝにおいて、天御中主神以下の仰せにて、汝伊邪那岐、伊邪那美の二
神に、此漂蕩る國を修理固成て、といはることなく造り竟へよと命じたまひ、玉もて
飭れる矛を賜はれたるなり。これに依て、二神は、天の浮橋に立ちて、たゞよへる潮を
かきなし給へるに、自然に、凝り固り固りて一の島となれり。之をおのこる島といふ。
かれ二神は、此島にて、天神の仰を畏こみ夫婦の契を結び國造の効を奏し給へるなり。
問 八尋殿とは如何。

答 ヤヒロドノと訓み、いやましてひろき御殿といふ義なり。八は必ずしも、七八の數
にあらず。いや(彌)の約りたる言なり。凡て、八重、八雲、八十、八百、八千、などい
ふは、古の常なり。尋は、兩手を伸たる長さをいふ。今の人も然して一尋と定るなり。
其は手を廣げて廣る故に、一廣げ、二廣げの意なるべし。○殿、とのと訓みて住む御殿
のことなり。

此八尋殿とは、御殿のいひひろきことを稱へたるものにて、如何なる構造が、今は知るによしなし。さて殿を造るは、男女共に住んで御合し賜はん料に、新殿を造る例は、上古の風俗なりき。故に此殿も、岐、美、二神の御合ひ賜はん料に造られしものならん。

問 是以、伊邪那岐大神、詔、吾者、到於伊邪志許米、志許米岐穢國而、在耶理。故吾者、爲三御身之禊而、到坐筑紫日向之橋小門之阿波岐原而、禊祓也。

問 訓を附して、意義を解釋せよ。

右訓、コ、チモテ、イザナギノオホカミノリタマハク、アハ、イナシコメ、シコメキ。キタナキクニニイタリテ、アリケリ。カレアハ、オシミノハラヒセナトノリタマヒテ、ツクシノヒムカノ、タチハナノナトノ、アハギハラニイデマシテ、ミンギハラヒキ。

答 句解、伊邪、辭否など同意にて、此は惡みていふ意なり。○志許米、凶目の義にていかな目にあひたるなり。○志許米岐、醜めさむまをいふなり。○禊、はらひと訓ひべし。はらへは別なり。はらひは、自爲をいひ、はらへは、令祓の約たる言にて、久にばらはせしむるなり。○日向、日の向ふところをいふ。○橋小門、小水門にて、謂ゆる川の落口をいふ。この意は、地名にはあらずして、筑紫日向の橋の小門といふも、單に、日向のよき川口にとの意なり。○阿波岐原、檣原にて、萩の多くある處との意にて、葦原などの意に同じ。○禊祓、身祓祓の意なり。今も、こりとして、水浴するは、皆禊の意はへなり。さて、みそぎは、必ず水邊に出でするに限るなり。

る川の落口をいふ。この意は、地名にはあらずして、筑紫日向の橋の小門といふも、單に、日向のよき川口にとの意なり。○阿波岐原、檣原にて、萩の多くある處との意にて、葦原などの意に同じ。○禊祓、身祓祓の意なり。今も、こりとして、水浴するは、皆禊の意はへなり。さて、みそぎは、必ず水邊に出でするに限るなり。

全體の意、是に於て、伊邪那岐の大神、夜見の國にいたり、伊邪那美の神に逢ひたるに、いやなる穢なきことのみ多く、今更のやうに、此身のけがれたれば、身の祓をせずはあるべからず。故に日向のよき小門の落口に到り、身そそぎをして、清淨の身とならしめ給へるなり。我國人の古來、清淨を尊むも、此等に起因することならん。

問 天照大神、聞驚而、詔我勢命之上來由者、必不善心。欲奪我國一耳上即解御髮、纏御美豆羅而、乃於三左右御美豆羅、亦於三御鬘、亦於三左右御手、各纏三持八尺勾瓊之五百津之、美須麻之球而、會毘良適者、負三千入之鞆、附五百入之鞆、亦所取佩伊都之竹柄而、弓腹振立而、堅庭者、於二向股踏那豆美、如沫雪一蹶散而、伊都之男達建、踏建之右訓ををして、意義を解釋せよ。

答訓、アマテラスホオミカミ、キキオドロカシテ、ウガナセノミコトノホリキマス
 ニエハ、カナラズ、ウルハシキココロナラフ。ウガクニチウバハントオモホスニコソト、
 ノリタヤヒテ、スナハチ、ミカミチトキ、ミミヅラニマカシテ、ヒダリミギリノミミツ
 ラニモ、ミカヅラニモ、ヒダリミギリノミテニモ、ミナ、ヤサカノマガタマノイホツノミ
 スマルノタマナキモダシテ、ソビラニハ、チノリノユキチオヒ、イホノリノユキチツ
 ケ、マタ、イツノアカトモチトリオバシテ、ユハラフリタテテ、カタニハハ、ムカモモ
 ニフミナツミ、アハユキナスクエハララカシテ、イツノチタケビニ、フミタケブ。
 句解、御美豆良、男の髪の様なり。○八尺勾瓊、八尺は美稱、勾瓊、曲れる玉なり。細
 く長さ玉のや、曲れるを、今もをりく、古墳などより掘出ることあり。○美須麻流、
 すぶるといふ義にて、御統の意なり。故に絲を以て、貫索し、之を總括るなり。○曾毘
 良、背平のことなり。○千入、書紀に、千箭、此をちのりといふことあり。故に千箇入
 の意なり。○鞞、矢を入れる器にして、後世のやなくひに同じ。○竹鞞、こは弓を射る
 とさ、左の臂に着る物にして、此物に弓弦の觸て、鳴る音を高からしむるためなり。竹

は高の借字にて、高鞞のことなり。○弓腹、書紀には、弓鞞とあり。はずは弓の梢末な
 りと注されたれば、弓のはすなるべし。○堅庭者、かたき地上のことにて、庭の堅さを
 いふ。○向股、ももは、正しく相向ふ故に向股といふのみ。○踏那豆美、足を堅き地にふ
 み入れて、御股まで地に没るをいふ。○沫雪、たゞの雪のことなり。○厭散て、堅庭
 の土をくゑはらちして、雪の如く摧散るをいふなり。以上、甚も御力剛く、勇健坐さ
 まを書きたるなり。
 全體の意、此文は、須佐之男命、天に上り來ます時に、天地草木もゆらくしたるによ
 り、天照大神、之を聞きて、男裝をなして待ち給ふ狀の文なり。
 我那勢、(兄)即ち須左之男命の高天原にます天照大神の御所に來り給ふは、必ず善
 き心にてはあるまじ。我國を奪はんと欲するより上りくるならん。さらば、我は女神な
 れど、男裝をなして、相對抗せんと、身には武裝を爲し弓矢を携へて、四方を踏みなつ
 みて、力ためしをなし、男神におとらぬ裝束をなし給るとなり。

問 天照大神、天の石屋戸にかけられました時、群神は如何にせられしか。天の安之河

原の會議の結果を述べよ。

答 天照大神は寛大の御心を以て、須佐之男命を遣し給ふも、兇暴止む時なく大神遂に堪へ給はず。夫の石屋戸に閉ぢこもりて出で給はず。時に高天原は、常闇になり。悪神多に起り、萬の妖悉く發りぬ。是に於てか、八百萬神、天の安河原に會議を起し、天照大神に御わび申さん議を爲せり。時の議長として、思金神、神議りに議り、常世の長鳴鳥を集へて、鳴かしめ、天の安河の堅石をとり、天の金山の鐵をとり、伊斯許理度賣命に仰せて、鏡を作らしめ、玉祖命に仰せて、八尺の勾瓊の五百津の御須麻流の球を作らしめ、天兒屋命、布刀玉命を召て、天の香山の五百津眞さか木を根掘じに掘じて、上枝に八尺勾瓊の五百津の御統のたまをとりつけ、中枝に、八尺鏡を取りかけ、下枝に、白にぎて、青にぎてをとりしで、布刀玉命に、御幣帛とりもたして、天兒屋命太のりとごとをのり給へり。

かくて、天宇受賣命天の岩戸の前にて、舞ひたるに、高天原ゆすりて八百萬神共に咲ひき。天照大神あやしみて、岩戸の内より竊にのぞき給ふ時に、天宇受賣命、汝命にまじりて、貴き神さすが故に、えらきあそぶなりと申し。天兒屋命、布刀玉命は其鏡を指出して、大神の前におく。其影寫りて、あやしかりしかば、大神稍少し岩戸を開け給ひたるに、手力男神、其御手をとらして、引出しまつりき。即ち布刀玉命、しりくめなはを其後方に引わたして、再び歸り入りましと白しき。之よりもとの如く、高天原も、葦原の中國も、自ら照り明かになり。さばへなすまか神も、皆失せたり。群神悦びて、あな面白と喜びあへりとぞ。これ皆思兼命の思ひ議りになれることにて、其功著しといふべし。

かく天照大神、出てましてより、須佐之男命には、千位置戸の祓を負せ、高天原より追下し給ひき。これ群神の議決に基くものにして、須佐之男命も、之にさからふことなく、高天原より下りて、出雲の國に到りき。

問 茲大神、初作須賀宮之時、自其地立騰、爾作御歌、其歌曰、夜久毛多都、伊豆毛夜弊賀岐、都麻基微爾、夜弊賀岐都久流、曾能夜弊賀岐衰。

右訓を附して意義を解釋せよ。

答訓、コノオホカミ、ハフメスガノミヤツクラシントキニ、ソコヨリ、クモヲチノボ
リキ。カレミウタツクラシタマフ。ソノウタ

ヤクモタツ、イヅモヤヘガキ、ツマゴミニ、ヤヘガキツクル、ソノヤヘガキヲ。

句解、茲大神、コノオホカミと訓み、須佐之男命のことなり。○夜久毛多都、彌雲起に
て、彼の雲の立騰るを見て、其まゝいへるなり。○伊豆毛夜弊賀岐、出雲禰垣にて、實
の垣を云ふにはあらず。八重雲の立出づるを垣とはいふなり。○都麻基微爾、夫妻隠に
して、夫婦隠る料にといふ意なり。○夜弊賀岐都久流、彌重垣造るなり。○曾能夜弊賀
岐袁、其彌重垣をの意なり。終のをは、よと同じく、なるよの意なり。

全體の意、須賀宮を初めて造りし時に、其地より雲の多く出づるを見て、須佐之男命の
よみ給へる歌なり。

今新に宮造りしたるに、雲が、八重も九重もうち重りて、立のぼりたれば、夫婦のもの
、宮居の垣となることならん。實に、八重垣となりて、宮殿を護ることなるよとの意な
り。

問 須佐之男命、追至黄泉比良坂、遙望、呼謂大穴牟遲神、曰其汝所持之、生大刀、生弓矢以而、汝庶兄弟者、追伏坂之御尾、亦追撥河之瀬而、意禮、爲大國主神、亦爲宇都志國玉神而、其我之女、須世理毘賣、爲嫡妻而、於宇迦能山之山本、於底津石根、宮柱布戶斯理、於高天原、冰椽多迦斯理而、居是奴也。故持其大刀弓、退避其八十神之時、每坂御尾、追伏、每河瀬、追撥而、始作國也。

右 傍線の箇處、訓を附して意義を解釋せよ。

答 追至黄泉比良坂、ヨモツヒラサカマデ、オヒイデマシテと訓み、黄泉比良坂は、顯
世とかくれ世との境界にある坂をいふ。故に須佐之男命、此坂まで、大國主神を追出で
たるなり。○生大刀、イクタチと訓み、生は、命長く生べき意、太刀を祝ふなり。○生弓矢、
イクユミヤと訓み、大刀、弓矢ともに、とり持主の命長く生べき徳あるものぞとの意な
り。今、黄泉國にて、此物を得たるは、凶より吉をなす道理にて、庶兄弟を従はしむる
武器に足れりとなり。○意禮、オレと訓み、賤めのしる詞なり。中古より、オレな
どもいへり。この意は、親しみ言ひたる語なり。今も親しき朋友間などには、おい君

などいふむいに同じ。○爲大國主神、オホクニエシノカミトナリと訓み、天の下を伏せしめて宇志波久神となりてとの意なり。謂ゆる國を治むるより起る名なり。○宇都志國玉神、ウツシクニタマノカミと訓み、國を經營する功績を成して、天の下に、恩頼を蒙しむる神といふ意なり。○爲嫡妻而、ムカヒメトシテと訓み、則ち須佐之男の女、須世理毘賣を大國主神の正妃として、國造の功績をなせとの意なり。○於底津石根、ソコツイハネニと訓み、上代には、宮を建つるに地をふかく掘りて、柱を立てたるよりかくいふなり。○宮柱布戸斯理、ミヤハシラフトシリと訓み、宮柱太知りと柱のいと太く著しく見ゆることをはきいひたるなり。○泳椽多迦斯理而、ヒギマカシリテと訓み、ひきは千木ともいふ、舷木の義なり。▽の如きものにして、上代の家造に、屋の左右の端に在て、其本は、前後の軒より上りて、棟にて行合ふを組違へて、其末を長く上へ出したる物にして、其棟より上へ高く出たる處をひぎと云ふなり。多迦斯理、高く著しくといふ意なり。故に宮の上に出でたる千木は、高く著しく見えのよさをいふなり。○持其大刀弓云々、ソノヲチユミヲモナテ、カノヤソカミチカヒトグルトキニ、サカノ

ミチゴトニ、オヒフセ、カハノセゴトニオヒハラヒテ、クニツクリハジメタマヒキのしと訓み、彼の黄泉國より持來れる弓矢太刀を持て、庶兄弟と處々の戦に、勝たざることなく、山に川に、追伏せ、遂に従はしめ、須佐之男命の仰せの如く、大國主の神となり、國作り始めたりとの意なり。

問 於三出雲國之、多藝志之小濱、造天之御舍而、水戸神之孫櫛八玉神、爲膳夫、獻天御饗之時、禱白而、櫛八玉神、化鸛、入海底、昨出底之波邇、作天八十昆良迦而、鎌三海布之柄、作磁白、以三海草之柄、作燧杵而、鑽出火云、是我所燧火者、於高原二者、神産巢日御祖命之、登陀硫、天之新巢之凝烟之、八琴垂摩豆燒舉、地下者、於底津石根、燒疑而、栲繩之千尋繩打延、爲釣海人之、大口之尾翼鱧、佐和佐和邇控依騰而、折竹之、登遠遠々々々邇、獻天之眞魚昨也。

右 傍線の箇處、意義を解釋せよ。

答 天之御舍、アメノミアテカと訓み、舍は殿のことにて、天之御、皆美稱の添字なり。この御殿は、大國主神の御靈の鏡座す御社にして、即ち後の杵築の大社是なり。○膳夫

カシハデと訓み、上代には凡て篋を木の葉に盛ける。其葉をば、何の木にても、カシハ
 といへり。故に篋の事を執行ふ人をカシハデといふなり。傳は手のことなり。この膳
 夫は、楠八玉神にして、大國主神に御饗を奉る役なり。○波適、ハニと訓み、土黄にし
 て細密なるをいふ。赤土、黄土なども書きて、陶器の類を作る土なり。此を作る人を土
 師といふ。○八十昆良迦、ヤソヒラカと訓み、八十は、數の多さをいひ、比良は、平に
 て、淺き器の事なり。迦は釜にて、土器の總名なり。これ、平たき土器のことなり。○
 鎌ニ海布之柄、メノカラナカリテと訓み、海布は、海藻、滑海藻、混布、などの總名な
 り。柄は莖のことなり。こは、海藻類の莖をかりとりてとなり。○海尊之柄、コモノカ
 ラと訓み、小藻の義にて、海藻の一種なり。○燈臼、燈杵、ヒキリウス、ヒキリギネ、
 と訓みて、海草の莖どもを以て、火を鑽る具とせしなり。今も出雲の大社には燈臼燈杵
 と稱するもの存せりといふ。○鑽出火、ヒチキリイテと訓み、火を出すことなれど、
 これに、打つと切との二あり。尋常の火は、火打を以て、火を打出す。忌火は、上代よ
 り忌み清くする爲に、きり火を用ふ。玉葉（月輪兼實公の記録）に神宮の習、火打を用

ひす。火切を用ふと見ゆ。さて、伎留は、輶磨と本同言なるべし。今俗にも毛美火とも
 いへり。故に、木と木とを以て穴を穿るが如くに輶磨て火を出せるをきり火といふなり
 ○登陀流、トタルと訓み、天の枕詞なり。○天之新巢、アメノニヒスと訓み、神産巢日
 命の宮の御厨の御巢なり。○凝須、ススと訓み、焼火の灰の屋に集るをいふ。○八拳垂
 摩豆燒舉、ヤツカタルマデタキアケと訓み、火を繁くたき、又久しく經て、凝烟の多
 き由を祝ひ言ふなり。さて神産巢日命の御巢とは、高天原と云ふによつて、假に設けて
 いひなせるのみ、實は、此度造れる大國主の神の新しき御舎の御巢のことをいふなり。○
 於ニ底津石根ニ燒疑而、ソコツイハネニタキコラシテと訓み、かまどの下の土はやけて、
 石の如く凝り固まるものなり。其を甚しく、底津石根までといふは、高天原云々とのる
 對句なり。○栲繩之千尋繩打延、タクナハソチヒロナハウチハヘテと訓み、栲の木皮
 にてなへる繩なり。千尋は唯、長さことをいふ。今も漁人の海中に遠く引き延ばしおさ
 て、魚をとるわざをするなり。○爲レ釣海人、ツリセルアマと訓み、釣せる海人といふ
 意なり。○大口之尾翼、オホクチノチハタと訓み、口大にして鱧の小さきなり。はたは

ひれに同じ。大といふは、小と對せしなり。○鱈、スズキト訓み、和名抄に、鱈は貌體に似て、あざと大に開くものなりとあり。さて魚は、多くある中に、此魚を殊にあげたるは、出雲の國の海中に多くあり、佳き魚なれば、大國主神に供へたるものならん。以上榜なは云々より大口之尾翼までは、すいきとはん序句なり。○佐和佐和邇、サワサワニと訓み、噪々になり。榜繩を海人どもの引寄騰るとて、喧くさわがしさをいふ。○登遠登遠々邇、トチ、トチ、ニ訓み、たわゝと同じく、物の撓む貌をいふ。澤山の鱈を御贄にあげたれば、物のたわむ如しとなり。○眞魚昨、マナグヒと訓み、魚味の意にて、俗にいふ魚類の料理といふほどの義なり。

此文は、出雲多藝志の小濱に御殿を造りし時、櫛八玉神の膳夫となりて、大國主神に供へ奉る狀を叙したるものにて、文章のあやいとめでたしといふべし。

問 是以隨白之、科詔日子番能邇々藝命、此豐葦原水穗國者、汝將知國、言依賜。故隨命以、可ニ天降。

右 傍線の箇處訓を附して、全體の意義を解釋せよ。

答 日子番能邇々藝命、ヒコホノニニギノミコトと訓み、日子は男の美稱にて、女のひめに同じ。番能邇々藝、穗之丹饒の君といふ意にて、稻穂のよくみのりたる如き御徳を以て、たゝへたるなり。○豐葦原水穗國、トヨアシハラノミツホノクニと訓み、豐とは、美稱、葦原、葦の繁れるといふ意。水穂は、みづくしき稻穂のことなり。やがて、これは、日本の古名にて、よく稻穂のみるより起りたる名なり。○汝將知國、イマシシラサンクニツと訓み、日子番邇々藝之命の君たるべき國であるとの意なり。○言依賜、コトヨザシタマヒキと訓み、仰せことありたりとの意なり。

全體の意、天照大神、正哉勝速日命に仰せて、水穗國の君主として、天降せしめんとする間に、天孫邇々藝命生れ給ひて、國君たるべき、年齢に達せられたれば、自分に代りて天降せんと思ふは、如何にと問ひ給ふに、そは別に差支なしと仰せあるに依りて、其仰せの如く、天孫に宣り給ひて、水穗國は、汝及子孫は、ながく君主たるべき國なり。依りて天降りすべしと仰せたるなり。

問 天孫に従ひて、天降せし五伴緒の神とは如何。あはせて、此神等の功績のあらましを

述べよ。

答 五伴緒神、天兒屋命、布刀玉命、天宇受賣命、伊斯許理度賣命、玉祖命、是なり。天兒屋命は、天の岩戸開の時、祝詞を奏上したる功績あるなり。布刀玉命は、天の岩戸開の時、玉串を捧げたる功績あるなり。以上神事に奉仕したる神なるによりて、天孫に従ふも祭祀の任に當り其子孫代々の天皇に仕へて神事に奉仕せり。

天宇受賣命、女神にして、天の岩戸開の時、舞をなしたる功績あるのみならず、爾來、天孫に従ひて、たけくしき男神の心を和ぐる徳を表せり。

伊斯許理度賣命は、天の岩戸開の時、鏡を造りたる神にして、爾來其業を以て奉仕するより天孫に従ひて天降りせしなり。

玉祖命は、天の岩戸開の時、種々の玉を造りたる徳あるより爾來其業を以て奉仕せり。よりて天孫に従ひて天降りせしなり。

以上の神等の子孫は、皆祖先の業を受け継ぎて、代々の君主に奉仕せしこと變りなし。伴緒とは、其部属の長といふ義にて、天孫降臨の時には、數多の人御供せしことは勿論

問 千位置戸のはらひとは如何。

なれば、各其道に功績の著しき神たちを其長として、従はしめたるものなり。

答 千位置戸、ナラクオキトと訓み、解除を科するをいふ。凡て波良比に二あり。其一是、伊邪那岐大神のみそぎにて。一はこの解除なり。されど、本は一なり。其は罪も穢も同じければなり。さて罪も穢も、其輕重に隨がつて、同じくはらひするは、上代の法なり。中古までも、神事に附たることは、猶ほ此法を用ひられて、大上中下品々の祓ありしこと、古書どもに見ゆ。さて其祓具を出さしむることは二義あり。一は、其祓に用ふる種々の物を科せて出さしむ。延暦廿年五月の、太政官符に、犯に准ひて祓を科する例を定むる事、一、大祓料物廿八種云々、一、上祓料物廿六種云々、一、中祓料物廿二種云々、一、下祓料物廿二種云々、とある。其種々のもの、皆祓の料物にて、罪穢の重き輕さによりて科せる品なり。一には、彼のあはぎ原の禊祓の時に、御身に著たる物等を盡に投棄たまへりし如く、罪犯せる者は、其身の所有物の皆穢れたるを以て拂ひすつる意にて、出すなり。故に後世までも、祓に用ふる種々の物は、終に皆水に流しや

るなり。千位は、書紀に千座と作り、私記に、座は是物を置く名なりと見えて、其被物を居置物といふなり。千は其數の極めて多きを云ふなり。置は、其物を持出で、被する處におく意より云へるなり。戸は、物の意にて千座の置物の被といふ義なり。

問 爾其後、取御酒杯、立依指擧而、歌曰、夜知富許能、加微能美許登夜、阿賀淡富久
 邇奴斯、那許曾波、遠邇伊麻世婆、宇知微流、斯麻能佐岐邪岐、加岐微流、伊蘇能佐岐游
 知受、和加久佐能、都麻母多勢良米、阿波母與、賣邇斯阿禮婆、那遠岐豆遠波那志、那遠
 岐豆、都麻波那斯、阿夜加岐能、布波夜走斯多爾、牟斯夫須麻、爾古夜賀斯多爾、多久夫
 須麻、佐夜具賀斯多爾、阿和由岐能、和加夜流牟涅遠、多久豆怒能、斯路岐多陀牟岐、曾
 陀多岐、多々岐麻那賀理、麻多麻傳、多麻傳佐斯麻岐、毛々那賀邇、伊遠斯那世、登與美
 岐、多豆麻都良世、

如此歌、即爲三字伎由比而、宇那賀氣理豆、至今、鎮座也。
 右 意義を解釋せよ。

答 其後、大國主神の嫡后、須世理毘賣命をさせり。○大御酒杯、オホミサカツキと訓

み、酒をもる杯のことにて、大御は美稱なり。○夜知富許能加微能美許登夜、八千矛の神の命にて、みことやのやは、命よといふ意なり。○阿賀游富久邇奴斯那許曾波、吾が大國主、汝こそはこの意にて、あがは親みいふ詞なり。○遠邇伊麻世婆、男にいませはの意なり。○宇知微流、打見意なり。○斯麻能佐岐邪岐、鳥の前々の意なり。○加岐微流、搔見にて、かきも、うちも、共に發語に添へて云ふなり。○伊蘇能佐岐游知受、磯の前落ちずにて、漏すことなくとの意なり。○和加久佐能、若草のにて、妻の枕詞なり。○都麻母多勢良米、妻を持ち給へとの意にて、めと結びたるは、上のこそこの係詞を結びたるなり。○阿波母與、吾はもよといふ意なり。○賣邇斯阿禮婆、女にそれあればの意なり。しはソレと同じく強辭なり。○那遠伎豆、汝を除きてなり。○遠波那志、夫はなしとの意なり。○都麻波那斯、夫はなし。これ句をかさねたるにて、古來夫妻ともにつまとよびたるなり。○阿夜加岐能、綾垣のなり。垣は帷帳のことにて、絹垣ひきてなとある加岐と同じく、内外を隔限る由の名なり。○布波夜賀斯多爾、帷帳などのすそのフハリと掛かりたる下にと云ふ意なり。○牟斯夫須麻、蓋被にて、衾のことなり。○爾

古夜賀斯多爾、柔か下にの意にて、柔かなる下にの意なり。○多久夫須麻、袴被なり。たぐは木綿のことなり。○佐夜具賀斯多爾、喧噪が下に、さわくしたる下にとの意なり。○阿和生由岐能、沫雪の意にて、吾にかゝる枕詞なり。○和加夜流牟涅遠、吾思ふ胸をとの意なり。○多久豆怒能、角の如き兩あるをいふ。○斯路岐多陀牟岐、白腕の意なり。○曾陀多岐、叩きの意なり。○多々岐麻那賀理、叩共なり。○麻多麻傳、眞玉手なり。○多麻傳佐斯麻岐、玉手差纏なり。○毛々那賀邇、股長にの意なり。○伊遠斯那世、寐をなせばの意なり。さて、阿夜加伎能と云ふより此までは、今よりは、さがなく、嫉妬することもせじ。倭に住坐することを、思し止り永く此國に留り賜ひて、親しく寐給へといふ状をのべたるなり。○登與美岐、豊御酒にて、酒を祝ひてのふなり。○多豆麻都良世、聞食となり。○宇伎由比、盞結のことにて、互に盃をさし交すことにて、今より末永に變らじと、結固め給ふ契なり。○宇那賀氣理豆、互に頂に手を懸けて、親しく並居を云ふなり。○鎮座、シヅマリマスと訓み、他處に遷往座すして、其處に留まふ意に云言なり。されば、今此大神は、倭へ往きまさんとせしを、思ひ止まりて、何

處にも出でまます、永く出雲の國に留り往み給ふを云へり。全體の意、此文及歌の意は、須世理毘賣の祝盃を擧げて大國主の命に、いひけるには、わが、最も親しみ給ふ八千矛の神よ、あなたは、國の主とまし、見るささく多く、とる事柄もさはなれば、其行先々々に、多くの妻を求めて、國造の功を奏せられよ。われは、女にあれば、世の事をとることなく、外の交も出来ぬ身なれば、汝をおきては、夫とするものは、他にあらず。故に、あたゝかき衾の上に、たのしき共寢を重ね、倭にいでますことを思ひ止まり給ひてよ。されば、これまでの如く嫉妬の心も起さず。行末ななく契り給はんと、互に盃をさし交して、他に移らず鎮座したりとの意なり。此文中、女にしあれば、汝をきて夫はあらじと二句かさねたるは、我國上古より女子の貞操を重んじたる美風にして、女子の二夫に見えざる徳もまた、早くより定まれるを知るべし。されば、此一句、後世を律する金言にして、かりそめに見るべからざるなり。

問 大國主神、座出雲之。御大之御前時、自波穗、乘天之羅摩船而、内剝鵝皮剝、爲三

衣服、有^リ歸^ル來^ル神^ニ爾^レ雖^レ問^ニ其名^ニ不^レ答^ス。且^レ雖^レ問^ニ所^レ從^ル之^ノ諸^ノ神^ニ。皆^シ白^シ不^レ知^ス。爾^レ多^ク邇^ク具^ク久^ク白^シ言^フ。此^レ者^ハ久^ク延^ビ毘^古、必^ズ知^ラ之^ヲ。即^チ召^ス久^ク延^ビ毘^古問^フ時^ニ、答^フ曰^ク。此^レ者^ハ神^ノ產^ル巢^ニ日^ノ神^ノ子^ニ、少^ク名^ニ毘^古那^神。

右 傍^ニ線^ノ箇^ノ處^ニ、訓^ヲを附^シて意^義を解^シ釋^セよ。

答 御^ノ大^ニ之^ノ御^ノ前^ニ、ミホノミサキと訓^ミ、出^ル雲^ノ風^ノ土^ノ記^ニ、島^ノ根^ノ郡^ノ美^ノ保^ノ郷^ノあり。こゝの古^ノ名^ニならん。さて、ホに大^ノの字^ヲを書^キけるは、オを省^キさよむ例^{ナリ}なり。謂^ハゆる美^ノ保^ノの崎^トといふ意^{ナリ}なり。○波^ノ穂[、]ナミノホと訓^ミ、ホは著^{シク}わらはれ見^ユることにて、波^ノの穂^ハ浪^ノの白^ク高く立^タさまを云^フ古^ノ言^{ナリ}なり。○天^ノ之^ノ羅^ノ摩^ノ船[、]アメノカヰミノフネと訓^ミ、天^ハ美^稱、羅^摩の實^ハ、三^四寸^{ばかり}有^リて、糸^瓜に似^タり。名^ケて菴^瓢といふ。秋^ノ未^熟し、枯^レて二^にわ^れ、舟^ニよく似^タるものなりと、物^類稱^呼にあり。○鵝^皮、蛾^ノ字^ノ誤^リにて少^さき蟲^{なれば}ヒ、ルノカハと訓^ミべし。○内^剝、ウチハギと訓^ミ、謂^ハゆる、ヒ、ルノ皮^ヲを内^剝にしたるものを衣^服となしてとなり。これかくの如^ク少^きにはあ^らざれども少^名毘^古といふ名^ニにつ^けて、小^{なる}ことを形^容したるものならん。○所^從神[、]ミトモノ

カミと訓^ミ、大^國主^神の御^供の神^ノことなり。○多^邇具^久、タニクグと訓^ミ、谷^具久^ノのことにて、クグは鳴^聲に因^ル名^{ナリ}。古^史傳^云、比^木(蟾^蜍)は、クグと鳴^ク物^ニあ^らず。青^蝦蟻^{は、}田[、]沼[、]谷^相などに居^テ、常^ニクグと鳴^ク物^{ナリ}。故^ニ、古^事記^傳の說^ノ如^ク、くいは鳴^聲より起^リたるとせば、谷^具久^{と云}ふべき物^{なる}山^田の曾^富騰^ノことをいへるも、田^ニ居^ル青^蝦蟻^{ぞ、}由^{あり}て聞^ゆとあり。何^れにしても、奇^異なる靈^物のことならん。○久^延毘^古、クエビコト訓^ミ、曾^富騰^ノことなり。そふどは、田^ニおどろか^しに立^タる人^形なり。名^ノ義^ハ、雨^露にぬれをぼ^ちて、立^テる由^{ナリ}。これ後[、]神^トなり、足^ハ、歩^カねども、世^中のこ^トを能^ク知^レりとい^はれば、其^德、世^ノ物^知りにてありしならん。○少^名毘^古那^古、スクナヒコナと訓^ミ、形^體の小^{なる}を以^テ、名^トなすとあり。前^後の文^章の意^{より}見^ルも、身^體の小^{なる}神^{ならん}。この少^名毘^古那^命は、御^祖神^產巢^日神^ノ御^手候^{より、}漏^リ去^リ坐^セる神^{にて、}其^行方^{も、}知^ラれ給^はざ^りし趣^{なり}。さるは、此^皇國^ニは降^リ坐^サずして、外^國に、放^レれ往^キ坐^シしが故^{ならん}。さて、こゝに、海^{より}俟^リさせるとあるは、外^國より歸^リ來^サせるとなり。思^ふに、外^國は、皆^此神^ノ

經營かためなしたまへるものなるべし。

全體の意、大國主の神、美保の崎に至りて波の上、はるかに見渡せば、白浪の立つきはより小さき舟にのり、少き衣服をつけたる神、歸り來れり。何神ぞと問ひ給へと答へず。更に從者のものをして、問はしむるも、更に知るによしなし。時に、奇異なるもの、言ふには、世の物知りたる久延毘古は、必ず知りたるならんといふ。よりて之を召して、聞くに、産巢日神の子、少名毘古那神なりと答ふ。之によりて、之を高天原に申上げたるに、確に産巢日神の子なり。依りて汝の兄弟となりて、國造をせよと宣ひたりとの意なり。

問 常世國とは如何。

答 凡て上代に、常世といふは、三あり。一は、常夜の義。常世長鳴鳥とか、常世思兼神などはなり。二は、常しへに變らじ、あるは、我國は常世になんなどある是なり。三は常世國と云ひて、底依國の義なる是なり。其は、此皇國を、遙に隔り離れて、たやすくゆききの出來ぬ處を泛く云ふ名なり。凡て上代に、常世國といへるは、皆此意の外なし。故に常世國とは、何處にまれ、遠く海を渡りて往く國を云ふなれば、皇國の外は、萬國みな常世國なり。

問 大國御魂神とは、如何。

答 オホタニミタマノカミと訓み、何れの神にまれ、國をつくりまして功德あるを、其國々にて、國魂とも、大國魂とも申して、齋き祀るなり。故に諸國に、某大國御玉神社と云ふもの多し。然るに何の國ともなきは、倭の大國魂なり。此神、大穴牟遲神を助けて、殊に倭國を經營まし、功德あるなり。かくて、倭は天皇命の坐御國となりて、ほかと異なれば、國の名をば申さずして、たゞに、大國御魂と申し又大倭大神とも申して、皇朝の尊崇も殊に重かりしなりけん。神名帳に、山邊郡、大和坐大國魂神社三座、是なり。嘉祥三年十月、從二位、貞觀元年正月、從一位を授奉らる。さて此御社は、今朝和村と云處に在て大和大明神と申す是なり。三座とある。一は倭大國魂神、二は御年神三は、八千弋神なり。

問 湯津國とは如何。

答 ヲツカツテと訓み、湯津は、五百箇にて、枝の繁さをいふ。五百津眞寶木、百枝楓、五百枝刺繁生有、などいへる、同じ意なり。楓は、香木とも書いて、桂の字を用ふる例なり。楓の字は、後世カヘデに用ふる。されど、楓(カツラ)はカヘデにあらず。貝原益軒氏云ふ楓は、其葉まことに、白楊に似て、兩々相對ふ。賀茂祭に用ふるかつらは是なり。其葉かへでより大にて、花はさげの花の如くにて、三四月にひらく。形状は漢書に云へる楓に似たれども、紅葉せず。又香もなしといへり。次に桂は、今昔物語に、天曆御時、もろこしより參來ける、長秀といふ僧ありけり。五條の西の洞院なる處に、桂宮と申すは、其門前に、大なる桂木ありける故になん名けける。彼長秀、もと醫師なりけるが、其木を見て、桂心は、此國にも候ひけるとて、其枝を伐りとらせ、桂心を取て、薬につかひけるに、漢土のに、まさりけりとあり。これ即ち肉桂といふものなり。されば古より有し物にて、源氏物語などにかつらといふも此屬なり。故に思ふに、今世に、多夫といふ木あり。何處にも多き物にて、(處によりて、だもとも、たまとも、やぶにくかつらともいふ)其狀、見分たさまで、桂に似たり。されば、古に、かつらといひし

はなべて此多夫の木にて其中には、たましく、彼の桂宮に在しが如き、眞の桂のまじりけんをも、一つに呼しなるべし。さて此古事記などにあるは、をかつら(楓)か、めかつら(桂)かといふに、別に香木とも書きて、中古まで、人の門などにありしを思へば、めかつらのことならん。然るに、楓の字を書きたるは、例の借字ならん。

問 副賜其遠岐斯、八尺勾瓏鏡、及草那藝劍、亦常世思金神、手力男神、天石門別神而、詔者、此之鏡者、專爲我御魂而、如拜吾前、伊都岐奉。次、思金神者、取持前事爲政。

右訓を附して、意義を解釋せよ。

答 訓ソノチキシ、ヤサカノマガタマ、カガミ、マタ、クサナギノツルギ、マタ、トコヨノオモヒカネノカミ、タヤカラノカミ、アメノイハトワケノカミチソヘタマヒテ、ノリタマヒツラク、コレノカガミハ、モハラ、アガミダマトシテ、アガミマヘヲイツクガゴト、イツキマツリタマヘ、ツギニ、オモヒカネノカミハ、ミマヘノコトナトリモナデ、マナシタマヘ。

何解、遠鏡、招麻奉らんとある意なり。をさば、招く意にて、風招は、風を招く意なり。凡て、をさとは、物を招き寄んとする事にて、こは、石屋に隠り坐る、天照大神を招き出し奉りし、行事を云ふなり。斯は、過去の辭なり。○八尺勾瓏、鏡、彼の石屋戸の段に、眞賢木の上枝に、とり。つけし玉と、中枝にとりかけし八尺鏡となり。○草那藝劍、須佐之男命の八俣遠呂智を斬給ひし時に、其尾の中より得給ひて、天照大神に獻り給ひし大刀なり。此三種の神寶、水垣朝の御代に至りて鏡劍をば他處に齋祭り給ひて、天皇の御許に坐すは、神代の舊物にはまさず、唯玉のみは、大御神の授賜へるまゝの物にて、現在も、宮中に存することなり。○常世思金神、手力男神、天石門別神、常世とは、彼天照大神、石屋に隠り坐て、世の中、常闇なりし時に、功績を立てし神なる故にかくいへり。さて、此三神は、其現御身を天降し給ふには非ずして、皆御靈實を降し給ふなり。(たましるは、御靈のつける御かた、俗にいはいゆる神社の御神體なり。○爲我御魂、出雲國造が神賀詞に、大穴持命の申給はく、已命の和魂を八尺鏡に取託てとある如く、天照大神の御神靈を、この御鏡に取託て賜はするなり。されば、天照大神

の御靈は、全たく此鏡にましますものぞ。貴さかも畏さかもむべなり。故に伊勢にます大御神を齋き奉ることの他の神にまさる歴朝の崇敬故ありといふべし。○前事、ミマヘノコトと訓み、天照大神の御魂の御前の事なり。(皇孫命の御前の事にはあらず。○さて、事とは、唯祭祀の行事を云にはあらず。譬へば、朝廷の政事の如く、此大神の御靈の天の下の萬事を御思召しはからひおきて賜ふ御政をいふなり。○取持、其事を身に負持ちて、執行ふをいふなり。○爲政、マナシタマへと訓み、此は、天皇の御政を關白大臣などの取申し賜ふ如くに、此思金神は、天照大神の御靈の御政を取行ふ神なりとなり。全體の意、天孫降臨の時、五伴男の神の従ふのみならず、岩戸開の時、大神を招き奉りし神寶八尺勾瓏、八尺鏡、草那藝劍、を天孫の近き守として副給ふのみならず。岩戸開に功績ありし思兼神以下の神靈をも副へて、詔して宣ふには、此鏡は、大神の神靈として副ふるなれば、何時も吾前をいつき奉る如く仕奉れ。まして大神の神靈の前の政事は、思兼神受持ちてとり行はしめ、見そなむはするにより、必ずおろそかにすることな

かれとの意なり。

問 故爾、天津日子番能邇々藝命、離天之石位、押二分天之八重多那雲、而、伊都能知和岐、和和岐豆、於天浮橋、宇岐士摩理、蘇理多多斯豆、天降、坐于筑紫日向之高千穗之久士布流多氣。

右 訓を附して、意義を解釋せよ。

答 訓、カレココニ、アマツヒコホノニニギノミコト、アマノイハクラチハナレ、アミノヤヘタナクモチオシワケテ、イツノチワキ、チワキテ、アミノウキハシニ、ウキシマリ、ソリタマシテ、ツクシノヒムカノ、タカチホノクシフルタケニ、アモリマシキ。

答 句解、天之石位、天の磐座のことにて、高天原なる大殿にて、邇々藝命のまします御座を云ふなり。○天之八重多那雲、多那は、棚引くことにて空におほひ亘るをいふ。故にいく重もく打重なる雲の空に多きことなり。○伊都能知和岐知和岐豆、稜威の道別に道別てとの意にて、道をひらき行くことなり。○天浮橋、天神の行來するはしのこと

となり。○宇岐士摩理蘇理多々期豆、天浮橋に、浮締り進り發して、高千穗の峯に、降り給ふと云ふことにて、此は天上より降り給ふ行幸の状をいふなり。○高千穗之久士布流多氣、此山の名、又一書に、日向の襲の高千穗添の山の峯ともあり。さて此の山は、日向風土記に、臼杵郡の内、知鋪郷、天津彦火々瓊々杵尊、天の磐座を離れて、天の八重雲を押しわけ、稜威の道別に道別きて、日向の高千穗の二上の峯に天降ります時に天暗冥くて、晝夜別わらず。人皆道を失なひ、物の色別けがたし。こゝに土蜘蛛あり、名大鉗、小鉗といふ、二人、皇孫尊に奏言。尊の御手を以て、稻千穗をぬかして、粗となし、四方に投げ散らさば、天あきらかならんと申しさ。時に奏言の如く爲し給ひ、天開晴、日月光れり。因て高千穗の二上の峯といふ。後人改めて、知鋪と號づく見えたり。高千穗の名義は、此風土記に云へるが如くなるべし。久士布流、靈異ふるにて、布流は、びと同じ。故にくしびともいふ。多氣、高とも書ける意にて、高き山をいへり。此山のこと、風土記其他の古記にありて、或はこゝ或はこゝと種々の説あれど、上古のことなれば、今確かにこれと定むることかたし。唯、高千穗の峯に天降りましませしと

知りて可なり。

全體の意、天孫邇々藝命、此迄住み給ふ天の御殿を出立つて、むらがる八重雲を押わけ、行くべき道を定めて、天の浮橋より種々の難義をなし給ひて、筑紫の日向の高千穂の峰に天降りましませりとなり。此大神は我皇室の御祖先にましまして、我が國土開始の大業を成し給へるを思へば、いとも畏しといふべし。

問 豊明とは如何。之を説明せよ。

答 トヨノアカリと訓み、豊樂とも豊宴とも書く。明は稱辭なり。明は、樂又は宴の義にて、大御酒を食て顔色の赤らむをいふ。祝詞に、とよのあかりにわかりましてとある、わかり是なり。故に何時にても、天皇の大御酒を聞食さるゝときのことなれど、殊に大嘗、新嘗の時の御宴を豊明の宴といふこととなり。後世には、新嘗の節會に限れる如くにて豊明節會（ホーメーンノセチエ）といふに至れり。

問 故爾詔、吾者、爲日神之御子、向日而、戰不、良。故負賤奴之痛手、自合者行廻而、背負日、以擊期而、自南方、廻幸之時、到血沼海、洗其御手之血。故

謂血沼海一也。從其地、廻幸、到紀國男之水門一而、詔、負賤奴之手乎、死爲男建一而、崩。

右 意義を解釋せよ。

答 故爾詔云々、これ五瀬命の詔なり。吾は、日神天照大神の子孫なり、今東方に向つて、弓を引くは、大神に射向ふ如くにして良しからず。のみならず地の利もあしきによるか、賤しき敵の矢に深手を蒙ることよといはれたるなり。賤奴は、奴婢のことをいひ、こゝは、君臣の義なり。天皇の御上よりは、凡人は、皆臣なる故にかく詔へるなり。痛手、イマテと訓み、後世までも言ふことにて、深手といふに同じ。○自今者行回而云々、今よりして、道をかへ、方向を轉じて、日を背負、東方より西方に向つて、敵を打たんと期し、先づ南方より行幸の時に、血沼海に至りて、先に痛手を蒙る所を洗ひたりといふ。依て血沼海といふは、この故事によれるなりとの意なり。血沼は和泉國和泉郡にあり。古名高き所なりと見え、所々に血沼又は茅渚のこと見えたり。行廻、徑よりは行かずして、他方へ曲行て、志す所へ旋り向ふをいふ。○從其處廻幸云々、其

處よりして、廻りいでまして、紀國男の水門に至りて五瀬命の御語には、賤奴の痛手によりてや命を過ぎなんと男建びして、崩れまじたりとなり。男之水門、神名帳に、和泉國日根郡男神社(二座)と見え、和名抄に、日根郡呼喚乎郷あり。されば、古くは、男の郷は、紀國に屬きたるものならん。死はいのちすぎなむと訓み、命過の義なり。崩は、かむあがりましぬと訓み、神上の義なり。

全體の意、これは神武天皇御東征の段にて神武天皇及五瀬命は臣下を率ゐて、従はぬものを征伐なさるに、西方より東方に向つてなしたるに地の利あらざるか五瀬命は、賊奴の痛手にかゝり給へり。故に詔りませるには、これ地の利あらざるのみならず、吾は日の神の子孫にありながら、日に向つて敵を打つは必ず良しからず。よりて今より、方向を轉じて、血沼海に至り、痛手を洗ひたるも、癒ることなく、男の水門に至りて、男建して神去りましきとの意なり。此末文の詔、賤奴の手を負てや死なんと男建して崩ましぬと、如何に、命の嘆れ給ひしか、思ひやり奉るべし。これぞ、神武天皇の賊を征伐して、兄五瀬命をなぐさめ奉らんと思召られたる御事と推しはからるゝになん。

問 宇陀能多加紀爾、志藝和那波理、和賀麻都夜、志藝波佐夜良受、伊須久波斯、久治良佐夜流、古那美賀、那許波佐姿、多知曾婆能、微能那那久袁、許紀志斐惠淫、宇波那理賀、那許波佐婆、伊知佐加紀、微能意富那久袁、許紀陀斐惠淫。

右 歌の意義を解釋せよ。

答 此歌は、兄宇迦斯が、神武天皇の御軍に敵すること能はざるを以て、新殿を造り其中にわなをかけ偽つはりて、服従する状を表はし、天皇を陥れんと計畫するに、弟宇迦斯、眞に天皇に歸順して、其旨を告げしかば、皇軍之を聞き、おのれ先づ殿に入るべしと押し入りたり。依てそのわなにかゝりて死せり。然して弟宇迦斯大響を献る時の歌なり。

宇陀能多加紀爾、宇陀の高城にの意なり。○志藝和那波留、鳴響張なり。志藝、和名抄に、玉篇云、鸞は野鳥也。揚氏抄云、之木、一云田鳥とあり。和那、和名抄云、獵具の蹄にして、兔を得る具なり。さて此句は、兄猾が、機を構へて、陥れ奉らんとせし小き謀を、鳴取らんとて、響張置くに譬へて詔へるなり。○和賀麻都夜、我待にて、鳴の羅る

を待つなり。○志蕙波佐夜良受、鳴は障らすなり。此障は羅るなり。俗に物に觸るゝを、さはると云ふと同じ。○伊須久波斯、勇細なり。鯨を伊佐那と云ひて、萬葉集に、勇魚と書けり。久波斯は、名細、花細、香細などの類にて、美稱なり。○久治良佐夜流、鯨障にて、鳴霜へ、鯨の罹れると云なり。これは思ひかけぬ大軍の來て、小謀の違へる譬へなり。○古那美賀、前妻之なり。和名抄に、前妻、和名毛止豆女、一云古奈美とあり。○那許波佐婆、魚乞者なり。こはばといふをこはさばといふは、古言の格なり。○多知曾婆能、立柵棧之意なり。多知は、書紀神代卷に、所植此多底婁といふとある意にて、凡て木草は、立つてある物なる故に、多知某といへり。曾婆は、和名抄に、唐韻云柵棧木也。又四方木也。和名、曾婆乃木とあり。○微能那那久袁、實の長くをとなり。○許記志斐惠涅、幾許か、肉を薄う小く切ることなり。紀許志、下の許紀陀と同意にて、幾許の意なり。斐惠涅は、聶の義にて、肉を小く切ることなり。涅は、然せよと命令する意の助辭なり。○宇波那理賀、後妻なり。和名抄に後妻和名宇波奈利と見ゆ。○伊知佐加紀、ひさかき(杓)のことなり。○微能意富那久袁は、杓の實は、細少なる物なれども、

多の意につけたるなるべし。○許紀陀斐惠涅、幾許聶よといふ意なり。全體の意、兄猾が小謀を以て、神武天皇を機押にかけんとするは、鳴の霜を張りて、待てる如し。然るに其目的の天皇は障らすして、自らかけたるわなに、自身がかゝりて死にはてたり。よりてもし、前妻の其形見なりとも乞ふあらば、與へてよ、後妻が又乞は

いこれにも與へてよとの意なり。
問 天皇、以多遲摩毛理、遣常世國、令求登岐士玖能迦玖能木實、故多遲摩毛理、遂到其國、採其木實、以綴八綬、矛八矛、將來之間、天皇既崩、爾多遲摩毛理、分綴四綬、矛四矛、獻于太后、以綴四綬、矛四矛、獻置天皇之御陵戶、而擊其木實、叫哭以、白常世國之、登岐士玖能迦玖能木實、持參上侍、遂叫哭死也。
右 の意義を解釋せよ。

答 天皇、垂仁天皇のことなり。○多遲摩毛理は、新羅の歸化人にて、天日杵の玄孫なり。○常世國、皇國を遠く離れて、たやすく往復の出來ぬ遠き國をひろくさせるなり。こゝは、新羅を指せるならん。○登岐士玖能迦玖能木實は、書紀に、非時香菓とありて

香菓此かくのみとあり。登岐士玖とは、書紀の字の如く、時ならぬをいふ。さて、橘子を然云故は、此菓は、夏より成て、秋を経て、冬の霜雪にも能く堪へ、また採りて後ちも、久しく腐敗れず、時ならぬ頃にも、有物なればなり。○緋八纒、矛八矛とは、緋、かげと訓み、蔭橘子のことなり。矛、ほとと訓み、矛橘のことなり。蔭橘子とは、枝ながら折採て、葉も付きたるものをいひ、矛橘子とは、枝ながら折りたるを葉をば皆採り去りて、實のみなるをいふ。○將來之間、もちてまひさつるあいだにと訓み、書紀の年記によるときは、往きてより歸れるまで、十一年なりき。○既、はやくと訓み、天皇のはやく崩れたりとなり。○太后、皇后のことにて、比婆須比賣命を申せり。○御陵戸は、みはかのこと訓み、天皇の葬りたる御陵のことなり。戸は其前にといふ意なり。○叫哭、さげびなくことなり。多遲摩毛理は遂に、叫哭のあまり、死にたりとなり。全體の意、垂仁天皇、香木實をほりして、多遲摩毛理に命じて、常世國に至り、其物をとりに來れといへり。彼其の命を奉じて、常世國に至るも、現今の如き、交通の便利あるにあらす。爲に往復十一年を要せり。然るに歸朝して、見れば既に天皇は崩じ給ふ。

故に其半を時の皇后に奉り、其半を御陵に奉り。存命中に、奉ることの出來ざるを歎き、悲しむあまり、其身も死にはてたりとなり。此條、無意に看過すべきにあらす。我國君臣の關係、如何に親密にして、忠君の情のあたさかと思ふべし。木の實は、さしたることなきも、君の命は、如何なる困難も、如何に歲月を過るも、厭ふことなく、果すといふは、何たる忠義の行ぞ。のみならず、歸りて之を奉ることの出來ざるをくやみ、悲しみのあまり、其身もはてたりと。これぞ、大君の邊にこそ死なめ、願みはせずと大伴氏の一族のいはれたるも宜なる事にて。この精神は、傳へて以て日本魂の花となり現今に及び、強敵のあるも、國民一致、海に山に、かばねをさらして、更に厭ふことなく、大君の爲、はた國の爲には、身命を惜まず。心力を盡すにより、如何なる大敵、に遇ふも、海陸の戦に敗をとることなきなり。これ、一朝一夕のことには、あらずして、幾千年の昔より傳はる精神なれば、この行末も變ることなく、傳ふべきは、この美風なる精神にあるなり。

問

倭建命、受命、罷行之時、參入伊勢大御神宮、拜神朝廷、即白其姨倭比賣命一者、

天皇既所以思吾死乎、何擊遣西方之惡人等而返參上來之間、未經幾時、不賜軍乘、今更平遣東方十二道之惡人等、因此思惟、猶所思看、吾既死焉。患泣罷時、倭比賣命賜草那藝劍、亦賜御囊而、詔若有急事、解中、玆囊口上。右の意義を解釋せよ。

答 倭建命、景行天皇の皇子なり。○受命罷行之時、天皇の命によつて、従はぬものを平定せん爲、まかり出でんとしてなり。○神朝廷、天照大神の宮の御門のことなり。故にカミノミカドと訓む。○姨倭比賣命、をば倭比賣の命のことにて、倭建命のをばにあたるなり。○既所以思吾死乎、ハヤクアレナシネトヤオモホスラムと訓むべし。○未經幾時、いまだ幾時も有らぬ間にとの意なり。○平遣、コトムケニハツカハスラムと訓み、平定せしめんとしてなり。○草那藝劍、この名の義は、倭建命の野火の難に逢ひ給ひし時、草をなぎて、のかることを得給ひしより。依て草薙とは名付けたるなり。○急事トミノコトと訓むべし。非常のことあらばとの意なり。全體の意、倭建命、景行天皇の命により西方の従はぬものを平定して歸りたるに、問も

なく、東方十二道に従はぬもの多しときこしめし、又倭建命を大將として、之を平定せしめられんとし給ふ、然るに、命、出立の時に際し、天照大神を拜して、姨倭比賣命に白してのたまふに、かく吾に重任の命あるは、吾をして死せよといふに若かずと、なげき給ふ。然るに、倭比賣命、三種の神器の一なる寶劍を賜ひて、其意をなくさめ、天皇の命によりて、従はぬものを平定せよといはれたるなり。又、非常の時あらば、之をとけとして、一の囊を賜はりたりとの意なり。

問 建内宿禰、爲大臣、定賜大國小國之國造、亦定賜國々之掾、及大縣小縣之縣主也。右の意義を説明せよ。

答 大臣、オホオミと訓み、書紀に、三年春正月、以武内宿禰、爲大臣也、初天皇、與武内宿禰、同日生之故有異寵焉とあり。親みて、臣といふべきを、大臣といへたるなり。故に、後世の如く官名にはあらずして、連といふ姓に、大の字を加へて、大連といふ如く臣といふに、大の字を添へて、大臣といふに過ぎず。是武内宿禰を親みてかくいふなり。○定賜大國小國之國造、クニノミヤツコと訓み、其國の事を統べる官名

なり。此國造を此時始めて定めたるにあらざる、此先にもありたるか、此時廣く定められたるものなり。こゝに國造といふは、其同類の君、直、別、稻置などを、ふくみいひたるなり。然るに孝徳天皇の御世に至りて、古の制を改められ、國守郡領を置かれ國造をも撰びて、其國々の郡の大領少領などに任せられる、に至りて書紀に見ゆ。○國々之界、書紀に五年秋九月、則隔山河一而、分三國縣、隨二阡陌、以定邑里、因以東西、爲日縱、南北爲日横、山陽曰影面、山陰曰背面云云とあり。上代の國境は、後世の如く際やかなることとはなきも、大方は界限ありつるを、此御世にたしかに定められたるなり。此後變遷して、區別ありしが、嵯峨天皇の時は、六十八國なりき。明治の御代八十四國となり、日清、日露の戰爭の結果、臺灣、樺太も、占領地となり。國の數も多くなりぬ。○大縣小縣は、大小は、大國小國の大小に同じ。阿賀多、上り田にて、元は、畑のことなり。田と云は、水田、火田の總名にて、其中に火田を上田ともいふ。水田よりは、高く上りたる田なり。さて、祈年祭祝詞なる、倭國の、六御縣は、朝廷の御料に陸田物を作りて、貢進る地なるが故に、其神を重く祭り賜ひて、祈年の祝詞

もあるなり。又これに准らへて、諸國より朝廷の御料を奉る地を縣といふ。これ大縣小縣のあることなり。かくて、後世は、朝廷の料を奉る地にあらざるも、縣といふに至れり。○縣主、倭國なるを始め國々にある縣を掌る者の名なり。此名は、神武天皇時代よりありて、國造、君直、別、などの類なり。故に此職は、此時、始めて置きたるにあらざる、各縣の縣主を定められたることなり。全體の意、成務天皇の時代に、建内宿禰を親み尊みて、大臣と爲す。大國、小國の國主たる國造を定め、これまで區別のあきらかならざる處の界をなし、又、大縣小縣の縣主をも改め定められたりとの意なり。

問 伊奢阿藝、布流玖麻賀、伊多豆淤波受波、邇本杼理脂、阿布美能宇美邇、迦豆岐勢那和。

右 歌の意義を解釋せよ。

答 伊奢阿藝、率吾君なり。いざは人を誘ひ起す詞にて、末のかづさせなと云ふに係れり。あざは、臣にも子にも、對して、吾君と呼ぶこと常なり。此は、伊佐比宿禰を謂へ

るなり。○布流玖麻賀、振熊之なり。○伊多巨淤波受波、不負痛手者なり。此不負者、負んよりはといふ意なり、是は古語の格にして、萬葉集に其例多し。○邇本村理能、鷗之なり。今かいつぶりといふ鳥なり。かつきの枕詞。○阿布美能宇美邇、淡海之海になり。○迦豆藝勢那和、潜爲ん吾なり。潜は、頭衝の義にて、頭を衝入て、水中に沈むをいふ。此は、湖に没て死なるといふことなり。私は吾者の意なり。全體の意、此は、神功皇后の皇子、大鞞別命(後の應神天皇)を喪船にのせて、歸り上ります時、香坂、忍熊の二王子、服せずして、軍を起して待戦ふ。則ち忍熊王は、伊佐比宿禰を將とし、皇后の方は、建振熊命を將として相戦ふ。然るに忍熊王、破れて近江の志賀郡彼麻に至り、海に入りて失せたり。其時の歌なり。故に、いざ、伊佐比宿禰よ、振熊命の痛手に逢ひて、死なんよりは、近江の海に入りて、吾と共に、快く死なんものをとの意なり。

問 許能美岐波、和賀美岐那良受、久志能加美、登許余邇伊麻須、伊波多多須、須久邦美迦微能、加牟菩岐、本岐玖流本斯、登余本岐、本岐母登本斯、麻都理許斯美岐叙、阿佐受

衰勢佐佐。

右 歌の意義を解釋せよ。

問 許能美岐波、此御酒者なり。○和賀美岐那良受、吾御酒にはあらずにて、吾のかみて獻る御酒にはあらずなり。○久志能加美。酒之上なり。久志は酒の本名にて應神天皇の大御歌に、許登那具志、惠具志とある具志と同じく酒のことなり。加美は上なり。さて少名毘古那神のみならず、書紀、崇神天皇卷の活日が歌に、此御酒は、吾御酒ならず、倭なす大物主のかみし御酒ともある如く、酒の本を、此二神に係て、其着長たる神の献り賜ふ御酒ぞと詠み給へるなり。○登許余邇伊麻須、常世に坐なり。此神、常世國に坐すよりかくいふなり。○伊波多多須、石立すにて、石の立つが如きを言ふ義にて、常磐にますといふ意なり。○須久那美迦微能、少名御神之なり。○加牟菩岐、神壽なり。○本岐玖流本斯、壽令轉にて、こは、十分に事を悉して壽き盡すことなり。○本岐母登本斯、壽令廻すなり。もとほす、俗言のまはすといふに當れり。こは十分に言ひまはして、壽くとなり。○麻都理許斯、獻り來すなり。こは少名毘古那の神の常世國

より獻り來すとの意なり。○美岐叙、御酒をなり。○阿佐受哀勢佐佐、餘さず此酒を吞めとの意なり。阿佐受、不餘の意、衰勢、飲めの意にて、食ふことをも、飲むことをも、ナスといふ。佐々は、酒のことにて、今の俗はも、さ、一つなどいふことあり。酒を餘さず飲めとの意なり。

此歌は、太子(後の應神天皇)の角鹿より、倭の京に歸上ませる時、息長帶日賣命(神功皇后)の待酒をかみして、太子に獻ぐるときの祝宴に詠めるなり。故に全體の意は、此御酒は、我が造りし酒にはあらずして、常世國にいます少名比古神の壽きて造り獻り來すものなれば愛度壽ぐべきものなるにより餘すことなく澤山此の酒を飲み給へとの意なり。

古事記終

古語拾遺

古語拾遺

解題

選者、從五位下齋部宿禰廣成、大同三年二月十三日、諸記録にもれたることにて、故實のよるべきもの、及齋部家に傳はる、古傳説を選みて、古語拾遺と名付け、命によりて上覽に供へ奉りたる書なり。

選述の理由、本書の序文に、應神天皇以前は、未だ、支那の文字、日本に傳はらず、爲に貴賤となく、老少となく、口より口に相傳へて、昔の人の言行を忘るゝことなかりき。然るに、支那文字の傳はりて以來、古の事を談ずるもの少なく、凡てはなやかなることそののみ好みて、故實を談ずる老翁は、あざけり去らるゝ有様となり、漸々年月の過ぐるにつれ、萬事、新らしきをのみ見て、舊き時代の事は、忘らるゝに至れり。願て、故實を知るものあるかと尋ぬるに、更に知るものなし。國史や、朝廷の記録、又は、家々の記録などに、記するものあるも、其中猶もるゝところ多し。もし廣成が言はざれば、絶

果て、後世まで傳はることかたからん。幸に召問を蒙りて、兼て心にたくはへおきたる舊説及、一家の家傳を録して上覽に供へ奉るなりとあり。

また跋文に、此書にのするところ、上古の事は、今より遙に、昔時に渡り、何れが信なるか、取捨甚だ困難なりといへども、支那の古説の如く、依るに證なきの類にあらざして、我國の古説は、草薙の神劍現存して、其實證著しき如く、皆信をおくに足れり。

されど、中古故實を知るもの少なく、遺漏甚だ多し。然るに、平城天皇の時代に至り、廢したるものを興し、絶えたるをつがんとして、千載の闕典を補ふに意あり。此儀式を造る時に當り、古言故實を補はずんば、今の(廣成時代)昔を見る如く、後の今を見ること、亦同じからん。廣成年八十、死近きにあり。もし此まゝにして死なば、恨を地下に残すのみ。遺憾此上なしといふべし。今、幸に御尋に相成り、齋部家に傳はる口傳説を録して、上覽に供ふ。もし天皇の御手許までといささて、乙夜の覽を賜ふことを得ば、廣成此上なき幸福なりとの義なり。これによりて、之を見れば、此書選述の理由あさらかなり。

この廣成の傳記は、詳かならずして、何人の子なるかを知らざるによしなし。

問、開闢之初、伊弉諾、伊弉冉二神、共爲二夫婦、生二大八洲國、及山川草木、次、生二日神、月神、最後、生三素戔鳴神、而、素戔鳴神、常以二哭泣爲二行、令二人民夭折、青山變枯、因、斯、父母二神勅曰、汝甚無道、宜早退去於根國一矣。

右の意義を解釋せよ。

答、開闢之初、天地の分る、初めの時をいふ、これ、未だ天地の分れざる時にて、國土のなりとののはざりし時をいふ。○伊弉諾、伊弉冉、イザナギ、イザナミと訓み、誘ひ君、誘ひ女君の意にて、この二神、互に相誘ひ給ひて、始めて夫婦の道をおこし、國土萬物を生み給ひしより、かく御名に負ひませるなり。○大八洲、大倭豊秋津洲ともいひ伊豫二名洲、淡路洲、筑紫洲、壹岐洲、對島、隱岐洲、佐渡洲の八箇あるより八洲といふなれど、單に此八つに限りたるにはあらで、彌(イヤ)といふを八と書きたるにて、澤山の島を生み給ひたりとなり。○山川草木、山神、川神、草神、山神といふ意にて、神を省きたるなり。○日神、天照大神のことにて、天上高天原をしるしめす神のことに

て、今は、その靈代を伊勢神宮に齋き奉るなり。○月神、月讀命のことにて、夜見國をしらしめす神なり。○素戔嗚神、この神甚猛くましくて、進み荒び給ひしより、かくは申せるなり。○以二哭泣一爲一行、小兒の泣く時の狀の如く、理由なくして、悲しみ泣くことをのみ、仕事とせりとなり。○人民夭折、人民天命を全くすること能はずして、早く死するを云ふ。これ素戔嗚神の性質、たけくましませるより、自然とかくありしならん。○青山變枯、青山は草木の生ひ繁りて、あをくとしたる山なり。變枯は、其草木を枯して、はげ山をなすをいふ。これも、素戔嗚神の荒びによりて、草木の自然に枯れはつるをいふ。○無道、古訓にアザキナシと訓み、味氣無しの義にて、人の無道なるは、物の味なきが如しといへり。謂ゆる正道に叶はぬと父母二神の仰せられたるなり。○根國、顯世にあらざる國の意にて、底の國とも、黄泉國ともいへり。全體の意、天地いまだ分れざる初に於いて、誘ひ君二神、天神の命によりて、このたよへる國を造りなさんとして、夫婦の道を始め給ひ、大八州を始め、萬の物を生み給ひはてに、うるはしき三柱の神を生み給ひき。是、日神、月神、素戔嗚神なり。然るに、

素戔嗚神、唯なんとなき、泣き悲しむを以て行となし、其たけび荒ぶるより、人民は、天壽を完くせず、草木は枯れ果て、青々たる山林も爲にはげ山となるに至れり。これによりて、父母二神、勅して、汝は甚だ道に叶はず、此顯世の君たるべき資格なし。早く根の國に退き去るべしと仰せられたりとの意なり。

問、栲幡千千姫命、天忍日命、天太玉命、天日鷲命、手置帆負命、彦狹知命、櫛明玉命、天目一箇命、

右、御名の意義を説明せよ。

答、栲幡千千姫命、タクハタチチヒメノミコトと訓み、たくはたは栲の木の皮を以て織れる織物を云ふ。千々は、縮む義にて、其布帛のちぢみたるを云ふ。此神、機を巧に織り給へるによりて、負へる名なるべし。此神、高皇産靈神の女にして、天津彦の尊の母なり。

天忍日命、アメノオシヒノミコトと訓み、多くの武人を率ゐて、天孫を護りたるなり。名義は、大し日と稱へたるならん。ひは、くしびの義なり。此神、高皇産靈神の子にし

て、大伴の宿禰の祖なり。

天太玉命、アメノフトタマノミコトと訓み、齋部の部屬を率ゐて、神に奉る種々の物を造り玉ひし神なり。名の義は、石窟の前にて、太玉串を捧げ持ちて、仕へ奉りしによりての名なるべし。此神、高皇產靈神の子にして、齋部の宿禰の祖なり。(この齋部は、もとは首の姓なりしが、天武天皇の御時に、連の姓を賜はり、又後に宿禰の姓を賜はりたり。)

天日鷲命、アメノヒワシノミコトと訓み、鷲の羽を以て矢を作り給ひしによれる御名ならんか。此神は、太玉命のひきゐる忌部の部屬にして、阿波國、忌部の祖なり。

手置帆負命、タオキホオヒノミコトと訓み、木匠の祖神なり。名の義は、手を下に置き、小さき寸尺を取り、手を廣げて、一尋、二尋と大なる丈尺を知り給へるによれる御名ならん。帆は尋の約なり。此神は、太玉命のひきゐる忌部の部屬にして、讃岐國の忌部の祖なり。

彦狹知命、ヒコサシリノミコトと訓み、手置帆負命と同じく、木匠の祖にて、名の義は

彦は尊稱、狹知は度量知の意なるべし。此神は、太玉命のひきゐる忌部の部屬にして、紀伊國の忌部の祖なり。

櫛明玉命、クシアカルタマノミコトと訓み、玉を作を事を掌り給ひし神なり。御名の義は、櫛は借字にて、奇なり。明玉は、字の如く、光うるはしき玉を作るより負ひし名ならん。此神は、太玉命のひきゐる忌部の部屬にして、出雲國の忌部玉作の祖なり。

天目一箇命、アメノマヒトツノミコトと訓み、鍛冶の祖神なり。御名の義は、眼の一つなるより負ひたるならん。此神は、太玉命のひきゐる忌部の部屬にして、筑紫、伊勢兩國の忌部の祖なり。

問、素戔鳴神、欲奉辭日神、昇天之時、櫛玉命、奉迎、獻以瑞八坂瓊之曲玉、素戔鳴神受之、轉奉日神、仍共約誓、即感其玉、生天祖吾勝尊、是以天照大神、育吾勝尊、時甚鍾愛、常懷腋、下稱曰腋子。

右、傍線の箇處に訓を附して、意義を解釋せよ。

答、瑞八坂瓊之曲玉、ミヅノヤサカコノマガカマと訓み、瑞は玉の美しくみすべしき

をいふ。八坂瓊は、彌真明瓊なり。玉の美麗なるをほめて云ふ。曲玉は、曲りたる玉にて、今も、時々古墳などより出づることあり。○共約誓、トモニウケヒと訓み、天照大神と素戔鳴命と共にうけひて、もし生るゝ御子、男子なれば、我心清し。女子なれば、我心きたなしと、約誓してとの意なり。○感其玉、ソノタマニメテ、と訓み、八坂瓊の曲玉のうるはしさにめでゝとなり。○吾勝尊、アカツシミコトと訓み、素戔鳴尊の誓約に勝ち給ひて、正哉吾勝とのり給ひしより負ひたる名ならん。○特甚鍾愛、トクニイタク、ウツクシミテと訓み、他の御子等にくらべて、取分け愛せらるゝとなり。○懷臑下二稱二、曰臑子、ウキノシタニイタサママフ。トナヘテウキコトイフと訓み、いつも、天照大神、臑の下に懷き給ひ、愛でらるゝより、臑子と申すなりとなり。廣成時代の人は、稚子を和可古といひたるは、このわさとの轉りたるなりといはれたり。げにさもありなん。今も、あかこ、わかこといふは、古代のわさこより起りたる稱ならん。

此文中によれば、櫛明玉命、素戔鳴神に玉を奉り、そを更に天照大神に奉りたるやうに書かれたれども、こは古事記、日本紀に見ゆる如く、天照大神と素戔鳴神との問答記り

て、誓約の時、大神の玉を、櫛明玉命の奉りたるものならん。其玉に感じて、吾勝尊を生み玉ひたるにて、意味に於て、古事記、日本紀と同じ。此文につきては、異説あるも、今はとらず。

問、 毀畔、溝埋、放樋、重播、刺串、生剝、逆剝、尿戸、右、意義を解釋せよ。

答、 毀畔、アハナチと訓み、田の畔を切りはなつなり。あせとは、田の界のことにて、土を高くして、水の出入をふせぐ所なり。之を切りはなつは、外より水を入れ、又は田の水をからす害をなすなり。

溝埋、ミツウメと訓み、溝は、田に引く水の通る所なるに、これをうめる時は、用水の出入に害あるなり。

放樋、ヒハナチと訓み、樋は、池にても、堤にても、常に水をせきおき、用ある時に於て、之を開きて田に水をそそぐなり。然るに、之を放つ時は、忽ち水をしてあふれしめ又蓄へ置くこと叶ぬものなり。

重播、シキマキと訓み、種子をまきたる上に、又更に種子をかくことにて、前にまきたる種子の生えざるのみならず、みのもなく、ともに生ひざるなり。串刺、クシサシと訓み、田の中に、串を刺し立て、田人の田の中に入りて耕すことの出來ぬやうにするなり

生刺、逆刺、イキハキ、サカハキと訓み、生きたる獸を下より上へはぐことなり。謂ゆる、天照大神の機を織りたる時、即ち、機殿にありて神衣をおるとき生きたる駒を逆はきにして、織殿の内に投入れたりとなり。

屎戸、クツへと訓み、天照大御神、新嘗の日にあたり、今年の新穀を神にも供へ、自らも食召給ふ時に、素戔嗚神の糞を以て、けがしたることなり。即ち不潔物を以て、忌日を穢したりとの意なり。

以上八箇の罪は、天罪と稱して、素戔嗚神の犯せるなり。これによりて、天照大神、天石窟にかくれましたるなり。

問、令天鈿始命、以眞辟葛、爲鬘、以蘿葛、爲手繩、以竹葉、餼木葉、爲手

草、手持着鐸之矛、而於石窟戸前、覆誓槽、舉庭燎、巧作俳優、相與歌舞。右、意義を解釋せよ。

答、天鈿女、アメノウスメと訓み、强悍猛固して、おそるべき由の稱なり。今の俗に、強女をおすしといふは、この縁なり。○眞辟葛、マサキノカツラと訓み、俗にツルマサキと云ふものこれなり。○鬘は、カツラと訓み、首のかざりのことなり。○蘿葛、ヒカケノカツラと訓み、蔓草にて、日にあたりざる山中に生ず。故に日蔭葛の義なりと云ふ。○手繩タスキと訓み、衣服をか、げ、事をなすに便利にするものなり。○竹葉、餼木葉、ササノハ、オケノコハと訓み、竹葉小さいの葉、餼木葉、詳ならざるも、常磐木の一類ならんか。○手草、タクサと訓み、前の竹、木の葉を手にとり持ち、著鐸之矛、スズノツケタルホコと訓み、鈴の矛さきにつきたるものにて、手にとり持ちて、打ふるときは、音をたてるなるべし、後世神樂の取物に矛あるもこれによれるならん。○覆誓槽、ウケフネチフセと訓み、ふみならして、音の出つる爲、中を空虚にしたる臺のことなり。名の義は、空筒にて、覆は伏せるなり。注に、誓約之意とあれば、こ

れ神かゝりをする誓約にもめらんか。○舉庭燎、ニハビキアゲと訓み、庭火を焚くことなり。こは、忌火をあげて、明かならしめん料なり。○巧作俳優、タクミニワザラギナナシと訓み、たくみに、面白く可笑しき業をなして、日神を招き奉れるなり。これよりして、後、すべて、面白く可笑しき事をわざをさといふこととなれり。○相與歐舞、アヒトモニウタヒマヒキと訓み、天鈿女命と八萬萬神と相ともに、歌ひたり、舞ひたりして、樂しみたりとなり。

此文は、天岩窟の前にて、天鈿女命と八百萬の神と相與に歌ひ舞ひて、天照大神を招き奉りたるさまをかきたるものにて、鈿女命、其俳優の主たるものなれば、一々、なしたる、状態を書きあげたるものなり。

問、太玉命、以廣厚稱詞、啓曰、吾之所捧寶鏡、明麗、恰如汝命、乞開戸而御覽焉、仍太玉命、天兒屋命、共致其祈禱焉。

右、右の意義を解釋せよ。

答、太玉命云々、この條、齋部氏の私事なりと説くものあれど、さにはめらす。祝詞は、

天兒屋命の奏せしこと勿論なれど、太玉命の玉串を捧げて、たゞへごとを述べたること別にあやしむに足らず。これ齋部家に傳はる行事の一ならん。故に此文は、太玉命の玉串を捧げて、あれ今ささぐるみてぐらの御鏡は、なが尊(天照大神)と同じく、いとうるはし。少なりとも戸を開けて、御覽遊ばせと、玉串を捧げつゝ唱へたる咒言なり。又更に、太玉命、天兒屋命と共に祈禱をなしきといはれたるは、今に傳はれる祝詞を天兒屋命の稱へたるものと知るべし。

問、阿波禮、阿那於茂志呂、阿那多能志、阿那佐夜憩、飲憩。
右、意味を解釋せよ。

答、こは、天照大御神、天石窟より出で給ひて、空はじめて晴れ、衆皆相見て、うれしきあまり、唱へたる詞なり。

阿波禮は、歎息の聲にて、今迄くらかりし空の、晴れ渡りたる如き意あるを以て、天晴に同じ。○阿那於茂志呂、あなは、事の甚だ切なる時發する聲なり。今のアラ。アレなといふに同じ。おもしろは面白にて、興味のあることなり。○阿那多能去、あな樂しと

の意なり。○阿那佐夜慈、あな分明にあきらけくなりたりとなり。謂ゆる大神の岩屋戸を出でたまひて、世間の分明になりたることなり。○飢慈、木の名とあれど未詳。○素戔鳴神、自天、降ニ到於出雲國簸之川上ニ、以ニ十握劍ヲ、斬ニ八岐大蛇ニ、其尾中、得ニ一靈劍ニ、其名曰ニ天叢雲ニ、乃獻ニ上於天神ニ也。

右、意義を解釋せよ。

答、句解、簸之川、ヒノカハと訓み、出雲國大原郡にあり。○天十握劍、アメノトツカノツルギと訓み、天は、尊稱、十握は、手にて十握ほどの長さなるをいふ。此劍、一名天の羽々斬の劍ともいひ、今は、大和國山邊郡、官幣大社石上神宮にありといふ。○八岐大蛇、ヤマタノオロチと訓み、頭尾のいくつもある大なる蛇ならん。又、正しく八頭の蛇かも知れず。近世石見國邑知郡八面山にて、八頭蛇を獲たることもあれば、此蛇も八頭なりしか。○天叢雲、アメノムラクモと訓み、八岐大蛇の尾より得たる靈劍にして大蛇の上、常に雲氣あり、故にむら／＼と雲ある意より名付けたるならん。日本武尊、東征の時、相模國に到りて、野火の難に遇ひ、即ち、此劍を以て草をなき、免るゝことを得給ふ。それより改めて、草薙劍といふ。これ我國三種神器の一にして、今は熱田神宮の土用殿にましますなり。

全體の意、素戔鳴命、天津罪を犯して、群神のいむところとなり、千座置戸の祓を科せられ、高天原より神やらひにやらひられ、出雲國簸の川上に至り、國津神を助けて、八岐の大蛇を、命のはかせる十握の劍もてさりたるに、命の劍の刃かけたり。故に其尾を改め見れば、一の靈劍あり。之を天叢雲劍といふ。これ私に持つべきものならずと、天神(天照大神)に献上したりとなり。

問、大己貴神、與ニ少彥名神ニ、共發レカチ、一レ心ヲ、經ニ營、天下、爲ニ蒼生、畜産ニ、定ニ療病之方ニ、又爲レ攘ニ鳥獸、昆蟲之災、定ニ禁厭之方ニ、百姓至レ今、咸蒙ニ恩賴ニ、皆有ニ效驗ニ也。

右、意義を解釋せよ。

答、句解、大己貴神、オホナモナノカミと訓み、大物主とも、大國主とも、大國魂ともいふ。○少彥名神、此神、形少さくましませるによれる御名なり。○蒼生人民のことにて、古訓、アキヒトクサと訓む。人民の多く生るゝを青草の生ひ繁るに譬へたるなり。

○畜産、トリケモノと訓み、家に飼育する牛馬鶏犬の類是なり。○鳥獸昆蟲之災、トリケモノ、ハフムシノワザハヒと訓み、怪しき鳥の災を爲し、獸にかまれ、蟲などに刺さる、類をいふ。○禁厭、マツナヒと訓み、呪術のことにて、神の授け給ひし業なり。○百姓、オホミタカラと訓む、天下の人民は、國の寶なる由の名あり。○全體の意、大國主神と少彦名神と、共に力をあはせ、心を一にして、天下を経營したるは勿論のことなれど、其上、人民及畜類の病み痛むことあらんを思ひ、醫術の道を授け給ひ、鳥獸昆蟲の災あらんを思ひ、禁厭の法を定め給ひたり。此二神の授け給ひし法によりて、今に至るまで、恩頼を蒙らざるものなく、効驗著しきものとの意なり。

問 經津主神、武甕槌神。

右 二神の意義、及功績を述べよ。

答 經津主神、フツヌシノカミと訓み、布都御魂の劍によれる御名なり。此神、磐筒女神の子にして、今は下總國香取郡にあり、官幣大社香取神宮是なり。

武甕槌神、マケミカツナノカミと訓み、武は、たけつよきよし、甕は嚴と同じ。いか

めしさをいふ。此神、速日神の子にして、今は、常陸國鹿島郡にあり、官幣大社鹿島神宮是なり。

此二神は、天祖天神の命によりて、天降りまして、大國主神に向て談判を開き、遂に國土を天孫に奉るべき約束を結び、従はざるものあれば、武力を以てし給ひたる國讓のことに關し、功績著しき神なり。

問 葦原瑞穗國者、吾子孫可王之地、皇孫就而治焉、寶祚之隆、當與天壤無上窮矣。右 意義を解釋せよ。

答 此は、天祖天照大神の皇孫邇々伎命に仰せられたる勅にして、現在、及未來に至るも、此神勅に違ふことなきは、我日本の國體なり。是、古事記、日本紀、此書にありて、後世まで忘るべからざる神勅といふべし。

○葦原瑞穗國、あしの茂りをる美さき稻の生ずる國とひふ義なり。○吾子孫、天照大神の子子孫孫といふことにて、未なかきことをいふ。○可王之地、キミタルヘキクニと訓み、天照大神の子子孫孫の君主とすべき國なりとの意なり。○就而治焉、葦原瑞穗國に往

きて其國を治めよとなり。○寶祚、天皇の御位のこと。○天壤無窮、皇統の天地と共に窮りなきをいふ。

全體の意、瑞穂國、謂ゆる日本國は、天孫にます、邇々杵の命の子子孫孫に至るまで、君主として、いまずべき國なり。故に天皇の御位は、限りなく天地と共に、隆盛なるべしと仰せられたるなり。

問 勅曰、吾則、起三樹天津神籬、及天津磐境、當爲三吾孫一奉上齋矣。汝天兒屋命、太玉命二神、宜下持天津神籬、降於葦原中國、亦爲三吾孫一奉上齋焉。惟爾二神、共侍殿内、能爲二防衛、宜以三吾高天原所御齋庭之穗、亦當御於吾兒一矣。

右 意義を解釋せよ

答 起樹天津神籬及天津磐境、アマツヒモロキ、オヨビ、アマツイハサカチタテと訓み、神籬は、今の神祠のことにて、さかきを刺立て、神の御室とするを云ふ。磐境は、神を祭る地を、磐を以て、築き固めて造れるをいふ。○爲三吾孫一奉上齋は、ワカマゴノタメニイハヒマツルと訓み、日本紀には、こゝまで、高皇產靈尊の勅として傳ふ。されば、

高皇產靈神の御靈を神籬に齋ひたまひて、御代々々の天皇の御守となし玉へるならん。これ即ち、後世神祇官の西院に座す八神殿の起源なり。○惟爾二神、共侍殿内、能爲二防衛、ヤヨイマシニツン、トモニトノウチニハベリ、ヨクマモリチナシ、と訓み汝等二神、共々に、天皇の御殿の内に侍ひて、よく非常を防ぎ守れよとの意なり。○齋庭之穗、イミニハノホと訓み、天照大神の高天原にて、聞食る、稻穂(即米のこと)を天孫にも、聞食せ奉れとなり。齋庭は、大嘗を行ふ庭を云ふ。大嘗を行ふために、殊に齋み清めたる庭といふ意なり。古は、大嘗とも、新嘗とも稱せしを、後世御一代に一度行はるゝを大嘗といひ、毎年行はるゝを新嘗といふなり。(祝詞の條參考すべし)

全體の意、高皇產靈神の仰せらるゝには、神祠を設け、地をかため、天孫の爲に、齋の庭を作り、吾神靈を祭るにより、汝天兒屋命、太玉命、二神、此齋れる天津神籬を持ちて天孫に従ひ、天降りて、天孫の近き守と齋ひ奉れとの意なり。

又天照大神の仰せには、汝二神、天孫の殿の内に侍りて、よく非常を防ぎ守り、吾の常に聞食したる稻穂を持行きて天孫にも奉れとの意なり。

問 大和氏遠祖、推根津彦者、迎引皇舟、表績香山之巔、賀茂縣主遠祖、八咫鳥者、奉導三宸、駕顯瑞苑田之徑。

右 意義を解釋せよ。

答 大和氏遠祖云々、神武天皇、日向より大和に上り給はんとて、速吸之門と云ふ所に至り給ひし時、推根津彦迎へ奉りたれば、汝能く我が爲に、導させんやと問ひ給ふに、導させんと答へて、天皇の御舟を導させ奉りたるをいふ。○表績香山之巔、テガラチカヤマノミネニアラハシと訓み、手柄を大和國十市郡にある香山の峯によりて、表はせりとなり。神武天皇の御夢に、神の御告ありて、香山の土を取らん爲に、推根津彦と弟猪とを遣はされし時に、推根津彦、乃祈りて曰く、我天皇、能く此國を定め給ふべくば、行路に妨たげなからん、若し能はずんば、賊必ず防がんと云ひて行くに、賊ども、道を開きて行かじめたり。依て香山に上り、其いたゞきの壻を取りて歸るを得たり。こゝはそれを指せるなり。○賀茂縣主遠祖、八咫鳥、賀茂は、山城の地名、縣主は、其縣を治むる官名、八咫鳥は、即ち武津身之命のことなり。此神、鳥と化して官軍を導させ奉りし

によりて、八咫鳥の名を負へり。○奉導三宸駕云々、宸駕、天皇の御車をいふ。即ち行幸を指すなり。顯瑞、祥瑞を顯せるなり。天皇、紀伊より大和に入り給はんとするに、山中さかしくして、行くべき路なかりし時、天照大神の御告ありて、朕今、八咫鳥を遣はして、導させんと宣ふ、果して八咫鳥ありて空より飛び降りければ、其鳥の向ふまゝにふみ行きて、遂に苑田に出でし事あり。こゝは、それを指せるなり。苑田は、今の

大和國宇陀郡にあり。

問 天富命、更求沃壤、分阿波齋部、率住東土、播殖麻穀、好麻所生、故謂之總國、穀木所生、故謂之結城郡。

右 意義を解釋せよ。

答 天富命、太玉命の孫なり。○沃壤、土地の地味よく、肥えたる所をいふものにて、五穀のみのりよき土地といふ意なり。○東土、東の方なる國々をいふ。○總國、今の上總、下總の二國を總稱す。○結城、ユフキと訓み、木綿の出づる地と云ふ義。今下總の郡名となれり。

全體の意、天富命、更に、阿波國の齋部を分ちて、東方の國々に、ひきゐる往きて、麻敷の種をまきひろめ、好き麻の出来る所を、上總、下總といひ、木綿のよく出来る所を結城といふ。今も此の地より出づる結城織は名産なり。

問 當此之時、帝之與神、其際未遠、同殿共牀、以此爲常、故神物官物、亦未分別、宮内立藏、號齋藏、令齋部氏永任其職。

右 意義を解釋せよ。

答 當此之時云々、神武天皇の御時は、天皇と神との御間柄も遠からざりしかば、常に同じ殿にまし、牀を共にしてましませりとなり。○故神物官物云々、それ故に、神の物も、天皇の物も、未だ分別なく、朝廷の内に藏を立て、それを齋藏と名付け、神物官物を共に之を藏め、齋部氏を永く藏役人に任せられたりとの意なり。齋藏は、神物をも官物と共に藏め給ふによりて、殊に齋み清めらるるを以て、其意にて名付けられたるなり。

問 至于磯城瑞垣朝、漸畏神威、同殿不安、故更令下齋部氏、率石凝姥神裔。

天目一箇神裔二氏、更鑄鏡造上劍、以爲護身御璽、是今踐祚之日、所獻神璽之鏡也。

右 意義を解釋せよ。

答 磯城瑞垣朝、崇神天皇の御代のことにて、シキノミヅカキノミヨと訓む。此の御代に至り、漸く神の御威を畏れ給ひ、御同殿にまします事を、御心に安んせられぬ様になりしを以て、更に、齋部氏をして、石凝姥神の子孫、天の目一箇神の子孫をひきゐて、神代より傳はりたる鏡劍になぞらへて、新に、鏡と劍とを、つくらしめ給ひ、以て護身の御璽となされたりとなり。○今天皇の御位に即く日、忌部の奉る神璽の鏡劍は、即ちこの模造の鏡劍なりとなり。○護身御璽、これ天孫降臨の時、天璽として給はり、殊に八咫鏡は、天照大神の靈代として、給はりたるものなれば、代々の天皇の近き御護なること勿論にして、いとも尊き御璽なりといふべし。

問 仍就於倭笠縫邑、殊立磯城神籬、奉遷天照大神及草薙劍、令三皇女豊鍬入姫命奉齋焉。

右 意義を解釋せよ。

答 笠縫邑は、十市郡にあり。○磯城は、石城の義にて、神籬を建つるために築き堅めたる地をいふ。○豊鋤入姫命、崇神天皇の皇女にして、御母は、遠津魚年眼々細媛なりこの條は、崇神天皇の時代に至り、漸く神威を恐れ、同殿にますこと安からず思召て、倭の十市郡なる笠縫の邑に、殊に磯城を築き、神籬を立て、天照大神及草薙薙を遷し奉り、皇女豊鋤入姫命をして、其祭事を掌らしめたりとなり。

問 弓弭之調、手末之調。

右 意義を解釋せよ。

答 弓弭之調、ユハズノミツギと訓み、弓を以て、射取りたるもの、獸肉、又は皮などを朝廷に奉ることなり。古代は、今の如く砲の類ならず、戦争の武器にも、獵の具にも多く弓を用ひたるより、男子の奉る朝廷の貢物は、その男子の手に得たるものを奉る例なり。手末之調、タナスエノミツギと訓み、女の手を持ちて造れる絹布の類を貢るをいふ。これ女子の朝廷に奉る貢もの、義なり。これ租税にて現今は金を以て奉ることなれど、古代は、別に金を以て奉ることなく、男子も女子も、其手より得たるものを貢ることなり。

有以矣。

右 意義を解釋せよ。

答 卷向玉城朝、垂仁天皇の御代なり。○倭姫命、古事記、日本紀共に、日葉酢媛の御子とす。然るに、ここに狹穗姫の御子と注されたるは、思ふに、此皇女、狹穗姫の御子なりしに、幼けなき頃御母の喪せ給へるによりて、日葉酢媛、養なひ育て給ひしより、世には、日葉酢媛の御子と傳へたるを、齋部家には、別に正しき傳へありて、かく注されたるならんか。○仍隨三神教云々、倭姫命、大御神の鎮まり坐すべき所を求めて、國々を廻り、伊勢國に到ります時、大神、倭姫命に誨して、此國は、我心に叶へる國なりと、のたまひしに依りて、其神教に隨がひて、大神の祠を、度會郡五十鈴の川上に立

問 泊子卷向玉城朝、令下皇女倭姫命、奉齋天照大神、仍隨三神教、立其祠於伊勢國五十鈴川上、因興齋宮、令倭姫命居焉。始在天上一預結三幽契、一衢神、先降深

て給ひき。是即ち今の伊勢神宮なり。○因興齋宮云々、大神を齋き奉る宮を造り興して、倭姫命をして祭主たらしめたりとなり。○始在天上云々、始天照大神、高天原にましましし時、前以つて、禊神（猴田彦神）と、ふかさ契りを結び給ひたるにより、禊神は天孫を導びきて、禊神のみ伊勢に至りたるは、大神を待ち受け給はんとしてなるし。

問 至於小治田朝、太玉之胤、不絶如帶、天恩興廢繼絶、繼供其職。

右 意義を解釋せよ。

答 小治田朝は、推古天皇の御代なり。此御代に至りて、太玉命の後胤なる齋部氏の絶えざることを、帶の如く、細くなりしを、幸にこの天皇の御恩により、廢りたるを興し、絶えたるを繼ぎ給ひて、繼に其職に仕奉れりとの意なり。其職とは、神武天皇の段に、齋藏を立て、永く其職に任ずとあるを受けたるなり。

問 至于淨御原朝、改天下萬姓、而分爲八等、唯序當年之勞、不本天降之績、其二曰朝臣、以賜中臣氏、命以太刀、其二曰宿禰、以賜齋部氏、命以小刀、其四

曰忌寸、以爲秦漢二氏、及百濟文氏等之姓。

右 意義を解釋せよ。

答 淨御原朝、天武天皇の御代なり。○改天下萬姓而云々、八等は、真人、朝臣、宿禰、忌寸、道師、臣、連、稻置、是なり。天武天皇の御時に至り、天下の萬姓を改めて上にあげたる八等と定め給ひしに、扱其八等の姓を分ち與へ給ふに當りて、唯、當時の手柄のみを以て次第を定められ、天孫降臨の時の功績に本づき給はずして、尊卑を立てられたりとなり。○其二云々、八等の中の二番目を朝臣と申し、之を中臣氏に賜ひたりとなり。朝臣は、吾兄臣の義にて、貴み親しみて云へる詞なり。○其三云々、八等の中の三番目を宿禰といひ、之を齋部氏に賜ひたりとなり。宿禰は、少兄の義にて、親み貴みていへる詞なり。○命以小刀、日本紀、天武天皇の卷に、氏上を定めたること見ゆれば、太刀、小刀は、其氏上に賜はりたるものならん。○其四曰忌寸云々、八等の中の四番目を忌寸といひ秦氏、漢氏及百濟の歸化人、東西の文氏に賜はりたりとなり。忌寸は、齋君の義なり、此姓は、諸蕃人に賜はりたるものなりとの意なり。

問 至天^ニ平^ニ年中^一、勸^ニ造^ニ神帳^一、中^ニ臣^一專^レ權[、]任^レ意^取捨[、]有^レ由^者、小^ニ祀^一皆^レ列[、]无^レ緣^者、大^ニ社^一猶^レ廢[、]敷^ニ奏^ニ施行^一、當^レ時^獨步[、]諸^ニ社^一封^レ稅[、]總^ニ入^ニ一^門。

右 意義を釋釋せよ。

答 至太平年中云々、聖武天皇の御代の年號。神帳は、神祇の名簿なり。小祀は小社のこと。聖武天皇の天平年中に至り、神祇の名を記せる帳簿を勘へ造る時に當り、中臣氏、尤も盛なりし故に、己の權威を專にし、萬事心のままに取計らひ、己に縁あるものは、小なる神社も、班幣の例に入れ、さもあらぬは大社も猶は廢てて班幣の例に預からしめずとの意なり。○敷奏施行云々、敷奏は、天皇に申上ぐることを云ひ、施行は、其事を下にいひつけて行はしむるをいふ。獨歩は、肩をならぶるものなく、謂ゆる大道を一人行くが如きをいふ。封稅、神領の田賦なり。當時は、神祇に關しては、中臣氏獨權威を專にして、上に申上ぐるも、下に令するも、誰一人肩を並ぶるものなく、諸社の神領のみつぎものなど、中臣の一家内に入れたりとなり。

此文は、中臣氏の專横にして、私多く、神名帳の内には大社ものせざるものある如く、

總ての專横甚だしかりきと憤はられたる文なり。

問 況復草薙神劍者、尤是天^ニ聖^一、自^ニ日本^一武尊[、]凱^ニ旋^ニ之^一年[、]留^ニ在^ニ尾^一張[、]國[、]熱^ニ田^一社[、]外^ニ賊^一偷^ニ逃^一、不^レ能^レ出^レ境[、]神^ニ物^一靈^驗以^レ此^可觀[、]然^レ則^奉幣^之日[、]可^ニ同^一致^敬、而^久代^闕如[、]不^レ修^ニ其^一禮[、]所^レ遺^一也。

右 意義を解釋せよ。

答 況復草薙神劍者云々、天尊のみとももの神々の班幣の列に入らぬさへ、あるまじき事なるに、まして草薙劍は、是天御御璽なりと、上文を受けていへるなり。○凱旋、敵を平げ、軍に勝ちてかへるをいふ。○外賊、外國の賊といふ意にて、新羅の僧道行、神劍を竊に取出せしも忽ち神罰を受けて神劍を取ること能はざるをいふ。

全體の意、草薙の神劍は、日本武尊、東征の時、戰に勝ち、敵を平げて、歸る時にあたり、尾張の熱田神社に、留めおきたるなり。然るに、僧道行、天智天皇七年に熱田神社に入り、神劍を盗み奉り、己の國に移さんと思ひ、既に盗みて船に乗り、新羅に歸らんこそせしに、海中忽にあれ、去る事を得ず。劍をすてんとすれども、身を離れ給はず、

依て止を得ず。自首して、刑に處せらるることあり。これに依て考ふるに、其靈驗の著しきは、言ふも更なり。然るに、班幣の日、他神と同じく列幣を奉るべきに、久しく其儀式なく、敬禮を缺きたるは、故實のこれる一なりと廣成のいはれたるなり。

問 夫尊祖敬宗、禮教所先、故聖皇登極、受終文祖、類于上帝、禋六宗、望于山川、偏于群神、然則天照大神者、惟祖惟宗、尊無二、因自餘諸神者、乃子乃臣、孰能敢抗、而今神祇官、班幣之日、諸神之後、叙伊勢神宮、所遺二也。

右 意義を解釋せよ。

答 夫尊祖敬宗、禮教所先、己の祖宗を尊び敬ふは、禮義の教に於て、最も先にすべき所なりとの意なり。祖は大先祖のこと、宗は祖先の中にて徳行の殊に勝れたる方をいふ。○故聖皇登極受終文祖、こは書經の文句にて、聖皇は賢き天子をいふ義。登極は天皇の位に即くをいふ。受終文祖、文祖は堯の最初の先祖にて、堯帝位を去るに當りて、其由を文祖の廟につげ、舜、堯に代りて、文祖の命を受けて、帝位につきたるをいふ。此は、唯漢文を借りたるまでにて、先帝御位を去り給ひて、皇太子に譲り給ふにつ

きて、皇太子位に即かせらるるは、即天照大神の御正統を受け繼かせ給ふ御事なりとの意なり。○類于上帝、云々、類于上帝、とは、天帝と祭るを云ひ、禋六宗、日月寒暑水旱の六を尊びて、六宗とし、之を祭るを云ふ。望山川、偏于群神、山川の神及多くの神々を祭るなり。これ天皇位に即き給へば、偏く天神地祇八百萬神等を祭らるゝ事を文をあやなしてかくいへるなり。○然則天照大神云々、然れば則はち、天照大神は、天皇の祖宗にましく尊きことは此上もなく、自餘の神々等は、即ち子、即ち臣の列にありて、いつれの神といへども、天照大神と御同様なることは、ましまさずとなり。○神祇官班幣云々、神祇官の班幣は、先宮中より始め、京中、畿内諸道と次第する故に、伊勢神宮は、東海道の中なるを以て、京中畿内の諸神よりは、後にあり。これ、禮敬の道を忘れたることなりと廣成の歎きたることなり。

問 凡奉造神殿者、皆須依神代之職、齋部官、率御木麩香二郷齋部、伐以齋斧、掘以齋鉏、然後工夫下、手造畢之後、齋部殿祭、及門祭、訖仍可御坐、而造伊勢宮、及大嘗由紀主基宮、皆不預齋部、所遺四也。

の意義を解釋せよ。

答 凡奉造三神殿云々、凡そ神殿を造り奉るに當りては、何事も神代の職掌によるべし即ち、齋部の官人、御木、鹿香、二郷の齋部の部屬を率ゐて、齋斧を以て木を伐り始め齋鉏を以て、柱の穴をほり始め、後、工人手を下して、造り終る後、齋部氏、殿祭及御門祭を行ひ、其祭訖りて、御遷座おらせらるべしとなり。○而造三伊勢宮云々、大嘗祭は天皇御即位の時に行はる、御一代一度の大祭なり。申紀主基は、大嘗祭を行はる、爲に建てらる御殿なり。然るに、伊勢神宮及大嘗祭の由紀、主基の御殿を造るに際し、齋部氏を預からしめざるは、故實に違へることなりと廣成のなげきたるなり。

問 鎮魂之儀者、天鈿女命之遺跡、然則御巫之職、應任三舊氏、而今所選不レ論二他氏一所遺九也。

右の意義を解釋せよ。

答 鎮魂之儀者云々、鎮魂は、浮かれゆく魂を身體の中府に鎮めて、壽命の長久ならん事を祈る祭なり。こは、毎月十一月中寅日に行はる。さて此祭は、天照大神、天石窟に

こもりましける時、鈿女命の俳優に、大神の御魂を和らげ鎮め奉れるを元にして、天孫降臨の後も、御世々々、其氏人の御巫の職に仕へ奉りて、鎮魂祭に仕へ奉るより、鈿女命の遺跡なりと云へるなり。○然則御巫之職云々、然れば、御巫の職は、もと猿女氏の職なれば、其職掌は、もとの猿女氏の子孫に任ずる方、然るべし。然るに今、猿女氏に限らず、他氏をも任せらるは、故實に違へりとなり。

問 昔在神代、大地主神、營田之日、以ニ牛一食ニ田一人、于時、御歲神之子、至於其田、唾レ糞而還、以レ狀告レ父、御歲神發レ怒、以レ蝗放ニ其田、苗葉忽枯損、似ニ篠竹、於是、大地主神、令三片巫、肱巫、占ニ求其由、御歲神、爲レ祟、宜ニ獻ニ白猪、白馬、白鶏一解、中其怒、依レ教奉レ謝、御歲神、答曰、實吾意也。宜以ニ麻柄一作レ持、持レ之、乃以ニ其葉一掃レ之、以ニ天押草一押レ之、以ニ鳥扇一扇レ之、若如此不ニ出去ニ者、宜以ニ牛一食ニ置溝口上、作ニ男莖形一以加レ之、蕙苴子、蜀椒、吳桃葉、及鹽、班ニ置其畔、仍從ニ其教、苗葉復茂、年穀豐稔。是今、神祇官、以ニ白猪、白馬、白鶏、祭ニ御歲神一之緣也。

右の意義を解釋せよ。

答 此一段は、古事記、日本紀にももれ、其他の古書にも見えざる珍らしき古傳説にして、齋部家の家傳なりしをここにのせられたるものならん。ざるを、神代の部に入れずこの書の末に載せたるは、大地主といふ神は、何れの時代か明瞭ならざるより、殊更昔在として、末にのせたるものならん。

大地主神云々、此神は、其處を領する國主の神ならんもよく知りかたし。此神田を作る日、牛肉を以て、田を作る人に食はしめられたりとなり。○御歳神之子、御歳神は、大年神の御子にて、穀物のことには、大なる功績のある神なり。其子の神名詳ならず。○睡、變、古、田を作るには、先づ御年神等に、御變を奉りて、祭事を行はせられたりとい見ゆ。されば、神に奉る御變を作るには、身を清め、謂ゆる清淨潔齋して仕へ奉るべきに、此の時、御年神等に奉りし御變の作り方は、田人ども、牛肉を食ひたるのみならず、牛飲馬食、身は更に、忌み清まりもせず、調へたるものなれば、嫌ひ惡みて、唾を吐きかけられたるなるべし。○以レ狀告レ父、前段の由を御歳神に告げ給ひたりとなり。○發怒云々、御歳神、荒び給ひて、其田にいなむしを放ちたるなり。○似ニ篠竹、蝗の食ひ

て、田の稻は、枯れ損じて、篠竹の如しとなり。○片巫、肱巫、巫は神に仕へ奉る女をいふ。堅田の巫、窪田の巫の義にて、乾たる田、及水のある坵田、を卜ふ巫なるべし。この巫の用ゐたる卜の法は、志止止鳥とあれば、鳥の鳴き聲を聞きたるか、或は鳥を卜に用ひたるかにあり。今俗に籠輪及米占也ともありて、かまに輪をかけて、占ふとも、釜に粥を似て占ふともいふ義なり。此等神事の所作は如何なる方法か、今は詳ならず。○宜レ獻ニ白猪、白馬、白鶏云々、こは片巫、肱巫の占に出でたるものにて、御歳年の欲するものなれば、此供物をなして、御怒をなだめ給はんとなり。○依レ教奉レ謝云々神の告によりて、謝し奉れば、御歳神、御心和ぎて、かくなせるは、我心より出でたるなりと宣ひたりとなり。○宜以ニ麻柄云々、麻柄は、麻の皮をとりたる柄をいふ。持はらみたる麻をまきつくる道具をいふ。持之は、持を以て、稻の葉に食ひ入りたる蝗を上下左右に押返して、撫落す意なるべし。○以ニ其葉ニ掃レ之、麻の葉を以て撫落したる蝗を拂ひ除く意なり。○以ニ天押草ニ押レ之、押草、和名抄に、玄參、和名於之久佐とあり。今、こまのはくさとも、又こまくさともいふものなりとぞ。これ、胡麻に莖葉の似たる故な

りと。さて、これは、麻の葉にて、拂ひおとせる蝗を、玄參にて田の外へ押出す意なり。○以三鳥扇二扇之、鳥扇、草名にて、其葉の形、扇に似たるより名とせるならん、今檜扇といふものもあり。扇之は、押草にて田の外へ押出したるを、猶殘れるを鳥扇にて、扇を出せとなり。○若如此不出去者云々、もし人力を以て、蝗を除くこと能はざれば、禁厭の法を以てなせとなり。○男莖は男根なり。○葱苡子、今俗に、すいたま又はとむぎといふものなり。○蜀椒、山椒のことなり。○吳桃、くるみのことなり。○仍從三其教云々、御歳神の教に隨て、厭たれば、枯れ損じたる苗の葉、又茂りて米穀十分にみのりたりとなり。○是今神祇官云々、毎年二月四日の祈年祭に、白猪、白馬、白鶏等を御歳神に奉るも、このゆかりあるを以てするなりとの意なり。

古語拾遺終

職原抄

職原抄

解題

此書は、北畠親房卿の選ばれたるものにて、我國の職官の起源、および變遷等を記したるものなり。

後醍醐天皇は、建武三年十二月、足利尊氏の難を避けさせられて、吉野に行幸し給ひ、皇居と定め給へり。然るに尊氏は、京都に於て、光嚴院を立て、天皇と仰ぎ奉るに至れり。これによりて、南朝、北朝の名起り、吉野の皇居を南朝といひ、京都を北朝といふ。されば、時の武將は、各自の意に任せて、或は南朝に、或は北朝に、御方を爲すより、各地に戦の止むことなく、弓矢のひびき、いまだ絶えざるに、後醍醐天皇は、うらみを南山の嶺にのこして、崩れたまへり。これにより後村上天皇は、吉野にましまして、御位に即き給ひ、年號を興國と改めらる。此時、親房卿は、常陸の小田城にありて、東國の軍務を掌り、干戈の中にありながら、遠く吉野を思へば、南朝は、今假皇居にして、即

位の大禮より、其他すべての儀式に至るまで、考ふべき古記なきものから、朝廷公事の自然に消滅せんことを歎き、戦中のひましく、筆をとりて、官位の沿革任叙等の事柄を書選ばれて、吉野に奏進せられたるもの即ち職原抄是なり。

此書、かゝる際の選なれば、體裁と、のはず。朝廷の典籍とは、いひがたけれども職員令の補助として、見るべき書なりと、先哲の人々のいはれたり。

此書の註解としては、壺井義知の職源抄註解、平有之の職源抄逸解、近藤芳樹の職源抄標註、大久保初雄の職源抄講義等あり。(全部の研究をなさんとする人は是等の書によりて見るべし)

源親房は、權大納言師重の子にして、永仁元年に生れ、元享年中、累進して、正二位大納言となり、世良親王の傅となり、親王薨じて後、剃髮して宗立と號す。元弘年中、復出仕して、從一位准大臣となり、正平六年准三宮となり、同九年、賀名生に薨せり。年六十二。在世の間其の子の顯家、顯信、顯能等と共に類に南朝の興復をはかり、自らも戦陣に立つこと、しばしにして、嘗て陣中にありて神皇正統記を著はして、南朝の正

統たる所以を明にし、又職原抄を著はして、官職の沿革を知らしむるなど文武の功績少からず、其他の著書もあり、實に文武の忠臣といふべきなり。

問 神祇官とは如何。

答 神祇官、マングクワンと音讀す。和名カンヅカサと訓み、此官にて、天神地祇を祀る事を掌るなり。この官を以て、諸官の上におくことは、是神國の風儀、天神地祇を重する故なりとありて、諸官省の上にある官なり。さて延喜式にある五畿七道にある神祇、三千一百三十二座、及式外の官社を祭り、兼て社領社人の事を掌るなり。就中此官にて祭る神、七百三十七座あり。又宮中に八神殿といふありて、この八神を祭らるゝなり。此官は、宮城内の郁芳門の南腋にあり、時代と共に、變遷して徳川氏時代は、徹々たりしが、明治維新となりて、諸官の上、神祇官の復興ありしも、まもなく廢官となり、今は内務省の一部、神社局にて、是等の事務を掌ることとなれり。左に神祇官の官制を説明す。

伯、ハクと訓み、又はカミともいふ。こは神祇官の長官にして、從四位下、相當官にて

唐の大常伯といふに同じ官なり。さて伯の職掌は、職員令に、掌神祇祭祀、祝部、神戶名籍、大常、鎮魂、御巫卜兆、總判官事。とあるにて、天神地祇を祭るはさらなり、大常鎮魂祭にいたるまでも執られしなるべし。此官、昔は、諸氏混じて任命すといへども中古以來、花山院の御子、彈正尹清仁親王の後胤、世襲して、此職にあり。他姓の人これに任せずといふ。爾來、神祇伯は、白河家の譜第の官となり、祭主は、藤波家の譜第の職となりたり。明治に至りては、伯は故一品有栖川宮殿下の任せられ、祭主は、故一品久邇宮殿下の任せられしが、伯は廢官となるも、祭主は、伊勢の祭主として、今なほ存せり。

大副、ホオイスケ又はメユフとも訓み、從五位下、相當官にて、唐の大常卿に同じとなり。此職掌は、伯と同じとあれば、伯を輔けて事務をとられしなり。令の制以後は、權太副といふ職も出來たり。此官には、太中臣、齋部、卜部三姓の人、任せらるとなり。少副、スナキスケと訓み、正六位上、相當官なり。されど、近代は、五位相當官となれり。職掌は、大副と同じく、後には、權少副といふもあり。此官に任ずる人は、大副と

同じく三姓の人にて、唐の大常少卿と同じといふ。

祐、大祐、少祐とありて、和名マツリゴトヒトと訓み、從六位上、相當官なり。唐の大常丞と同じ。此職掌は、職員令に、掌下札判官内、審署文案、勾稽失、知宿直上とあるにて知るべし。此官には、前の三姓の人の外、中臣氏も任せらる例なり。

史、大史、少史とありて、和名サクワンと訓み、唐の太常主簿に同じ。此職掌は、職員令に、掌受事抄、勘署文案、檢出稽失、讀申公文上とあるにて知るべし。

以上神祇官の四等官なり。

問 太政官とは如何。

答 太政官、マイマヤウクワンと訓み、和名オホイマツリゴトノツカサといふ。天下萬機の政をすべて掌る役所なり。唐の尙書省に當り、八省及諸國を統べ、天下の事、悉く此官にて決す。(八省は、中務、式部、治部、民部、兵部、刑部、大藏、宮内、) 此官の管屬表を左に示さん。

太政官 太政大臣

右大臣

中納言

參

議 右辨官

少納言局

左大臣

大納言

左辨官

中務、式部、治部、民部、兵部、刑部、大藏、宮内、

太政大臣、マイツヤウマイヨンと訓み、和名、オホイマツリゴトノオホイマツリギミといふ。又オホイマツリゴトノオホマツギミともいふ。正從一位、相當官なり。唐の大師、相國に同じ。此職掌は、職員令に、師範一人、儀形四海、經邦論道、變理陰陽、無其人則闕、とありて、太政大臣は天皇の師範となり、四海萬民ののつとる所となりて、國事を經緯し、陰陽を和理するものなり。故に徳なきものは、本官たることを得ず。よりて闕位とするなり。

左大臣、サマイヨンと訓み、和名ヒマリノオホキマツキミといふ。正從二位、相當官なり。唐の大傅、左丞相に同じ。此職掌は、職員令に、掌統理衆務、舉持綱目、惣判庶事、彈正糾不當、兼得彈とあれば、三局にあつまる衆務を統理め、其大綱を

陳べ、細目を舉げ、而して官内の庶事を惣判することを掌るなり。又彈正臺に於て、糾問せし罪の不當の時は、兼ねて彈正することを得るものとす。宮中の事、一向左大臣のすべ治むるより一の上といふ。もし關白たる人左大臣の時は、右大臣、一の上の事を行ふものとす。

右大臣、ウマイヨンと訓み、和名、ミギノオホイマツナギミといふ。左大臣と同じ相當官にて、唐の大保、右丞相に同じ。職掌は、左大臣と同じ。以上を太政官の三公といふ。大納言、マイナゴンと訓み、和名オホイモノマツカサといふ。大寶令に四人とありて、正從三位、相當官にて、唐の亞相、獻納に同じ。此職掌は、職員令に、掌參議庶事、敷奏、宣旨、侍從獻替。とあるにて、庶事、敷奏、宣旨、侍從、獻替の事を掌るなり。納言の名義は、令義解に、納言王者、喉舌之官也、言納下言於上、言上言於下、也とありて知るべし。

此官は、大臣伺候せざる間は、庶事を奉行すること、大臣に同じ。この大納言は、分の制度四人なりしが、宇多天皇の時、正官を二人とし、權官を一人となし、其後、權官の

加増なかりしが、高倉天皇の時代十人となり、後醍醐天皇の時六人と定められたり。この官は、人臣の重職にして、大臣に昇るべき人の任せらるゝなれば、人選最も嚴なりといふ。

參議、サンギと訓み、正四位下、相當官にて、唐の諫議大夫、相公に同じ。諸臣の中に、四位已上の才能ある人を選び、勅を奉じて、之に任じ、太政官の政に參議せしむる官なり。

少納言、セウナゴンと訓み、和名、スナイモノマウスツカサといふ。從五位下、相當官にて、唐の給事中に同じ。此職掌は、職員令に、掌奏三宣小事、請進鈴印傳符、進三付飛驒函鈴、兼監官印とありて、事柄の小なるものを奏宣するものなり。此官昔は重職にして三人は必ず侍從を兼ね、還れる故實を拾ひ、闕けたるを補ふ任なり。然るに嵯峨天皇の弘仁元年に、藏人所を置きて以來、其職掌は、侍中に遷り、少納言は、鈴印等の事を掌るに至れり。

外記、ゲキと訓み、和名トノシルスツカサといふ。正六位上、相當官にて、近代正七位

上相當官なりといふ。唐の外史、門下録事に同じ。其職掌は、職員令に、掌下勘三詔奏、及讀三申公文、勘三署文案、檢中出稽失とありて、詔書を勘へ、公文を讀み、文案に署し、勳意を檢することを掌るなり。これに大少の二あり。大外記は二人、少外記は三人とあるが、令には、共に二人とあり、されば、少外記は、正官一人、權官一人の割合にて記されたるものならん。此官は、恒例、臨時、公事、除目、叙位等奉行の官にて、尤も重き職なり。即ち、尋常小事は、少納言奏宣し、臨時の大事は大納言奏宣す。その小大の公事を皆外記の勘造して、局に記し留むるなり。又叙位除目にも關することなれば、劇職なること知るを得べし。

左大辨、サダイベンと訓み、和名、ヒダリノオホイオホトモヒトといふ。從四位上、相當官にて、唐の尙書、左大丞に同じ。此職掌は、職員令に、掌下管三中務、式部、治部、民部、受三付庶事三糾三判官内、署三文案、勾三稽失、知諸司宿直、諸國朝集、若右辨官不在、則併行之とありて、中務以下の諸省を管し、諸事を受け、謂ゆる官中のことを執行し重職なり。此官に任せらるるは、名家の中にて、世々徳望ある家筋、即ち譜第の輩

は、殊に選に依て、任せらるるなり。

右大辨、ウダイベンと訓み、和名、ミギノオホイオホトモヒトといふ。左大辨と資格は同じ。職掌は、兵部、刑部、大蔵、宮内を掌る外は、左大辨と異なることなし。此官は、前にもいひたる如き重職にて、文筆に達せざれば、務むること能はざるを以て、特に文才に長じたるものを選びといふ。

左右中辨二人、サチユウベン、ウチエウベンと訓み、和名ヒダリノナカノオホトモ、ミギノナカノオホトモといふ。正六位上、相當官にて、唐の尚書、左右中丞に同じ。

左右少辨二人、サセウベン、ウセウベン、と訓み、和名、ヒダリノスナイオホトモ、ミギノスナイオホトモといふ。正五位下、相當官にて、唐の尚書、左右司郎に同じ。職掌は共に、左右大辨と同じ。此等の官には、世々才學をも、名望をもある家筋の人、選ばれて、中辨少辨に任せらる。多くは、五位の藏人に補し、然る後辨に任せらる例なり。左右大史各二人、史はシと訓み、和名マツリコトヒトといふ。これに、左右ありて、サダイシ、ウダイシといふ。正六位上、相當官にて、唐の尚書或は左右大都事に同じ。

左右少史各二人、サセウシ、ウセウシと訓み、和名、ヒダリノスナイマツリコトヒト、ミギノスナイマツリコトヒトといふ。正七位上、相當官にて、唐の尚書、主事に同じ。職掌は、共に諸國諸司の庶務を記録するなり。各二人とありて、合せて八人のことなり。史生二十人、シヨウウシと訓み、和名、フシヒトといふ。令には左史生十人、右史生十人とあれば、こゝも左右合して二十人といふことならん。職掌は、神祇官の史生に同じ。官掌四人、クワンシヤウと訓み、太政官の附屬の官なり。被官は、被管の義にて、附屬の官にて、省の下に管せらる、寮、司等の稱なり。

以上、擧げたるものは、太政官の官制にして、其職掌のあらましなり。左に表を掲げ、唐の官制と比較せん。

太政官

(尚書省) 太政大臣 (尚書令)

(門下省) 左大臣 (左丞相)

(右大臣) (右丞相)

(侍中) (黃門侍郎) (給事中) (錄事) (主事) 大納言 中納言 少納言 大外記 少外記

左大辨 左中辨 左少辨 左大史 左少史 左史生 左官掌 (右丞) (右司郎中) (右司員外郎) (都事) (主事) (行署) (掌國)

(附言) 表中の()の内のは、唐制の官名なり。
問 納言已上、有封戸職田、又毎年除目有二年給、大臣隔年任諸國椽一人、納言三年一度任椽一人、參議者不任椽、但獻五節之翌年給之、其外皆給諸國目一人、史生一人、是分其俸之外也。准三宮大臣者、毎年給官爵、爵即從五位下、官乃椽、若內官也、如三宮之儀。

右の意義を解釋せよ。

答 納言已上有封戸、職田、又、毎年除目有二年給、中納言已上は、朝廷より給ふ所の民戸と、官職あるものに給ふ所の田地とあり。又年々の除目、即ち前官を去り、後官を給はる目錄を下し給ふときに、年給即ち知行を給はるなりといふ意なり。
封戸とは、皇室諸王及勳功の大臣等に給ふ所の民戸にして、分ちて位封職封の二つとす。位封とは、位階あるに給ふ所にして、職封とは、職掌あるに給はるものとす。其法は、民間に課戸、不課戸と云ふあり。男子年十七以上なれば、課役に出づる定なれば、之を課戸といふ。其ものある家を課戸といふ。課戸は、一戸毎に租、庸、調の三つあり。

封戸は、即ち課戸を以て給するなり。租税を二分して、一分を朝廷に納め、一分は其封戸の持主に給す。故に封戸の主は、租税の半と、庸調とを受くるを法とす。左に封戸の割合を擧げん。

位 封

一 品	八〇〇、	(六〇〇)
二 品	六〇〇、	(四五〇)
三 品	四〇〇、	(三〇〇)
四 品	三〇〇、	(二五〇)
無 品		(二五〇)
正 一 位	二六〇、	(二二五)
從 一 位	二六〇、	(一九五)
正 二 位	二〇〇、	(一五〇)
從 二 位	一七〇、	(一二八)

正三位、一三〇、(九八)
從三位、一〇〇、(七五)

職封、

太政大臣、三〇〇、(一五〇〇)

左右大臣、二〇〇、(一五〇〇)

内大臣、八〇〇、

大納言、八〇〇、(六〇〇)

中納言、三〇〇、(四〇〇)

參議、六〇、(八〇)

右令の制に定められたるものなり。()の内は、拾芥抄に載するものなり。

職田とは、官職あるものに賜ふ田地にて、納言以上に給はるあり。太宰帥、諸國守以下史生に至るまで給はるあり。郡司に給はるあり。これを職分田、諸司職分田、郡司職分田と稱するなり。左に其割合を擧げん。

一、職分田

太政大臣、四十町、

左右大臣、三十町、

大納言、二十町、(拾芥抄に十町ともあり)

中納言、十町、(拾芥抄にあり)

二、諸司職分田

太宰帥、十町、

大監、少監、六町、

少貳、四町、

大判事、二町、

大工、少判事、一町六段、

大典、防人正、一町六段、

少與、陰陽師、醫師、少工、一町四段

算師、主船、主厨、防人佐、一町四段

大國守、二町六段、

主神、一町六段、

令史、一町、

史生、六段、

上國守、二町二段、

中國守 ……二町、
上國介 ……二町、
上國椽 ……一町六段、
下國守 ……一町六段、
大國椽 ……一町六段、

中國椽 ……
上國目 ……一町二段、
大國目 ……
中國目 ……一町、
下國目 ……
諸國史生 ……六反、

三、郡司職分田、

大領 ……六町、
少領 ……四町、

主政 ……二町、
主帳 ……

かくの如く、封戸は、參議以上にあり。職田は、中納言以上にあるをもて、此處に納言已上、有封戸職田といふは、いかにや。されども參議は、封戸の方にありて、職田の方になければ、はぶさたるにやあらん。又此二の外に、位田といふあり、位階によりて給する所の俸なり。親王は四品まで、諸臣は、一位より、五位までなり。以下は給せざ

る制なり。然るに此書に位田をあげざるは、公卿外に渡る事柄故に除きたるなるべし。又は此書は、官職につきて、いはれしにて、位につきていはれざれば、除きたるにもやあらん。

今參考までに、位田の等差を左に擧げん。
位田の等差

- | | |
|-------------|-------------|
| 一 品 ……八十町、 | 二 品 ……六十町、 |
| 三 品 ……五十町、 | 四 品 ……四十町、 |
| 正一位 ……八十町、 | 從一位 ……七十四町、 |
| 正二位 ……六十町、 | 從二位 ……五十四町、 |
| 正三位 ……四十町、 | 從三位 ……三十町、 |
| 正四位 ……二十四町、 | 從四位 ……二十町、 |
| 正五位 ……十二町、 | 從五位 ……八町、 |
| 外從五位 ……六町、 | |

除目とは、地方官の任免を縣召といひ、京官の任免を司召といひ、年々行はるゝことにて、舊官を除き、新官を任ずることをいふ。年給とは、前官を去り、後官を給はるとき目録を下し給ひて、諸國の吏員の給はる分割を支給せらるることなり。江家次第除目籍に太政大臣は、目一人一分三人、左右大臣は、目一人一分二人、納言は、二分一人、一分一人とあり。この一分、二分といふは、分割のことにて、即ち主稅式に、凡國司處分、公廩差法者、大上國長官は六分、次官は四分、判官は三分、主典は二分、史生は一分、中國は、无レ介即長官は五分、下國 无レ椽則長官は四分とあるにて知るべし。國に於て、正稅と公廩とあり。公廩とは前司の未進、山川の崩壞、寺社の破損等の入費にあてたる稻をいふ。其公廩稻の剩餘あるときは、其餘分を法によりて分け取るなり。よりて納言已上は、毎年の除目に、國に於て公廩稻の分けとるべき椽目の官職を給はることある故に、年給ありといへるなり。如何なる取り米かといふに、米一萬石あまれりせば、六、四、三、二、一の分割を合算すれば、十六となる。この十六を以て一萬石を除くときは、六百二十五石となる。これ則ち一分の取米にて、史生の分なり。目は二分にて

千二百五十石、椽は三分にて、千八百七十六石、介は四分にて二千五百石、守は六分にて、三千七百七十石なり。故に納言は、二分一人、一分一人とあれば、合せて三分にて椽の分千八百七十五石を給はる理なり。餘は皆此類なり。大臣隔年任諸國椽一人、納言三年一度任椽一人、參議不任椽、但獻五節之翌年給之大臣は、一年おきには、諸國の椽一人を任ず。納言は三年目に、一度椽一人を任ず。參議は椽に任せず但し五節を獻る翌年よりは、椽を給はるなりとの意なり。さて納言已上は毎年給を給はることなるを、この外に、大臣は、隔年に椽一人、納言は三年に椽一人を給はるなり。參議も、毎年のは、江次第に二分一人、一分一人と見ゆ。されど椽を任せずとあるは、納言と異なる點なり。但し聖明節會の五節舞姫を獻じたる翌年、椽を任ずとなり。其外皆給諸國目一人、史生一人、是分其俸之外也、五節の舞姫をたてまつる參議の外、たてまつらざる參議は、皆諸國の目一人、史生一人を給ふなり。是其俸を分つ外なりとの意。さて參議八人あるに、其内にて、舞姫をたてまつると否との區別ありて、たてま

つゝたるものは、毎年給ふ所の目一人、史生一人の外に、椽一人を給はるなり。故に、たてまつらざるものは、椽を給はらざるなり。而して諸國の椽目を給はるは、前にもいひし如く、官を給はるにあらすして、其俸給を給はり、即ち分合を支給せらるなり。故に此處に、是其俸を分つ外なりとある所以なり。依て其俸を給はるが始にて、轉じて家人に、有官の者を召使ふこととはなりたり。

准三宮大臣者、毎年給ふ官爵三宮に准せられたる大臣は、毎年官爵を給はるといふ。意三宮とは、太皇太后宮、皇太后宮、皇后宮の三所をいふ。准三宮とは、宮の給はるべき俸祿の程、年官年爵封戸等を給はるなり。故に准三宮は、毎年官爵を給すと記されたるなり。

爵即從五位下、宮乃椽若内官也、如三宮之儀。爵祿は即ち、從五位下、官は乃ち椽、若くは内官にして、三宮の儀の如しとなり。さて叙爵一人を給せらるゝときは、其位につきたる俸を取るなり。例へば、從五位を賜はるとすれば、位田八町租稻二十二束は、その者の所得となり。また除目に椽若くは内官なりとあるは、いかが、縣石の除目の本條

に椽一人、目一人、史生三人とあり。京官の除目に、内官一人とあり。又辨疑に、一院三宮爵一人、内官一人、椽一人、目一人、一分三人、此外准后入隨見在二被申之とあれば、此書の椽の下、一人、目一人、史生三人の文字を脱せるなるべし。補ひ見るべし。されば、位は從五位下を給ひ、官は椽一人、目一人、史生三人、及内官を給ふなり。かくの如く、官爵を給はるものは、元より其官爵に充る人は、大臣の心に任すなり。故に其人空しくとも、其俸は、大臣の手に落つるなり。然らば、三宮の給はるべき官爵を准三宮の大臣の人の給はるなれば、三宮の儀の如しといはれたるなり。

問 中務省とは如何。

答 中務省、ナカツカサシヤウと訓み、和名ナカノマツリコトスルツカサ、又は、ナカノマツリコトノツカサともいふ。唐の中書省と同じく、宮中の事、即ち、奥向の事を統べ領るべき役所なり。かく宮中のことを採り、宮中の衛護に當るものなれば、當省の役員は、卿已下内舍人に至るまで、文官といへども、宣旨を蒙りて帶劔をなすにより、八省中、中務省を以て重職となすなり。左に此省の官制を説明せん。

卿、キヤウと訓み、和名カミといふ。正四位上、相當官にて、唐の中書令に同じ。此職掌は、職員令に、掌下侍從献替、贊相禮儀、審署詔勅文案、受事覆奏、宣旨、勞問、受納上表、監修國史、及女王、内外命婦、宮人、等名帳考、叙位記、諸國戶籍租調帳、僧尼名籍事とあり、侍從の献替より詔勅文の審署、及宣旨、慰問等其他、重用の職を掌るなり。かく重職なれば、四品以上の親王は、これに任せらるも、臣下は任せられずとなり。(後世制の亂れたる時は、臣下の任せられたる例もあり。)

大輔一人、タイフと訓み、和名オホイスケといふ。權大輔一人ありて、正五位上、相當官なり。唐の中書大卿、或は中書監に同じ。職掌は、職員令に、掌同卿、唯規諫不獻替とあるにて知るべく、若し卿なきときは、其代理たるべき職なり。此官に任せらる人は、名家の殿上人なりといふ。殿上人とは、禁中にて、清涼殿の上、又紫宸殿の上に、四位以上及六位の藏人の昇ることを聽さるゝ人をいふ。聽されざるを地下とす。されば昇殿を聽されたる人を、殿上人とも、侍臣とも、或は雲客とも、雲の上人ともいふなり。また此人等は、日給の簡といふあり。それに位名を署し、宮中に留め置くなりといふ。

少輔一人、セウと訓み、和名スナイスケといふ。(權少輔一人あり、從五位上、相當官なり。唐の中書少卿、又は中書侍郎に同じ。職掌其他、大輔と同じきなり。)

大少丞、タイショウ、セウショウと訓み、和名オホイマツクコトヒト、スナイマツクコトヒトといふ。大は正五位上、少は從六位上、相當官なり。職掌は、職員令に、掌宮人考課、餘准神祇大祐とあるにて、知られたり。令には、大丞一人、少丞二人とあり。

大少録、タイサクワン、セウサクワンと訓み、職掌は、神祇官のさくわんに同じ。令には大録一人、少録二人とあり。

侍從八人、ショウユウと訓み、和名オモトヒト、オモトヒトマチギミともいふ、御許人、或は御許人前津君の義ならん。これ貴人の御側に侍り從ふなればいふ。從五位下、相當官にて、唐の拾遺補闕に同じ。職掌は、職員令に、掌常侍規諫、拾遺補闕とありて、知るべし。中務式に、凡、次侍從八人、左其員中、但參議已上不入此員とあれば、正侍從、次侍從とありたるならん。而して員數は、正を八人とし、次を九十二人となしたるさまなり。其九十二人は、八省其外の諸官より選ばれて、殿上を許さ

れ、御前の雜事を給仕するなり。又此内には、無官にて次侍従となりたるあり。皇親にて次侍従となりたるも交れり。又此正侍従、次侍従の外に、出居侍従といふあり。次侍従の低位のものにやあらん。かくの如く、一度侍従となりたるものは、地下に下ること能ざる制なり。また他に轉官するも、次侍従となりて、地下にはならざる定めなり。此正侍従入人の内、三人は、必ず少納言兼任するものなり。如何にして、少納言より兼任するかといふに、少納言は、小事を奏宣する人にて、禁中の出人類繁なり。故に御前に侍る人ならでは、不便なる故に、かくは兼任せしめたるなるべし。侍従は常侍の官なればなり。

内舎九十人、ウトネリ、ウチノトネリと訓むも、常にはウトネリといふ。職掌は、職員令に、掌下帶刀宿衛供奉雜使、若御行分衛前後とあるにて、侍衛の臣たること明らかなり。さて内舎人に古今の二義あり。古は良家の子に禁中を見習はさんとて、内舎人となしたるあり。そは藤原良繩、藤原武智麻呂の如き是なり。故に公卿の子弟を禁中殿上の事に習はしめんとて補したるなり。物語文等に、童殿上とあるも内舎人のことなり。

後には良家の子を補することは廢れて、源平等の然るべき侍を用ひ、侍衛の官とするに至れり。

以上、の中務省の官制なり。

問 内記局とは如何。

答 内記、ナイキと訓み、和名ウチノシルスツカサといふ。唐の内史局と同じく、中務省の被官なり。左に此局の官制を説明せん。

大内記一人、これ内記局の長官にして、正六位上、相當官にて、唐の柱下起居郎と同じ。職掌は、職員令に、掌下造詔勅、凡御所記録事とありて、知るべし。此官は、儒者の門徒の中にて、文筆に堪へたる者を選んで任せらるものなり。是詔勅宣命を草案し、上下諸人の位記は、悉く内記の奉行する所なればなり。詔は、臨時の大事に用ふる繪言なり。勅は、尋常小事に用ふる繪言なり。宣命は、百官を集めて、節會を開き、命を宣り給ふをいふ。されば、神社、山陵の告文、立太子、並皇后、任大臣節會、僧綱任比叙座主、及喪家告文等の類を宣命といふなり。

少内記二人、正七位上、相當官にて、唐の著作郎に同じ。職掌は大内記と同じ。令には中内記二人とあれども、大同年中に此官を停められつれば、この抄には、はぶきたるならん。

監物、ケンモツと訓み、オロシモノツカサといふ。大少あり。令に大監物二人、少監物四人とあり。大は從六位下、少は正七位下、相當官なり。職掌は、職員令に、掌下監ニ察出納一請進管鑰上とあれば、出納管鑰の事を掌るなり。唐の城門郎又は文主監に同じ。主鈴、シユレイと訓み、大は正七位下、少は正八位上、相當官にて、唐の符寶郎に同じ。職掌は、職員令に、掌出納鈐印傳符飛驒函鈴とあり。共に二人とあれど、近頃は強いて任命せずとなり。

典鑑、テンヤクと訓み、和名カギノツカサといふ。大は從七位下、少は從八位上、相當官にて、唐の門僕に同じ。職掌は職員令に、掌出納管掌とありて、知るべし。此官も主鈴と同じく近頃は、強いて任命せずとなり。

問 三宮職とは如何。

答 三宮職とは、太皇太后官職、皇太后宮職、皇后宮職、のことなり。太皇太后宮、タイクワウタイコウグウと訓み、和名オホキオホイキサインミヤといふ。これ、帝王の祖母なり。后位に登りたるもの、稱なれど、時により后位に登らざるも稱ふことあり。皇太后宮、クワウタイコウグウと訓み、和名オホキサインミヤといふ。これ帝王の母なり。后位に登りたるも、登り給はぬも稱へていふなり。皇后、クワウゴウと訓み、和名キサインミヤといふ。これ帝王の妻なり。職とは、宮司の會する役所なり。左に職の官制を説明せん。

大夫一人、タイフと訓み、從四位下、相當官にて、唐の長秋監に同じ。これ職の頭にて職掌は、職員令に、掌吐納啓令とあるにて知られたり。權大夫一人あり。職掌大夫に同じ。

亮、スケと訓み、從五位下、相當官にて、唐の内常侍に同じ。令には一人とあり。中宮職の次官にして才名ある家筋の四位のもの、中より、人を撰みて任命するなり。これ中宮の諸事を知るを以てなり。權亮は、ゴンノスケと訓み、亮の代理たる役なり。

大進一人、マイヲヨウと訓み、和名オホイマツリゴトヒトといふ。從六位上、相當官に唐て、の内給事に同じ。少進は、從六位下、相當官なり。屬、サクワンと訓み、令に大屬一人、少屬二人とあり。大は正八位下、少は從八位上、相當官にて、唐の内侍主事、或は錄事に同じ。以上、職四等の官制なり。

問 中宮者即皇后也、本朝並置二宮一太無其謂。

右 意義を説明せよ。
 答 中宮者即皇后也、中宮は、皇后の宮にて、居處の稱、皇后は、其位の稱なり。故に皇后は、中宮におはしますより、其皇后の事を掌る役人の居所を中宮職といふなり。されば、中宮は、とりもなほさず皇后なりとの意なり。此處にかくことわりたるは、元中宮は、皇后の居處なるに、后位とせるよりいはれしならん。物語等を見るに、皇后の外に、后位たるべき名稱の多くあるを以て考ふるに、皇后は正しき位にて、他に求むべき后位の名稱あらざれば、中宮と稱へしなるべし。そも一條天皇の御宇よりして、二人の

御妻おはしまして、一方をば皇后といひ、一方をば中宮といふ事とはなりぬ。かくの如く別れしかば、其居所は如何にといふに、天皇は、禁中の南殿(仁壽殿)におはしまして、皇后は北方(常寧殿)におはしましてけるに、其住居の麗しさにすぐるより、いつとなく、天皇は、清涼殿にうつり給ひて之を常の御在所となされ、皇后は、弘徽殿にうつり給ひて、之を常の御在所とし給ひしかば、弘徽殿は、皇后の正室ならぬゆゑに、おのづからこれにならぬ殿舎もあるまゝに、藤壺にも御妻の居たまへるは、又かくあるべき勢ひにて其後つひに、中宮、皇后とならびおはします世となれるは、この御殿のうつれるより起れるなり。その二人の御妻の内にて、皇后は弘徽殿、中宮は藤壺と常の御座所とし給へり。されども、如何に亂れたる世なりとも、皇后と中宮と一時に立たまへる例はなし。女御の内にて、すぐれてやむことなきを弘徽殿にするたやへまるは、いつしか御子なども出来て、おとなび給へるまゝに、皇后にあがり給へる後、またまゐりたまふ御方のあるが、一人の姫君などにて、殊に時めき給ふをば、女御とのみにもさしおきがたくて、藤壺にすゑて、中宮としたまふ。中古の例、おはかた、かくの如くにて、當世のならばし

止む事を得ざりしゆゑなり。故に玉葉に、弘徽殿者、世々母后之御所也。藤壺者、代々妻后之居所也。とありたり。以て二宮の出来たる所以を知るべし。本朝並置二宮、太無其謂、本朝に於て、皇后、中宮の二宮を並び置けるは、太た其謂なしとの意なり。これ此書の著者、准后親房のいはれたることにて、實にもと思はる。上にもいへる如く、常寧殿をのみ、皇后の常の御座所と定めおはしませは、たとへ後にいかばかり時めく女御のまゐり給ふとも、其位限りありて、御座所の常寧殿に擬ふべきはあらざれば、おのづから、二宮と並び立たまふ事も、なるまじきを、かく弘徽殿にうつらせ給へるなむ、二宮のいでくべきはじめにて、時代の變遷と共に生じたる弊ならんとは知れり。さあれ、當時如何に藤氏專横の時代とはいひ、さばかりのこと氣付かざるにあらねど、專横の爲にかくはなされしものか、これ時勢のしからしむるものといふの外なし。

問

大舍人寮とは如何。

答 大舍人寮、オホトネリノツカサと訓み、職員令には、左右大舍人寮ありて、大舍人

八百人宛なりとあり。合せて千六百人とす。後半減せられて、八百人となりたりしが、大同年間に舊に復し、千六百人となる、さるに又左右を併せて、一寮となしたれば、員數も又半減せられしなるべし。弘仁に元八百人、今定三四百人とあれば、又半減せられたるなり。唐の官闈局と同じく、宮中の駈使事を掌る役所なり。

頭、カミと訓み、從五位下、相當官にて、唐の官闈令に同じ。職掌は、職員令に、掌大舍人名帳分番宿直假使容儀事とあり。大舍人寮式に、諸司奏事の時、叩門の事を始め或は諸陵の頒幣、或は追儼、或は監物の管鑰請進、或は行幸等供奉すとあれば、大舍人の所爲よりして、そを頭の管督するなるべし。

助、スケと訓み、正六位下、相當官にて、唐の官闈少令に同じ。權助一人あり。大舍人寮の次官なり。

允、ヲヨウと訓み、大允、少允あり。大は正七位下、少は從七位上、相當官なり。唐の官闈主事に同じ。此允和名マツリコトヒトといふ。

屬、サクワンと訓み、大屬、少屬あり。大は從八位下、少は大初位上、相當官なり。

以上、大舍人寮の官制にして、中務省の被官なり。

問 圖書寮とは如何。

答 圖書寮、ツシヨレウと訓み、和名フムノツカサともいふ。此寮にては、元日大極殿庭火爐揚を始め、正月の御齋會、二季御讀經、灌佛、佛名の裝束、及行幸に御研案和琴等を以て從駕し、御書圖繪の曝涼、また紙筆墨を造らしむる等の役目をなす所とす。左に此寮の官制を説明せん。

頭一人、從五位上、相當官にて、唐の秘書監に同じ。職掌は、職員令に、掌下經籍圖書、修三選國史、內典佛像、宮内禮佛、校寫裝演、功程給三紙筆墨一事とあり。

助、正六位下、相當官にて、唐の秘書少監に同じ。允、大少ありて、唐の秘書丞に同じ。

屬、大少ありて、唐の秘書主事に同じ。

以上、圖書寮の官制にして、助以下の職掌は、他寮の職員と異なることなく、中務省の被官なり。

問 内藏寮とは如何。

答 内藏寮、クラレウとも、クラノツカサともいひ、唐の倉部、少府に同じ。此寮にては、諸祭の幣帛諸陵の御齋會、以下の佛事の布施、大極殿の裝束の物御、中宮、東宮の冠服及内侍所の供神物等のことを掌る役所なり。左に此寮の官制を説明す。

頭、從五位上、相當官にて、唐の倉部郎、少府監と同じ。職掌は、職員令に、掌三金銀珠玉、寶器、錦綾雜綵毳褥、諸蕃貢獻奇珍之物、年料供進、御服、及別勅用物事とありて、御服、御膳等の事を掌る役目なり。此官には、四位五位の殿上人の内にて、其人

を選びて頭に任ずといふ。謂ゆる禁中の重職なれば、氏のなき者を妻に持つか、或は惡しき室を持ちたる人は、任せざる例なり。これ御服に手をかくれば、畏れ多きよりさげたるなるべし。此抄に、權頭一人とあれど、令にはなし。

助、正六位下、相當官にて、唐の倉部員外郎に同じ。近代は、和氣、丹波二氏（醫道の人）安部、賀茂二氏（陰陽道の人）の内より任せられ、賀茂の葵祭の内藏の使を勤仕する役なり。

允、大少とあれど、令制にはなし。唐の倉部丞に同じ。
 屬、大少ありて、大は従八位下、少は大初位上、相當官にて、唐の倉部主事に同じ。
 以上、内藏寮の官制にして、中務省の被官なり。

問 縫殿寮とは如何。

答 縫殿寮、スヒドノツカサとも、スヒドノレウともいふ。唐の尙衣局と同じく、此寮にては、女官の考課を定め、及衣服を裁縫することを掌る役所なり。左に此寮の官制を説明せん。

頭一人、従五位上、相當官にて、唐の尙衣奉御、彩縫監に同じ。職掌は、職員令に、掌下女王及内外命婦、宮人名帳考課、及裁縫衣服、纂組、事とあり。
 助、正六位下、相當官にて、唐の尙衣少監に同じ。
 允、大少ありて、唐の尙衣直長に同じ。
 屬、大少ありて、唐の尙衣令史に同じ。
 以上、縫殿寮の官制にして、中務省の被官なり。

問 陰陽寮とは如何。

答 陰陽寮、オンヤウレウとも、オンミヤウレウとも、オンヤウノツカサともいふ。唐の司天臺、大史局に同じ。此寮にては、天文曆數などを掌る役所なり。左に此寮の官制を説明せん。

頭一人、従五位下、相當官にて、唐の司天監、大史監に同じ。職掌は、職員令に、掌下文曆數風雲氣色有異、密封奏聞事とあるにて知るべし。此官は、陰陽道の第一の官なれば、安部氏、賀茂氏の任せらるとなり。
 助、従六位上、相當官にて、唐の司天少監、大史少監、五行少尹に同じ。
 允、大少ありて、唐の司人丞、大史丞に同じ。
 屬、大少ありて、唐の司天主簿に同じ。

以上、陰陽寮の官制にして、中務省の被官なり。

此寮には、右四等官の外、陰陽博士、陰陽師、曆博士、天文博士、漏刻博士等あり。

問 内匠寮とは如何。

答 内匠寮、ヨクミレツと訓み、和名ウチノタクミノツカサといふ。令外の官にして、

唐の少府に同じ。此寮にては、工匠の一斑をなす役所なり。さるに、近代は衰へて障子
破損の如きを奉任するかと建曆御記に見ゆ。この此寮の勢なきに至りしを知るに足らん。
頭一人、從五位上、相當官にて、唐の少府監、中匠令に同じ。

助、正六位下、相當官にて、唐の少府少監に同じ。
允、大少ありて、唐の少府丞に同じ。
屬、大少ありて、唐の少府主事に同じ。

以上、内匠寮の官制にして、中務省の被官なり。

問 式部省とは如何。

答 式部省、シキブシヤウと訓み、和名ノリノツカサといひ、唐の吏部に當るなり。國
家の法典、文章は、皆此省の統御する所なり。左に此省の官制を説明せん。

卿一人、正四位下、相當官にて、唐の吏部尙書に同じ。此官は、親王の四品以上の人任
せらる、官にして、人臣は、任せらる、こと稀なる例なり。職掌は、職員令に、掌内外

文官名帳、考課、選叙、禮儀、版位、位記校定動績、論功、封賞、朝集、學校策試貢
人、祿賜、假使、補任家令、功臣家傳之事とあるを以て知るなり。

大輔、正五位下、相當官にて、唐の吏部大卿に同じ。
少輔、從五位下、相當官にて、唐の吏部中郎に同じ。此大少輔は、儒者中の最も重き職
にして、他人は之に任せざる例なりといふ。

大丞二人、正六位下、相當官にて、唐の吏部郎中に同じ。
少丞二人、從六位上、相當官なり。此大少丞の職掌は掌勘二門考課、餘は中務の丞に同
じと職員令にあり。

錄、大は正七位上、少は正八位上、相當官にて、唐の吏部主事に同じ。令には、大錄一
人、少錄三人とあり。
以上、式部省の四等官なり。

問 大學寮とは如何。

答 大學寮、マイガクレウと訓み、此寮は、元二條の南、朱雀大路の東、神泉苑の西に

ありて、いともさかんなりしかと、永正の頃には、神泉苑の西北、茶園の中に孔廟の址存するのみと、二水記に見ゆれば、後世衰へたることなり。唐の國子監に同じく、學問を授くる所にして、紀傳、明經、明法、算道、等の四道の儒士、九年の星霜を費し、貢舉に合ひ、任叙せらるゝ處なり。又此寮には、先聖、先師、九哲を安置して、春秋二季の釋奠をなす處なり。先聖とは、孔子、先師とは、顔子、九哲とは、閔子騫、冉伯牛、仲弓、冉有、季路、宰我、子貢、子游、子夏のことなり。此寮に、東西の二曹ありて、菅原、大江の二氏、別々に學を授けしなり。東曹の祖は、大江音人、西曹の祖は、菅原清公なり。

左に此寮の官制を説明せん。

頭一人、從五位上、相當官にて、唐の國子祭酒に同じ。(國子祭酒とは、國々より國子達登つて先師の御影をかけて、ちかやを以て、酒をそゝぎ祭る故に云ふなり)職掌は、職員令に、掌下簡試學生及釋奠とあり。
 助、正六位下、相當官にて、唐の國子司業に同じ。

允、七位、相當官にて、大少あり、唐の國子丞に同じ。
 屬、大少あり。唐の國子主簿に同じ。
 以上、大學寮の四等官にして、式部省の被官なり。其外には、文章博士二人、從五位下相當官なり。

博士一人、正六位下、相當官にて、明經道の博士なるべし。
 助教二人、正七位下、相當官なり。
 直講二人、正七位下、相當官なり。
 音博士二人、從七位上、相當官なり。
 書博士二人、從七位上、相當官なり。
 明法博士二人、正七位下、相當官なり。
 算博士二人、從七位上、相當官なり。

以上は、學生の師範にして、今の教授なり。

問 治部省とは如何。

問

雅樂寮とは如何。

答 治部省、ヤフシヤウと訓み、和名ヲサムルツカサといふ。唐の禮部に當り、雅樂のこと、僧尼の度牒、廟、諸陵等の事は、此省にて掌るなり。此省の官制を左に説明せん。卿一人、正四位下、相當官にして、唐の禮部尙書に同じ。職掌は、職員令に、掌本姓、繼嗣、婚姻、祥瑞、喪葬、贈賻、國忌、諱、及諸蕃朝聘事とあるにて、禮儀に關することを掌るなり。

大輔一人、正五位下、相當官にて、唐の禮部侍郎に同じ。權大輔一人あり。

少輔一人、從五位下、相當官なり。權少輔一人あり。

丞、大少ありて、唐の禮部郎中に同じ。

錄、大少ありて、唐の禮部主事に同じ。令には、大錄一人、少錄三人とあり。

此省に譜第の争訟を鞠問することを掌る解部といふありつれど、此書に見えざるは、滅亡したるものか、或は廢官となりたるにや。

以上、治部省の四等官なり。

答

雅樂寮、ガガクレツと訓み、和名ウタマヒノツカサといふ。唐の大樂に同じ。さて雅樂とは、中古唐又は三韓より傳へしもの、唐より傳へしものを唐樂といひ、三韓より傳へしものを高麗樂といふ。又本邦これに擬して制せしもあり。共に三絃、三鼓、三管を用ふ。舞ありて伴ふもの、これを舞樂といふ。これらのことを掌る官衙なれば、雅樂寮といひたるなり。左に寮の官制を説明せん。

頭一人、從五位上、相當官にて、唐の大樂令に同じ。職掌は、職員令に、掌文武雅曲正舞、雜樂、男女樂人音聲人名帳、試練曲課一事とありて、舞樂、雅樂一切のことを掌るなり。此官には、五位の諸大夫の内にして、音律に堪能なる人を選び任ずるといふ。

助一人、正六位下、相當官にて、唐の大樂郎に同じ。

允、大少ありて、唐の大樂丞に同じ。

屬、大少ありて、唐の大樂府に同じ。

以上、雅樂寮の四等官制なり。此外、此寮の被官となる役目あり。そは合に、歌師、歌人、歌女、舞生、笛師生、笛士、唐樂師、高麗師、百濟樂師、新羅樂師、

伎樂師、腰鼓師、等あり。

此書に見えざるは、省略したるなるべし。そは、總て朝廷に於て行はるゝ音樂の事を掌るのみならず、又之に屬する樂人の事を管する官衙は、雅樂寮なれば、上に述べしものは、必ずありたるなるべし。

我國雅樂の沿革の大略は如何にといふに、古雅樂寮にて、我國の上代の歌曲謠中にて風調雅正なるを採擇し、上古より固有の和琴、和笛に合せて詠はしめたり。又上古以來相傳はる隼人舞、久米舞、吉志舞、田舞の類の舞あり。此等の歌舞を以て、神事及朝會に用ひたり。然るに欽明天皇の朝以來、三韓より漸々樂師を渡したり。この樂は、もつばら佛事に用ゐたるが、故に、佛法と共に、大に世に行はれ、此方にてもこれに倣ひて、新樂を製するに至りしかば、延喜以後は、朝會にも、此方の古樂を廢して、唐樂を用ひらるゝに至れり。因りて古樂は、御神樂を始として、僅に神事にのみ用ひらるゝことゝなれり。然れども、其神樂歌も亦古體ならず、此時に當りて、催馬樂の歌稍上下に行はる。それも亦古めかしくなりて、朗詠今様となり、琵琶を用ひて語る平家物語となり。

田樂の謠ものとなり、猿樂の歌となり、終に變じて、近世の淨瑠璃となる。歌曲の沿革大略此の如し。

猿樂に存する古の舞の種類は、神舞、男舞、女舞、羯鼓舞、編木舞、放下僧、獅子舞延年舞、東遊、駿河舞、百萬舞等あり。(此事を詳しく知らんとせば、故小中村博士の歌舞音樂志に就いて見るべし。)

問 支蕃寮とは如何。

答 支蕃寮、ケンパレウと訓み、和名ホウシマラウドノツカサトといふ。唐の鴻臚寺と同じ。此寮は、遠き蕃の事を掌るより名義の出でたるなり。其蕃人の來朝して、寄宿する家を鴻臚館といふ。こは外人の音信を聞く所なればなり。河海抄に、桓武遷都之時、大宮東西被置二鴻臚館二而、嵯峨弘仁年中、以三東鴻臚二爲三東寺一賜三弘法大師、以三西鴻臚二爲三西寺一賜三守敏僧都、其後七條朱雀東西被置二鴻臚館二而、令三居三蕃客其中二也。とあり。支那にては、その官衙を鴻臚寺といふ。ほうしまらうどとは、法師客にて、共に外人なれば、外人の事を掌るより、本朝にては、支蕃寮といひしならん。左に此寮の官制を説明

せん。

頭一人、從五位上、相當官にて、唐の鴻臚卿に同じ。職掌は、職員令に、掌下佛寺僧尼名籍、供養、養客辭見、護送迎、及在京夷狄、監三當館舍一事とあるにて知るべし。

助一人、正六位上、相當官にて、唐の鴻臚少卿に同じ。
允、大少ありて、唐の鴻臚丞に同じ。
屬、大少ありて、唐の鴻臚史に同じ。

以上、玄蕃寮の四等官にして、治部省の被官なり。

問 諸陵寮とは如何。

答 諸陵寮、シヨリヨウレウと訓み、和名ミサザキノツカサといふ。唐の廟陵署に同じ。此寮にては、天皇の御陵及皇后の陵、並に皇子の墓、大臣以上の墓等をすべて掌る所なり。されど、祭ることは、遠近によりて差あり。故に神代の三陵を始め、代々の陵墓を遠陵、遠墓、近陵、近墓の別をたて、幣を奉るなり。但し天安二年に、十陵四墓を近と定め給へり。又延長八年に、十陵八墓と改められたり。左に此寮の官制を説明せん。

頭一人、從五位上、相當官にて、唐の廟陵令に同じ。職掌は、職員令に、掌下祭二陵靈一喪葬、凶禮、諸陵及陵戸名籍事とあり。

助一人、唐の廟陵監に同じ。
允、大少ありて、唐の廟陵丞に同じ。
屬、大少ありて、唐の諸陵録事に同じ。

此寮の役員は、忌み禁むる官なれば、頭の外は、強いて任命せずとなり。禁忌とは、醫家によく病人の食物を忌み禁むることなどにいふより、すべて忌みて禁むることをいふに至れり。

以上、諸陵寮の四等官にして、治部省の被官なり。

問 民部省とは如何。

答 民部省ミンブシヤウと訓み、和名タミノツカサといふ。唐の戸部に當り、人民一切に關することを掌る役所なり、今の内務省にて取扱ふ如き事務は此省にて探るなり。此の省の官制を左に説明せん。

卿一人、正四位下、相當官にて、唐の戸部尙書に同じ。職掌は、職員令に、掌諸國戸口名籍、賦役孝義、優復調免、家人奴婢、橋道津濟、渠池山川蕪澤諸國田事」とありて知るべし。

大輔一人、正五位下、相當官にて、唐の戸部侍郎に同じ。

少輔一人、從五位下、相當官にて、唐の戸部侍郎に同じ。

丞、大二人、少二人ありて、唐の戸部郎中に同じ。

録、大少ありて、唐の戸部主事に同じ。

以上、民部省の四等官制なり。

問 主計寮とは如何。

答 主計寮、カベヘレウと訓み、和名カヅフルツカサといふ。唐の金部、又は度支に同じ。此寮にては、調庸の一年の國費を支度する役所なり。左に此寮の官制を説明せん。頭一人、從五位上、相當官にて、唐の金部郎中に同じ。職掌は、職員令に、掌下計二納調及雜物、支三度國用、勘勾用度」とあれば、人民より納むる調庸を計り、國用を度り、

用度を勘入ることなり。

助一人、正六位下、相當官にて、唐の金部員外郎に同じ。

允、大少ありて、唐の度支部郎に同じ。

屬、大少ありて、唐の金部主事に同じ。

以上、主計寮の四等官にして、民部省の被官なり。此外、算師といふ官ありて、算用を掌るなり。

又主税寮といふあり。唐の倉部と同じく、官制及職掌は主計寮にはり同じ。

問 兵部省とは如何。

答 兵部省、ヒヤウフシヤウト訓み、和名ツハモノツカサといふ、唐の兵部に當り、軍旅兵馬及諸武官の名籍は、此省の掌る所なり。左に此省の官制を説明せん。

卿一人、正四位下、相當官にて、唐の兵部尙書に同じ。職掌は、職員令に、掌内外武官名帳、考課、選叙、位記、兵士以上名帳、朝集祿賜、假使、差發兵士、兵器儀仗、城隍烽火事」とありて、兵事に關する一切のことを掌るなり。

大輔一人、正五位下、相當官にて、唐の兵部侍郎に同じ。

少輔一人、從五位下、相當官なり。

丞、大少ありて、唐の兵部郎中に同じ。

錄、大少ありて、唐の兵部主事に同じ。

以上、兵部省の四等官にして、被官には、

正一人、佐、令史等の官あり。

問 刑部省とは如何。

答 刑部省、ギヤウプシヤウと訓み、和名ウタヘサダムルツカサといふ。又ウタヘサダ

ムツカサともいふ。唐の刑部に當る。此省は、淳和天皇の朝に、檢非違使を置れて後は

有名無實となりしも、其以前は、刑務一切を掌り。然れども、贖銅罪を行ふは、古制

によりて、刑部省にて行ふなり。贖銅罪とは、律に六議といふことありて、天子に親身

ある人、貧ある人、賢才なるもの、功あるものなど、罪を犯したるときは、常人は、定

の刑罰に處せらるべきに、詮議して宥免せらるゝなり。六議とは左の如し。

一曰議親、皇親及皇帝の五等以上の親族、太皇太后、皇太后四等以上の親族、皇后三

等以上の親族をいふ。

二曰議故、故舊をいふ。

三曰議賢、大德行あるものをいふ。

四曰議能、大才能あるものをいふ。

五曰議功、大功勳あるものをいふ。

六曰議貴、三位以上の人をいふ。

この六議の人の犯罪をば、銅を出さしめて免せらるなり。もし銅なければ、錢を出さしむる制なり。但し此等の人も、八虐を犯し、殺人等の罪あるときは、本刑に處せらるなり。

左に刑部省の官制を説明せん。

卿一人、正四位下、相當官にて、唐の刑部尚書に同じ。職掌は、職員令に、掌鞫獄定

刑名、決疑讞、良賤名籍、囚禁債負事とありて知るべし。
 大輔一人、正五位下、相當官にて、唐の刑部侍郎に同じ。
 少輔一人、從五位下、相當官にて、唐の員外郎に同じ。
 丞、大少ありて、唐の刑部郎中に同じ。
 錄、大少ありて、唐の刑部主事に同じ。
 以上、刑部省の四等官にして、其外に、
 大判事一人、(和名オホイコトワルツカサ)
 中判事一人、
 少判事二人、
 屬、大少ありて、今の裁判所の書記の如き役なり。
 其外、被官に、囚獄司あり。
 正、佑、令史、ありて、囚獄のことを分掌す。
 問 大藏省とは如何。

答 大藏省、オホクヲシヤウと訓み、和名オホイクラノツカサといふ。唐の大府寺に同じく、本邦六十六ヶ國の年貢の藏を司る役所なり。此省の官制を左に説明せん。
 卿一人、正四位下、相當官にて、唐の大府卿に同じ。職掌は、職員令に、掌下出納諸國調、及錢金銀珠玉銅鐵、骨肉齒羽毛漆、帳幕、權衡、度量、賣買估價、諸方貢獻雜物事とあるにて知るべし。
 大輔一人、正五位下、相當官にて、唐の大府侍郎に同じ。
 少輔一人、從五位下、相當官にて、唐の大府少卿に同じ。
 丞、大少ありて、唐の大府郎中に同じ。
 錄、大少ありて、唐の大府主簿に同じ。
 以上、大藏省の四等官にして、被官に、織部司あり。
 正、佑、令史ありて、織部の事務を分掌す。
 問 宮内省とは如何。

答 宮内省、クナイシヤウと訓み、和名ミヤノウサノツカサといふ。唐の工部に當る官

衙なり、故に百工の事、この省の掌る所なり。左に此省の官制を説明せん。

卿一人、正四位下、相當官にて、唐の工部尚書に同じ。職掌は、職員令に、掌下出納諸國調雜物、春米官出、及奏宣御食産、諸方口味事とあり。

大輔一人、正五位下、相當官にて、唐の工部侍郎に同じ。

少輔一人、從五位下、相當官なり。

丞、大少ありて、唐の工部郎中に同じ。

録、大少ありて、唐の工部主事に同じ。

以上、宮内省の四等官にして、被官には、

大膳職、

大夫、亮、進、屬、ありて、臣下に給ふ饗膳のことを分掌す。

木工寮、(ムシレウとも云ふ。)和名コタクミノツカキ、頭、助、允、屬、ありて、材を探り、木作を管むことを分掌す。

大炊寮、

頭、助、允、屬、ありて、諸司の食料の事を分掌す。

主殿寮、和名トノモリノツカサ、

頭、助、允、屬、ありて、殿下の洒掃のことを分掌す。

典藥寮、クスリノツカサともいふ。

頭、助、允、屬、ありて、疾病に關する藥劑にかゝはることを分掌す。此寮には、醫博士、女醫博士、針博士、侍醫、醫師、等の醫官あり。

掃部寮、カニモリノツカサともいふ。

頭、助、允、屬、ありて、殿上の洒掃に關することを分掌す。

其外、正親司、内膳司、造酒司、采女司、主水司、等ありて、各其職務を分掌す。

以上、皆、宮内省の被官なり。

問 藏人、雑色、漣口、とは如何。

答 藏人、クラウドと訓み、藏人所の役人なり。此所は、始め校書殿として、書籍を校合せしめ、それを藏め置く殿なりしが、殿内に納殿として、書を納むる庫の出来たるより後は

書籍は勿論、御服、御器の類まで、入るゝことなりしかば御用の度ごとに、其藏人に仰せて出さしめたり。されば、其御藏を預る人を藏人といひしなり。この藏人は、もと卑しきものなりしが、遂に天皇の御用を達するより、自然けだかくなりて、顯官と稱ふるものになれり。故に五位、六位の藏人も、皆昇殿を許され、殿上人の列にあるなり。雑色ザフシキと訓み、藏人所に屬して、雜役に使用するもの、稱なり。後世の中間、足輕などの如く走り使の者をいふなり。

瀧口、タキグチと訓み、禁中御湯殿の瀧の下に勤番すれば、一名となれり。藏人所に屬して、御所を護る武士の稱なり。こは武勇に堪能なる輩を瀧口に補すなり。

職原抄終

神社法令 附追加

神社法令

第一章 府縣社以下神職任免、官制、服務

懲戒ニ關スル件

○府社縣社以下神社神職任用規則 明治廿五年二月十八日 內務省令第四號

第一條 社司社掌、試験ニ及第シタル者ニアラザレハ社司社掌ニ補スルコトヲ得ズ

官國幣社神職試験ニ合格シタル者又ハ官國幣社神職及神職タリシ者ハ試験ヲ要セズ直ニ社司社掌ニ補スルコトヲ得

第二條 年齢二十年以上ノ男子ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當セザル者ハ社司社掌ノ試験ヲ受クルコトヲ得

- 一、重罪ヲ犯シタル者但國事犯ニシテ復權シタル者ハ此限ニ在ラズ
- 二、定役ニ限ヌ可キ輕罪ヲ犯シタル者

三、身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辨償ヲ終ヘザル者及家資分産若クハ破産ノ宣告ヲ受ケ其確定シタルトキヨリ復權ノ決定確定スルニ至ル迄ノ者

四、禁治産者、準禁治産者

五、懲戒免官及免職ノ處分ヲ受ケタル後二年ヲ經過セザル者

第三條

地方廳ニ社司社掌試験委員長一名及社司社掌試験委員五名ヲ置キ社司社掌ノ試験ヲ行ハシム

第四條 社司社掌試験委員長及社司社掌試験委員ハ北海道廳長官府縣知事之ヲ選任スベシ

第五條 社司社掌試験委員ハ此ノ規則ニ依リ試験ヲ施行シ試験委員長ヨリ其ノ成績ヲ北海道廳長官府縣知事ニ具申スベシ

第六條 北海道廳長官府縣知事ハ前條ノ具申ニヨリ合格ト認ムル者ニ合格證書ヲ付與スベシ

第七條 試験ヲ施行スルトキハ豫メ其ノ試験期日及場所等ハ官報公報又ハ新聞紙其他便宜ノ方法ヲ以テ之ヲ公告スベシ

第八條 社司社掌ノ試験科目ハ左ノ如シ

祭式 倫理 國文

作文 祝詞體 公文體 法制 現行神社法令

第九條 試験問題ハ社司社掌試験委員之ヲ定メ社司社掌試験委員長ヨリ北海道廳長官府縣知事ノ認可ヲ受クベシ

第十條 此ノ規則施行ニ必要ナル細則ハ北海道廳長官府縣知事之ヲ定メ内務大臣ニ報告スベシ

第十一條 左ニ掲グル者ニシテ第二條ノ各號ニ該當セザル者ハ試験ヲ要セス社司社掌試験委員ノ銓衡ヲ經テ社司社掌ニ補スルコトヲ得

一、官國幣社及神部署神職任用令第九條一號二號三號五號ニ掲グル者

二、皇典講究所ニ於テ内務大臣ノ認可ヲ得テ定メタル規則ニヨリ學階司業(社司ニ在テハ六等以上、社掌ニ在テハ八等以上)ヲ附與シタル者ニシテ祭式ヲ修メタル者

三、判任以上ノ職ニアリシモノニシテ祝詞作文祭式ヲ修メタル者